

Jiles

Submitted Dr No 3037

alt



史歴の擊排

著 吉 吟 北

3037

削除済

大 理 書 房 版

IMT 533

1



排擊の歴史

北 眖 吉 著

大理書房刊行



TMT 553

2

亡き母の靈前に捧ぐ

923
76

自序

本書は題して「排撃の歴史」と稱する。之れ著者が大正六年三十三歳の時から五十七歳の今日に至る二十五年間四半世紀の久しきに亘る流俗の誤れる主張に對する辯難攻撃の論文を集録したからである。聊か奇矯に失する標題とも考へられやうが、著者が時代に應じ問題に即して、縦横に論敵を攻撃し折伏した思想生活の記録として率直な標題ともいへる。

皮相な觀察者は著者を以て破邪に偏し、破壊を事としめたと評するであらうが、實は破邪に即して顯正を企てたものであり、炯眼の讀者は筆者の筆戦生活の底に流れる大日本主義の精髓を看取し得ること、信ぜざるを得ない。

四半世紀といへば、一個の思想家に取つては、相當に永い年月である。この年月

序文

の間に於ては、著者としても、細目に於て、多少思想上の變化がないではなかつたが、過去を顧みて最も思想上の變化のなかつた思想家の一人であつたと自負する。上知移らざる徒か、下愚移らざる徒かは、見る人に依つて異なるであらうが、著者は時勢に便乗して轉向を事となかつたことを欣懐とせざるを得ない。こゝに集録せられた論文の或る部は、他人の議論に即したものであるが爲めに、表現上多少の遺憾はあるが、思想の本流に於ては今尙ほ責任を負ひ得るものである。喧嘩には賣り言葉に買ひ言葉があるから、この論文集にも隨分失禮な措辭もあり、論敵は勿論のこと、大方讀者の寛恕を希ふ次第である。

著者の論評の目的物として、亞細亞主義に就いては故澤柳博士を、民本主義に就いては故吉野博士を、社會主義に就いては河上博士を、不戰條約文に就いては立、美濃部、神川諸博士、蠟山、高木、高柳諸教授を、倫敦條約問題に就いては、美濃部、五來、中野諸博士を、憲政常道、政黨政治に就いては、田中、濱口、若槻諸内閣を、直譯全體主義に就いては近衛内閣を相當辛辣に取り扱つて居る。

往時著者の攻撃の對象であつた諸學者の或者は鬼籍に入り、或者、例へば五來、中野（登）二博士の如きは自由主義から全體主義に轉向してゐるし、又近衛内閣も獨伊的全體主義が褪色して平沼流の皇道主義が濃厚となり、大政翼賛會も改心し改組した如くである。従つて著者の攻撃も、一部の目的物に就いては、今日では的がない。それにも拘はらず、殊更に無遠慮にこの論文集を公にするのは、過去四半世紀の間、如何に我が爲政者や學者達が誤つた途を辿つて來たかを回顧し、一般の讀者に日本思想の過誤史、罪惡史を提供せんが爲めである。蓋し將來の日本はその過去に於て犯し來つた過誤に依つて多くを學び得ると信ぜられるからである。

日本は從來餘りに外國依存であつた。英米依存より獨伊依存への轉向も、日本本來の面目を失つては、轉向ではなく、依存より依存の繼續に外ならない。世界思潮といふ世界風に吹かれて、日本の草木も靡くやうでは、どこに日本の自主があらう。

ロザンヌ會議で、英佛の手先となつて、トルコの治外法權撤廢を時期尚早と論じた日本の外交官もあつた。國際聯盟の決議を鵜呑みにして、昭和十九年限り尺貫法を廢止し、之を使用する者は一年以下の懲役と五百圓以下の罰金を科するといふ亡國的法律を制定した政府と議會とがあつた。何といふ恥晒した。

著者は思想界に生きて來た一人として、變轉極まりなき内外の世相に處して、過去四半世紀の間、大きな誤りを犯さなかつたことを、感謝の情を以て回顧するであらう。そうしてこの感謝の情を新たにして、近く顯正的な、より建設的な思想を盛つた著作を世に問はんと欲する。

昭和十六年夏

著者

目次

自序

亞細亞主義排撃

- 一 亞細亞主義の眞諦を論ず (六)
- 二 誤解せられたる亞細亞主義 (六)

民本主義排撃

- 一 吉野博士の民本主義論を評す (四六)
- 二 吉野博士の辯明の價值如何 (八六)

社會主義排撃

目 次

二

- 一 河上博士邦譯『資本論』の検討 (一〇四)
- 二 唯物史觀の誤謬二三 (二九)
- 三 國家社會主義を排撃す (四八)

不戰條約文排撃

- 一 不戰條約調印問題 (一六)
- 二 不戰條約と田中内閣 (一八)
- 三 不戰條約問題 (一九)
- 四 東大五教授の不戰條約文に關する所論を檢討す (一九)

倫敦條約排撃

- 一 軍縮と統帥權 (三四〇)
- 二 黨人國を率る (三八四)

憲政常道論排撃

- 一 政黨政治の斷末魔 (二九三)
- 二 外敵討伐と内敵討伐 (三一〇)

國際主義排撃

- 日本の今明日——保全か分割か (三三四)

直譯全體主義排撃

- 一 新體制の根本理念を檢討す (三五三)
- 二 大政翼賛會の性格に對する疑義 (三五六)



亞
細
亞
主
義
排
擊

五

IMT 533

IMT 533

四

亞細亞主義の眞諦を論ず

一

曠世の大英雄として全國民の仰望の對象であつた明治大帝御崩御の際、世界操觚界の最高權威たるタイムス紙が、同盟國の好誼を忘れたるかの如き冷靜を以て、日本は明治時代を唯一の英雄期として將來は下り坂となるであらうとの不祥なる豫言を下したことは、健忘なる邦人の記憶にも尙ほ新なるところであらう。然るに意外にも、塞比亞の一愛國者の染血の手は全地球を翻轉するアルキメデースの點となつて、歐洲の列強を存亡の危機に投じたるが爲めに、大正の日本は明治の夫れよりも遙かに希望に生きつゝあるのである。英雄の死と共に西天に消え去つた大日輪は、今や幾層倍の輝きを以て天の一方に其の雄姿を現じ來つた。實に英國の番犬として又五國借款團の執達吏としての耻づべき我が國の地位は支那自身の外交策は勿論、歐洲各國の對支政策をも或

る程度まで左右し得る東洋の盟主たるべき地位に進まんとしてゐるではないか。今や幸運の光は吾人の前途に笑みつゝある。人の和と地の利とを收めてゐた吾人は、更に天の時をも併せ有することとなつた。此の多幸なる地位が我が國の自力に依つて獲られたものであるか、將た今次の戰亂を捲き起した軍神の他力に恵まれたものであるかは、敢て問ふを要しない。吾人は單に我が國の現在の地位が國際關係上極めて重要であり、吾人の立ちつゝある舞臺が嘗て祖先の經驗しなかつた劇的波瀾に富むべしとの事實を承認すれば足るのである。惟ふに此の承認、此の自覺こそ、直ちに之に對應する一大責任を我が國民の双肩に負はせなければ止まないであらう。Noblesse oblige (特權は義務を強む) とは此の意味である。凡て地位は之れに應する自覺を生じ、力は之に伴ふ抱負を觸發するのが自然である。若し地位ありて自覺なく、力ありて抱負がなかつたならば、地位は喪はれ力は衰へて了ぶ。「全亞細亞主義」と云ひ「亞細亞モンロー主義」と云ふ、畢竟は我が國の現地位に應する自覺と、力に伴ふ抱負との產物である。されば吾人は我が國の一部の識者間に、此の種の主義が眞面目なる要求よりして主張せらるゝのは、屈從的日本が自主的日本に推移せんとする象徴として祝福せざるを得ない。併しながら「全亞細亞主義」又は「亞細亞

「モンロー主義」の提唱は幾多の不利を伴ふものである。第一に、斯かる名辭は幾分排外的攘夷的調子を帶び、生來の好戦的國民たる邦人には愉快なる響きを傳ふると共に、歐米諸國民をして我が國を危険視せしめ却つて無き腹を探らしむるが如き不利益がある。第二に、此の主義は之を實現すべき具體の方策に對する明瞭なる理解と此の方策を實行すべき實力を有すれば鬼も角、然らざる限り我が國をして徒らに險難の途を進ましむることとなり、歴史に悲壯なる一頁を加へしむる結果となる惧れがある。茲に於てか、教育家にして兼ねて經世家的眼光を具ふる澤柳博士は、「文化的汎亞細亞主義」なる新熟語を拈出し來つて我が國の國是の存する所を明かにし、一面歐米人の危惧の念を除くと共に他面我が國民の努力の向ふべき標的を掲げたのである。吾人は實に博士がシンゴイズムの先觸れとなつて教育者たるの品位を喪はざらんとし、更に我が國民の一部を侵しつゝある享樂的退歩的傾向に警策を加へんとしたる心事を尊敬するに容かならざる者である。併しながら吾人は博士の心事に満腔の敬意を表しつゝ博士の所説の内容を吟味するに、其志大にして才粗なるの失あるに失望せざるを得ない。博士の所説は觀察の錯誤と分析の不精密と論理の矛盾とを暴露し、日本の代表的學者も遂に獨逸の一騎兵大將ベルンハルディに如かざることものである。

二

遠きを思はしめ、我が國に獨自の文明が創造されてゐないと博士の感懷を、博士自身に於て實證してゐるかの觀がある。されば以下吾人は博士の心事に同情する餘り、其の提唱にかかる「文化化的汎亞細亞主義」の内容を吟味して博士と共に我が國是を決定するの一助たらんことを期するものである。

博士は柏林より發行された或る無名氏の著作『次の世界戰』を抄譯して之に對して意見を述べてゐる。博士の眞意は、無名氏の日本に對する觀察は日本の實力を過大視せるものであるが、而も日本の地位は無名氏に依つて誤解さるゝが如き重要なものであると見做し、而して一面諸外國の猜疑を免れ、他面我が國民に對して重要な地位に伴ふ自覺を惹起せんとするにあるのである。先づ順序として無名氏の著作の内容を述ぶれば大體左の如くである。

「日本の發展策の實現は極めて組織的であつて、先づ支那を掌中に收めて東亞の盟主となり、然る後に世界に雄飛せんとするものである。日本の野心は約して三項となすことが出来る。」

(二) 日本は亞細亞大陸に勢力を扶植して東亞の覇者となり歐洲の勢力を驅逐する事。

(二) 日本は凡ての佛教國民を打つて一丸となし、以て一大帝國を建設し、その政治的宗教的主權として東京の陛下を戴くこと、恰もコンスタンチノープルのカリフが、回々教徒の中心たりしが如くする事。

(三) 日本は太平洋の主權を掌握して縦横にその日章旗を翻す事。日本が此等の三大目的を果すことは必ずしも不可能ではない。支那人をして自己の蒙古人たる事と佛教國民たることとを自覺せしめ、日本は東亞の普魯西として支那に新たなる生命を與ふれば足りるのである。而して袁世凱の死と歐洲戰亂の繼續とは日支結合の好機會である。然るに日本が支那を自家藥籠中のものたらしむるには、支那及び東洋に於ける英米二國の勢力が障礙となつてゐる。されば日本は英領印度と米領フィリッピンとを領有するに腐心するであらう。而して日本は太平洋並びに印度に於て英と米とを相手として自由活動をなす爲めには露西亞を幽閉しなければならないが、先年の日露戰爭と昨年の日露協約はその希望を満さしめた。斯くて將來に於て日本を向ふに廻して世界的爭霸戦の大舞臺に立つものは謂ふまでもなく獨逸でなければならぬ」と。

此の匿名の著者は日本の實力を故意に過大視して、日本に對する英米の嫉妬心を激成しようと思掛けたものには相違ないが、他面から觀察すれば、日本の國際的地位が餘りに重要な爲め幾分獨逸人たる著者が自己の心事を以て他を忖度したものとも認められる。由來獨逸は何事をなすにも計畫的打算的である。彼等が學問の研究に際して常に研究法に頭を悩ますのは其特性である。獨逸が藝術の範圍に失敗しながら、科學と產業と軍備とに勝利を占めたのは畢竟其の方針論の勝利である。されば偶々歐洲戰亂に恵まれたる我が國の地位を察して、我が國の現在並びに將來の行動が、雄大にして而も細密なる一大方針の下に一絲亂れず運ばるものであると臆測するのは、獨逸人としては無理ならぬ次第であるが、日本より云へば眞に無い腹を探らるゝものであつて、澤柳博士が、我が國人が充分の自覺なくして重要な地位に在り、諸外國より猜疑せらるゝの極めて危險なるを叫び、地位に應する決意を國民に促さんとしたのは、固より當然である。唯吾人は博士が國民の決意を促さんが爲めに「文化的汎亞細亞主義」なる新熟語を拈出しながら、文化主義と軍國主義との關係の考察を誤り、我が國の國情が獨逸の夫れと同様に、時に軍國主義を利⽤して文化主義を實現するの必要があり、而して其の軍國主義を實行するプログラムは無名氏の

著作の一部分と合致することあるべきを閑却したのを遺憾とせざるを得ない。徒らに無名の師を起すは國家としても慎むべきことには相違なく、國家の最高目的は文化の實現と平和の享樂にあるは論なきことなるが、文化の實現は一定の物質的條件を要する以上、又此の物質的條件に制限ある以上、文化の實現は多く軍國主義を利用せざるを得まい。英米の如く廣大なる領土と無盡の富源を擁するならば、文化主義は少くとも侵略的の軍國主義を要しないであらうが、獨逸若しくは日本の如きは、果して軍國主義を離れて文化實現の目的を達成し得るであらうか。由來マース軍神を國家の主神として崇拜し、或は文武兩道と稱して車の兩輪に比して二者の價值を平等視する軍國主義の忌むべきが如く、軍國主義を方便とせざる文化主義は寧ろ空想的文化主義として之を排しなければならぬ。少くとも、日本に取つては軍國主義は最高の要求ではないが、最初の要求たるを失はない。されば吾人は先づ文化主義と軍國主義との關係に就きての博士の考察の錯誤を惜しまざるを得ない。

三

次に博士は「文化的汎亞細亞主義」を提唱せんが爲めに、將來の形勢を考察し、大勢は益々平和に向ふべしと樂觀してゐる。博士の考察は此の點に於ても錯誤してゐる。元來平和を目的とする規範としての平和論と、世界の趨勢は平和に向ひつゝありとの事實としての平和論とは全然異なるものである。前者は理想論であつて、後者は運命論である。前者は倫理的要求の所産であり、後者は社會學的觀察の結論である。然るに驚くべきことには、博士は理想論としての平和論者たるのみならず、運命論としての平和論者たるのである。されば大谷光瑞師が、「或は云ふ、現時の戰局終結せば永遠に戰闘は生ぜざるべし、今日の慘禍を見聞して再びするの理なし、故に次いで來るものは平和なりと。何ぞ其の言を樂觀せるや、大拿破翁の戰後一百年今日の大戰あり、然れども此の中間には獨塊の小戰あり、獨佛の小戰あり、日露の小戰あり、巴爾幹の小戰あり、戰闘の慘禍を知らざるに非ず、而して戰闘の絶えざるは何ぞや。近時大戰の以前皆曰く、今日は經濟の關係漫りに戰を起す能はずと。而して經濟の關係依然たるも大戰は突如として起れり。經濟の如きは顧みる所とならず」と說いたのに對して博士は正反對の見解を抱いてゐる。云ふまでもなく光瑞師の議論は東洋的豪傑の長所と短所とを兼備せる痛快なれど粗大なる議論であ

る。「夫れ相争ふは動物の常なり」との一前提より國家對國家の國爭にまで演繹するが如きは即ち其一例である。併問す、光瑞師は「同類相姦すは動物の常なり」といふ前提より人類に對して如何の結論を演繹せんとするか。併しながら、光瑞師に對する澤柳博士の駁論も、其の粗大なる程度に於ては同類項に屬する。

博士は大拿破翁戦争當時と今度の戦争の起る頃とは世界の事情と人間の思想とが一變し、最近數十年來人類の平和を望む思想感情が次第に強烈となり平和運動が盛んになつて來たと述べ、其の具體的例證として萬國平和會議の開催や永久仲裁々判所の設置を指摘し、且つ一九〇七年に開かれたる第二回平和會議には三十六箇國の全權大使が參列したと語つてゐる。而して博士は更に平和運動が斯くの如く好望に向ひつゝあるに、此の度有史以來の大戰亂が突發したのは、世界の人心に甚大なる衝動を與へたるに相違なしと思惟し、將來は經濟關係の密接なると共に利害共通の觀念が旺盛となり、加ふるに學術、技藝、交通等も世界的となり、而して民主的傾向の旺盛なると共に、一人の君主や少數野心家等の起せる無名の師は其の跡を絶べしと觀測してゐる。

吾人は勿論博士の指摘せるが如き事實の存在を其の儘に承認する。併しながら此等の事實が將

來の國際間の平和を保證するとは、餘りに架空なる推斷ではないか。惟ふに社會に作用してゐる勢力は決して單一なるものではない。若し社會に作用しつゝある或る種の傾向にのみ着目して、之に反對なる他の傾向に眼を外らす時は、社會主義の實現も豫断し得ないことはない。現に社會主義は斯かる側面的觀察の產物たる獨斷的豫想に動かされてゐるのである。教會に群がる善勇善女を見て日本の將來は基督教の世界であると狂喜する牧師があり、御題目の聲に意氣昂り我れ身命を惜しますと呼號する白熱の信徒を見ては、我が國を佛國土として妙法を全世界に光被するは近きにありと自負する日蓮の末孫があるのは、博士一流の側面觀の致す所である。

さもあり、社會の進歩は決して或る特殊の傾向の進歩ではなくして、凡らゆる種類の傾向の開展である。動と反動、引力と斥力とは常に社會の經緯をなしてゐる。進歩せる社會に於ては、藝術の進歩と比例して病氣の種類も増し、警察術の巧妙となると共に泥棒の手腕も冴えて來る。教會の讚美歌がもれ来るかと思へば、擊劍の掛聲も聞える。平和運動の旺盛なる反面には軍國主義が提唱される。殊に平和運動は平和を得策とする英米に於てこそ盛大なれ、獨逸又は日本に於ては殆んど見るべきものがない。かの萬國平和會議に參列した獨逸の使臣の態度に察すれば思ひ半

ばに過ぎざるものがあるではないか。又博士は仲裁々判を引例としてゐるが、此が何程の效力を有するかは、嘗て米國の前大統領タフト卿が英米間に一般的仲裁條約を締結せんとした時、米國の上院の外交部委員が如何に之を修正し、又マハント佐やローズベルト氏が如何に之を批評したかを回顧すれば知れるのである。戦争を不利とする米國に於てすら、仲裁々判に委ねべきものは單に國家の小問題であつて、國家の體面に關する大問題や國家の存亡に關する死活問題は、其の範圍外に置かれたではないか。況んや獨逸に於てをや。又況んや日本に於てをや。殊に博士の交換教投云々に至つては寧ろ兒戲に類すと評せざるを得ない。嫁婿を遣り取りせる肉親の間柄にすら争ひがあるではないか。英と米とは同類にして相食んだではないか。されば博士の指摘せる事實は國際戦争を緩和し阻害する事實たるのみにして、まだ平和を保證する事實ではない。嘗て一八五一年英國のハイド・パークに於て始めて萬國博覽會が開かるゝや、世人は新紀元の開始として迎え、將來は永久平和の時期なるべしと期待した。併しながら、其後戰亂は幾度か起つて世人の期待を裏切つたのである。

勿論戦争の性質は異つて來た。即ち單なる征服慾や君主の野心に基づく戦争より國民的意義あ

る戦争へと變つて來たが、戦争絶滅の時代は未だに來らない。されば、今次の戦争を劃して世界は永久平和の時代に入るべしと豫想する博士一流の人々は、大軍破翁戦後の人々と同一の錯覺を浮べてゐるものである。歴史は繰返すとは此の類の事實を指すのであらうか。

四

次に澤柳博士は今次の戦争が與へたる教訓に依つて將來益々軍國主義の衰頽すべきを豫測してゐる。而して其の理由として擧ぐる所は「此度の戦争に於ては獨逸は其の雄大なる覇圖を實現する能はず、又聯合國側も獨逸の軍國主義を擊破し盡す能はず、結局双方戦ひ疲れて引分となり交戦國共に何等の得る所があるまい。従つて今度の戦争にこりて容易に戦争を起すまい。蓋し勝負の定まる戦争ならば雪辱戦もあり得るが、今度の戦争の如く不得要領に終らば雪辱戦と云ふ感じは何れにも起らないからである」と云ふにある。而して博士は更に附言して「戦後に於ては各國共に勢力均衡を維持せんが爲めに協約し同盟するに相違なきを以て、再び戦争を開始するとして其の勝敗は豫測すべからず。惡戦苦闘空しく歲月を費して結局は引分けとなるであらう」と述

べてある。

此が博士の豫測である。併しながら、吾人は此の度の戦争が果して斯くの如き教訓を含むかを疑はざるを得ない。勿論戦後に於て交戦國共に疲弊し戦争を後悔することは有り得べきことである。殊に労働社會に於て此が一層痛切に感ぜられ、平和運動の旺盛なることは期待し得らる。併しながら一度経験されたる苦痛は必ずしも將來を拘束するものでない。分娩の苦痛は次回の分娩を遮る原因とはならないではないか。元來戦争は單なる功利的打算のみから生ずるものではなく、「神の賭博」と稱せらるゝ程に一種の勢ひに依つて生ずるものである。一度の苦痛に依つて戦争が生じないと観測するのは餘りに甚だしい功利的見解である。現に勃我利の如き、第一第二の巴爾幹戦の苦痛未だ鮮くなるものあるに拘はらず、全國民を擧りて勇戦しつゝある苦痛は特に近來の戦争は大規模となつたが爲めに頻發し得ず、其が起る頃には此度嘗めつゝある苦痛は恐らく國民の記憶を消え去るであらう。又博士が此度の戦争が五角であるとの理由と、各國共に同盟や協約を締結すべしとの豫測とよりして、將來の戦争も引分けとなるであらうと想像しているが、此は誠に謂れなき獨斷である。寧ろ獨逸の如きは、英國や日本やを敵に廻したのは外交上

の大失策であると考へ、故ビスマルク公の如き巧妙なる外交を利用して、此度よりも一層有利なる戦争の機會を捉へんと力めるに相違ない。獨逸が日露と提携して東洋並びに南洋より英國の勢力を驅逐せんと割策することは決して架空なる想像でもない。現に日本としても、從來日英同盟に感謝すべき理由があつたとて、末長く英國の東洋並びに南洋に於ける利益を尊重して東洋の番犬たる地位に甘んじなければならぬ義務を持たない。將來の日本の發展は何よりも先づ英國の利益と衝突することは火を見るよりも瞭かる事實である。されば今次の戦争の現状よりして、將來の國際關係を推斷するは誠に輕率である。近くは巴爾幹戦に於て土耳其を共同の敵として戦つた勃我利、塞比亞、希臘の三國が、戦後互に同志打ちを演じたのも知らるゝが如く、今日の味方が明日の敵となり、今日の敵が明日の味方となることなしとは誰か之を豫言し得やう。

五

以上吾人は博士の文化主義と軍國主義との關係に就きての誤解を指摘し、且つ博士の運命論としての平和論が側面的觀察に基づくことを指摘し、更に今次の戦争の與へたる教訓に對する博士

の見解の獨斷的なることを説いたが、以下進んで博士の論文の精髓とも云ふべき「文化的汎亞細亞主義」の内容を吟味しよう。

博士は先づ軍國主義の衰頹を豫想しつゝ而も軍國主義の衰頹は必ずしも一切の競争を緩和するものではなく、寧ろ將來は競争の方面が變り經濟的學術的競争は益々劇烈となるべしと豫想してゐる。即ち博士は「歐米人は東洋文明を藐視し、西洋文明を以て全人類に光被せんと欲するであらうが、之に對して東洋人は何時までも其背後に屈服して止むものではない。即ち西洋人に對して東洋文明の光輝を發揚し、若くは東西兩文明を打つて一丸となし、一新文明を產出せんと勉むべく、其處に旺くなる競争が起るであらう」と述べ、軍國主義が衰へたりと到底安閑とすることが出來ないと警告してゐる。

吾人は博士と同様に軍國主義の衰微を考ふることは出來ないが、併し軍國主義が衰微しても劇甚なる文化的競争があり得べしとの主張には同意し得らる。唯博士が西洋文明と東洋文明とを對立せしめ、且つ東西文明を打つて一丸となしなど極めて空漠なる言辭を弄し、東洋文明と西洋文明との特色を明かにせず、又二者の果して融合し得べきや否やを考察せざりしを遺憾とする。

のみである。東西兩文明の對立乃至融和の主張は中學生の論文にも散見せるものであるが、之れ程空疎なる主張は世に又とあるまい。吾人は所謂東洋文明の内容を吟味すれば、其が果して國力を統制して其實現を計るべき性質のものであるかを疑問に抱くのみならず、殊に之を西洋文明と對立せしむるに當つて、二者が果して融合し得べきものなるやを疑ふものである。されど吾人は先づ此の根本の疑問に道に入る前に博士の主張を更に明かにする必要がある。

博士は說いてゐる「聊か語弊があるけれども、私は平和の理想に立脚して、一種の東洋主義といはんか、それとも文化的汎亞細亞主義とでもいはんか、斯かる主義を奉じて結束し活躍する事の、吾人日本國民に取つて甚だ必要なるを思ふものである。併し汎亞細亞主義といふと、其中には印度から波斯、更に南洋の一部に屬する暹羅、安南を迄含む様になるが、其は餘りに包括の範圍が廣漠に失するから暫らく搁くとするも、支那だけは古來歴史上、地理上、人文上、日本と密接の關係がある所だから、將來は益々相提携して立つべきもので、所謂モンロー主義の精神をこゝに發揮すべきである」と。此の言に依つて見るに、博士は亞細亞なる名稱を單に日支兩國に限つたものであつて「文化的汎亞細亞主義」なるものも、日支兩國に世界に對して誇示すべき高貴

なる文明があることを指摘して、汎亞細亞主義を唱道せりと云はんよりは、寧ろ月並の日支親善論である。苟しくも文化主義を揚言する以上は、オイケンが其の「獨逸精神の世界史的意義」に於て獨逸文化の特徴を論じ、其の優秀にして世界史的意義の重大なるを力説し、而も斯かる文化の維持發展の爲めには一定の現實的基礎を要すと高唱せる態度に學ばなければならないのに、博士は「文化的汎亞細亞主義」といふ空疎なる文字を掲げたのみで、其の内容特質を明かにせずして、一足飛びに月並の日支親善論に早變りすることは、何人も其の分析の不精密と推論の突飛とに驚を喫せざるを得ない。既に東洋文明の發揮と云へば、其が佛教的精神なるか儒教的精神なるかの問題に觸れなければならぬ。而して若し佛教的精神とせば、佛教發祥の地たる印度をも包括するは理の當然なるが、本來の佛教的精神は果して亞細亞モンロー主義なる獨占的思想と兩立し得るかゞ大なる疑問である。又若し儒教的精神とせば、日支兩國を結ぶには便利なりとするも、單に之のみにて一切の西洋思想——基督教やプラトーンやカントの思想をも向ふに廻して殊に世界史的に重要な思想として我が國民の血を沸かすべき高貴なる内容を有するかと問はざるを得ない。東洋てふ地理的名稱に覆はれたりとて、佛教と儒教とには非常に逕庭があつて、佛教の或

る物は基督教に似、或る物は獨逸の汎神論的哲學に似、而して儒教は其の現實的なる點に於て多く希臘思想と共通してゐる。されば歐米人が基督教と西洋哲學とを提げ來つて我れに迫り、我が東洋人は佛教と儒教との兩刀を携へて之に對抗すとは噴飯すべき滑稽事である。果して然らば、吾人は吾人の努力の目標として惟神道と日本化せられたる佛教と儒教とを掲ぐる（之れ光瑞師の大乘佛主義である）の外なく、斯くては「文化的汎亞細亞主義」は文化的大日本主義の別名に外ならない。

以上の如く東洋文明の内容を分析せば、所謂文化的汎亞細亞主義が國是を決定するには餘りに漠然たることが知れやう。されば文化的汎亞細亞主義を解して日本の實力を亞細亞諸國に及ぼして、彼等をして白人の壓迫より解決せしめんとする方針と見做しては如何。此は一種の義侠的行動であつて、我が國民のプライドたり得るには相違なきも、此は日本の實力有り餘り、日本の文化が充分に發展して後、期待し得らるゝのみならず、博士が將來衰亡すべしと豫測せる軍國主義を待たずしては不可能である。加之、國家第一の義務は自國の獨立と生存を確保するにあるを以て、徒らに小弱國の爲めに苦闘して却つて自國を存亡の危機に投することは國民の義務と背馳す

る。而して小弱國にして他國の義侠心に依つて自國の復興を計る如きは、既に國家としての體面と威儀とを犠牲にするものと云ふべく、斯かる節操なき國家は事大主義の信者となり將來日本以上の強國に依頼することを保障することは出來ない。現に支那の如きは此の種の國家ではないか。今日歐洲の列強が戰亂の渦中に苦悶しつゝある間こそ、日本を宗とする傾向あるも、過去の歴史は以夷征夷の政策が支那の常套的外交政策なることを教へてゐる。

故に文化的汎亞細亞主義は亞細亞共同の文化を實現せんとする主義たり得べきものに非ず、又日本の義侠的行爲に依つて亞細亞諸國を復活せしめる主義ともなり得べきものではない。單に日本文化の發展と日本の存在とを確保する爲めに、亞細亞に於ける歐米諸國の壓迫を防止せんとし、而して此の目的を果す爲めに支那保全を根本の方針として日支兩國間に於て一種の利益交換の打算より飽くまで親善を計るの意味に外ならない。斯のモンロー主義なるものは畢竟此の種の性質を有するものである。モンロー主義は決して南北亞米利加共同の文化を發展するものでなく、又自國の實力を顧みず徒らに小弱國の犠牲となりて自國の負擔を増すことを方針とするものでもない。其は徹頭徹尾合衆國の維持と發展とを目的とする主義である。

畢竟するにモンロー主義は假裝せる合衆國主義である。即ち一八二三年モンロー大統領は議會に與へたる教書に於て、南北亞米利加は合衆國と特殊の利益關係を有するから、將來歐洲諸國は亞米利加の獨立國の内政に干渉すべからず、又將來歐洲諸國は亞米利加大陸に植民地を設置すべからずと警告したのであるが、此のモンロー主義は更に發展せられて、一八九五年クリーブランド大統領に至つて、英領ギニアとヴェネジュラとの境界争ひにまで干渉するに至り、最近に至つては支那問題にまで容嘴してゐる。之れモンロー主義が合衆國主義たることを立證するものであつて、此の主義は最初は單に自衛の爲めに主張せられたが、後に至つては自家擴張の要求と化しあつたのである。モンロー主義の性質が斯くの如きものであるとしたならば、亞細亞モンロー主義も、其の實質に於ては假裝せる大日本主義でなければならない。

而して若し果して亞細亞モンロー主義が大日本主義であるとしたならば、日本の自衛の爲めにも、亦日本の發展の爲めにも、支那保全を以て對支政策の方針となし、四國借款の如き政治借款の意義を述ぶるものは飽くまで之を排斥しなければならないことは論を俟たない。澤柳博士は各國の既特權の尊重すべきを説くが、日本は國力の發展に應じて自家擴張の爲め歐米各國の或る種

の既得権を侵害するのも蓋し止むを得まい。『次の世界戦』の著者の想像する如く米獨諸強を敵に廻はすことの不得策なるものは勿論であるが、英國の南支に於ける商業を奪ひ印度の關稅を低減せしめ更に濠洲を開放して我が國の移民問題を解決せしむる爲めには將來露獨と提携する必要があるかも知れない。唯米國を敵手とすることは歐洲の各民族の反感を惹起し人種問題の危險を生ずる惧れがあるのみならず、米國は領土的野心なく經濟的活動を要求するに過ぎず、之をして支那に活動せしむるに依つて、一は四國の政治借款を驅逐し、一は日支貿易を旺盛ならしめる利益があるから、米國とは飽くまでも親善なる關係を保たなければならぬ。要するに日本の存立を確保し日本の文化を發展せしむる爲めには亞細亞に於て優勢なる地歩を占めなければならない點に於て、日本主義は直ちに亞細亞モンロー主義となり、又實に軍國主義と提携しなければならぬ。

要するに澤柳博士の提唱は、文化主義と軍國主義との關係を誤解し、將來の世界の大勢を察するの明なく唯、漫然と「文化的汎亞細亞主義」なる文字を掲げて、東洋文化の特質を發揮することを國是とすることゝ、大日本の建設の爲めに亞細亞殊に支那に對する歐米の壓力を排除することを國是とする亞細亞モンロー主義とを混合して不徹底なる主張に終つてゐる。博士は其の主張

を我が國民に提唱するに先だつて、東洋文明の内容を明かにし、佛教主義の如きは日本佛教と限定せざる限りは、却つて國家生活を頽廢せしめる惧れなきやを察する必要があるのみならず、更に亞細亞モンロー主義は畢竟大日本主義に歸着するものであつて、此の主義の實現の爲めには支那に於て優勢を占むるのみならず、臺灣海峡以南に國防の根據地を占め、且つ濠洲を開きて移民問題を解決し、印度の寶庫を開きて日本の商業的活動を自由ならしむるを要せざるか反省する必要がある。斯くて又、國家が單位となりて文化の實現を企つて以上、一定の物質的條件の獲得の爲めに時に軍國主義を利用するの必要なきかを考察する必要がある。此等の諸問題を研究し之を解決しなければ、博士の所謂「文化的汎亞細亞主義」なるものも畢竟中學生の空氣焰と何等異なる所がなくなるのである。吾人が先に博士を以て一騎兵大將に及ばずと斷定したのは實に之に依るのである。(大正六年四月稿「新小説」所載)

誤解せられたる亞細亞主義

一 亞細亞主義の提唱

嘗て我が國の一部の思想家間に於て外來の文化に追従を事とする輕佻なる歐化主義に對抗すべき旗幟として國粹保存主義若しくは日本主義が高唱せられたるが、我が國力の充實と共に斯かる消極的內容の主張は一擲せられ、最近に至つては種々の內容を包含する亞細亞主義が一部の學者並びに論客間に呼號せらるゝに至つた。此は從來單に消極的自衛策に專念せざるを得なかつた我が國の位置が將に躍して亞細亞の指導的勢力たらんとする變遷を表現するものであつて、我が國民の自尊心に訴ふる所は少くない。併しながら、一切の主義が其の誕生期に於て混沌たり空漠たるは、かのサン・シモンの空想的社會主義がマルクスの科學的社會主義に發展し來つた事實に於ても見らるゝ現象であつて、我が國に於ける亞細亞主義の提唱も亦此の例に漏れない。殊に我

が國に於ける亞細亞主義は古來より我が國民の意志の深所を流れ來つた潛流に遠因するとは云へ、少くとも其の表面の主張としては、偶々今次の歐洲の大戰亂に依つて得たる我が國の東洋に於ける位置の向上に基づくが爲めに、其の主張が動もすれば鮮明なる具體的內容を缺くのは寧ろ當然である。従つて現今の亞細亞主義に於ては、其の中心思想と一時的政策とが混同され、果して何れが中権的部分であり又何れが末梢的部分であるかが辨别されない。斯くて或者は黃白人種の大衝突を豫想して黃人同盟に依つて勝ち誇れる白人間を討滅せんとする侵略的汎黃主義又は大亞細亞主義を主張し、又或者は單に歐米人の亞細亞に對する不當なる干渉を排除して亞細亞の自治権を目的として「亞細亞人の亞細亞」をモットーとする自衛的亞細亞主義を唱導し、又或者は西洋文明に對抗して東洋文明の復活と發展とを希求する文化的汎亞細亞主義を鼓吹し、又或者は日本の存立と擴大との要求より亞細亞に對する歐米の壓迫を除いて亞細亞に於ける日本の指導的位置を確立せんとする大日本主義の別名としての亞細亞主義を呼號する。要するに一口に亞細亞主義と云ふも其の名辭の包む所の內容に至つては區々として殆んど歸一する所がないから、苟しくも亞細亞主義を提唱し、之に依つて我が國の國力を統制し、以て國民的憧憬の向ふべき對象たらし

めんには、以上の名辭に蔽はるゝ内容を鮮明にし、先づ此の主義の精髄たり本質たる點を捉へて、然る後に現下の國際的關係を顧慮して之を實現すべき方策を決定しなければならぬ。由來一時的政策を永久的目的の如く誤解するは人類の通弊であるから、吾人は亞細亞主義を提唱するに當つても此の人類通有の弊害に陥らざる覺悟が必要である。之れ吾人がこゝに亞細亞主義の内容を分析せんとする所以である。

二 慢夷的亞細亞主義

亞細亞主義の各種の傾向を考察するに當つて、吾人は黃白人種の大衝突を以て近き將來に於ける豫定的事實と想像して、黃人聯盟して白人閥を討滅せんとする慢夷的侵略的亞細亞主義を吟味するの必要がある。惟ふに歐米人は博愛を專業とするが如き基督教徒の外皮を附けてゐるが、其の内心は寧ろマホメット教徒以上の折伏慾の結晶である。此の折伏慾は彼等の生存意志の強烈なるに基くことは勿論であるが、其の最も露骨にして無慈悲なる發現は異人種に對して認められる。彼等の猶太人に對する不斷の執拗なる迫害の歴史を見よ。又英人の印度人に對する常習的殺戮を

見よ。而して又白人中最も寛容の德に富めりと稱せらるゝ米人のアメリカン・インディアンに對する非人道的私刑を見よ。此等は勝ち誇れる白人の性情を雄辯に物語りつゝある事實ではないか。實に彼等は一切の異人種を支配すべき先天的優越權を有するものと自負し、異人種の如きは彼等の道徳的範疇以外に置いてゐる。然るに顛倒の甚だしき、彼等は亞細亞の支配を萬世不朽ならしめんが爲めに、其の支配に對して危險なるべき日本の勢力を猜視して、日本が黃人運動の急先鋒たるべしと高調しつゝある。かの日露戰爭に於て驕慢なる獨逸のカイゼルが屢々 黃禍を切言し、米の黃紙一派が自國の對支野心を一層積極的ならしめん魂膽から、常に日本を中傷し來つたのは天下公知の事實である。現に今日の大戰亂後にも、米國の某博士は其の『汎米主義』中に於て此の歐洲戰後に於て歐洲人が亞細亞に於て戰ふためには、歐洲式武器を以て身を裝ひ、日本に於て訓練せられたる將校に依つて統率せらるゝ決死の亞細亞軍に對抗し得るだけの大歐洲軍を動かす必要あり、從つて歐洲戰爭の勝利者を以てしても、之を敢行するを躊躇する程の大事業となるであらう」といつた。更に最近獨逸の或る匿名氏は（之を紹介せる澤柳博士は之を嘗て日本に駐劄してゐた獨逸大使館參事官ならんと推察してゐる）我が國を中傷して日本は此の大戰の好機

を利用して支那を薬籠中のものとなし、更に佛教主義を以て全亞細亞を統制し亞細亞人の亞細亞を實現せんが爲めに、亞細亞より英米の一切の勢力を驅逐し、斯くて將來に於ては獨逸と對抗して一大世界的爭霸戦を試むべしと臆測してゐる。

斯かる邪推は日本に取つて無き腹を探らるゝものにて迷惑至極であるが、此の攘夷的亞細亞主義は日本の打消外交官の常套的警戒を裏切つて我が國の一部人士に依つて唱道されてゐる。例へば昨年の『日本及日本人』二月號に杉田定一氏は「我外交と東亞聯盟」と題して左の如く論じてゐる。曰く「然矣日本の今後取るべきは先づ日支の親善を計り、此の力を以て、此處に所謂亞細亞聯盟なるものを策するにある。若し夫れ日支協力して印度の獨立を助けんか、東西三億の回教徒は必ずや立つて此の運動を助けるであらう。幸なる哉日本は佛教國として既に精神的連鎖を有してゐる。故に此の連鎖を利用して、印度、波斯、土耳其、アフガニスタン、ペルギスタンの回教徒と相結ぶを得ば、天下の勢力何物か克く此の同盟を壓する事を得ん」と。實に杉田氏の主張は歐米人の黄禍説に事實を提供するものであつて、黄白人種の大競争を前提とした攘夷的亞細亞主義である。

斯かる主張は好戦的日本人の自負心を満足せしむる爲め一部の人士の共鳴を受けるであらうが、此の人種的競争よりの攘夷的亞細亞主義は之を實現する具體の方策を缺く限り、却つて我國の前途を誤まる惧れがある。元來杉田氏のみならず、同氏一派の人士は漫然黄白人種の衝突を口にするも、此は必ずしも事實でない。白人は異人種に對して同人種に對するよりも、一層非人道的態度は取ると云ふものゝ、此は表面の事實にして、實は單に異人種なるが爲ではなく、寧ろ異人種の實力の缺乏に基くものであつて、同一白人間にあつても、強國の小弱國に對する壓迫は異人種に對する夫れと異なるものでない。現に今次の戦争に於て白耳義並びに塞比亞の獨逸より受けた壓迫は白人の東洋人に對する壓迫と逕庭がない。故に白人は黄人に對して一單位となつて壓迫の暴行に於て共同一致するとは精確なる觀察でない。元來白人が黄禍を高唱するのは、日本の勃興が全亞細亞覺醒の曉鐘となりつゝあるが爲め、白人の亞細亞に於ける從來の壓制を繼續する目的上、亞細亞に於ける白人同志の相殺を緩和せんとするの魂膽から出て居る。己恥心強き白人は決して黄白人種の衝突を近き將來の事實と豫測し、劣弱なる黄人同盟の然かく恐るべきを信する程に謙讓なる者ではない。されば我が國人が人種競争を近き將來の事實と速断し熱狂するのは、白

人の口實を眞の事實と誤想した大錯誤である。之れ一犬虚を吠えて萬犬實を傳ふるに非ずして、白犬虚を吠えて黄犬實を傳へるとでも云ふべきであらう。従つて黄人全體の大同盟を策して白人に對抗し、攘夷的政策を取らんとするが如きは愚に非ずんば狂である。

假りに若し此の人種的競争の接迫が單なる一の危惧でないとしても、果して全亞細亞を統制して歐米人に對抗するだけの基礎條件と具體の方策があるかは疑問である。先づ基礎條件の如何を考ふるに、亞細亞の全地域に亘る各民族間に利益の調和、信仰の一致が存在しない事は明かである。單に白人を排除すると云ふだけの共同目的ならば、先に述べし如く壓迫を受けつゝある者は亞細亞人のみでないから、亞細亞と地理的に限定して結束する事は謂れなく、寧ろ白人の壓迫を排除して各民族の利益を伸張するに當つて相互の利益衝突が有り得べきである。殊に亞細亞人全體に亘つて之を連結せしむべき歴史的傳統（ミルは之を民族の定義の主要なる要素と認めた）の共通するものなく、言語の一一致がないから、其の結束は寧ろ空想に近いと云はなければならぬ。殊に最も噴飯すべき滑稽事は大亞細亞主義者が、單に基督教ならずとの理由に依つて、佛教と婆羅門と儒教と回教とを以て同一の精神的傾向と認め、之に全亞細亞結合の精神的基礎を求めるなど

することである。次に攘夷的亞細亞主義の實行策如何に關しては、交通の便なく、武器彈薬の供給の途なく、又近代的戰爭の唯一の條件たる科學的知識の發達なきに於ては、益々以て痴人の夢である。徒つて攘夷的亞細亞主義の如きは殆んど一顧の價値がない。

三 自衛的亞細亞主義

次に吾人の考察すべきは、吾が國の亞細亞主義者の大多數の主張する「亞細亞人の亞細亞」をモットーとする自衛的亞細亞主義である。此は亞細亞人の聯盟を主張する點に於て攘夷的亞細亞主義と異なるものではないが、唯後者は人種競争の危惧よりして排外的攘夷的態度に出でんとするに比して、比較的歐米人の亞細亞に於ける既得権を尊重し將來の白人の侵凌を防禦する點に於て異なつて居る。此は支那大陸に放浪しつゝ憂國慨世の文字を以て祖國の同胞を警醒する大谷光瑞師に好個の代表者を有する。併しながら、此の自衛的亞細亞主義も其の立論の基礎が薄弱なるのみならず、其の實行策に於ても空漠なる點がある。斯の弱きを助け強きを挫く武士道を以て信條とする我が日本國民は、強國の犠牲となりつゝある劣弱なる民族に對して一種の義侠心を抱か

ざるを得ないが、此は必ずしも亞細亞民族なるが爲めではない。等しく劣弱なる民族なるに單に亞細亞に屬するとの單純なる理由の許に相結束せんとするは、依然として人種的偏見に拘はれた主張である。吾人は亞細亞に國せる或る一國が突然勢力を得て他の無勢力なる國民を壓迫するを惡むと共に、又白人同志の間に於ける強國の横暴に就いても同一の憤慨なきを得ない。吾人は若し吾人の國力さへ許すならば、亞細亞人なると亞細亞人ならざると問はず、一切の民族の解放を欲するものである。吾人は英人が印度人を壓制するを惡むことは、尙ほ獨逸人が白耳義人を壓制し又日本人の或者が無接なる朝鮮人を虐待するを惡むが如しである。されば若し自衛の爲めに弱者同志が提携する必要ありとせば、其の提携の範囲は亞細亞にのみ限らるべき理由はない。

假りに此の自衛的亞細亞主義が理論上正當であると見做しても、之を實現すべき具體の方策に至つては、侵略的攘夷的亞細亞主義の具體の方策の成立し難いのと同様である。勿論亞細亞人同志が互に嫉視反目を去り相提携して共同の壓制者に向へば、白人の亞細亞人籠絡は益々困難となり白人の壓迫も緩和さるゝに相違ないが、此は亞細亞の各民族が各獨立に壓制者に反抗し得る勇氣と實力とを前提としなければならぬ。然るに亞細亞人は昔より壓制者に對する反抗に於て極め

て臆病である。支那に「明哲身を保つ」と云ひ「國道あれば仕へ、國道なくんば隱る」と云ふが如きは、明かに一種の事大主義の處世術であつて、權利を主張し改革を要求する聲では無い。世人は之を以て佛教の宿命説の結果であると思惟するが、寧ろ佛教こそ東洋人の薄弱なる生存欲の表現である。されば東洋人にして斯の旺盛なる生存欲の権化と云ふべき白人の壓制に對抗するが爲めには、辭書の中より「不可能」と云ふ語を除くべしと呼號せる那翁の意氣を以て彼等同族間の不當なる壓制者と階級制度とを打破し、更に進んで一切の傳説と其の諦め主義とに反抗するの覺悟が絶對的必要條件である。別言すれば亞細亞及び亞細亞人が歐米人の壓迫より解放されん爲めには、先づ自己を自己自から解放しなければならぬ。然らずして徒に他力の援助を求めて先づ自己を祭壇に上ぐるの決心を缺かんか、所謂零を幾千倍しても依然として零なるが如く、亞細亞人の政治的無力は遠き將來にまで繼續するであらう。要は亞細亞人自身の人生觀の革命である。

四 文化的亞細亞主義

第三には本年三月の『新日本』誌上に於て公にせられた澤柳博士の文化的亞細亞主義なるもの

誤解せられたる亞細亞主義

である。此の主義は軍國的亞細亞主義が却つて白人の反感を挑發し結局我が國の損失たるべきを顧慮して、亞細亞人を奮勵せしむる爲めに西洋文明に對立する東洋文明の發揚を唯一の旗幟として、全亞細亞人少くとも日支兩國民を結束せしめんとする主義である。此は、吾人が去る四月の「新小説」誌上に詳細に批評せる所である如く幾多の長所を有して居る。何となれば、近代文化國家の理想は單なる富國強兵を以て甘んずる能はず、凡ゆる方面に國民的文化を發展するにあり、徒つて博士の所説は國家の政治上の最高理想を捕へてゐるからである。併しながら博士は國家の理想を文化に置きたるものゝ、單に漫然東洋的文化と稱するのみにて、所謂東洋的文化の内容に論及しなかつた點が最大缺點である。

試みに東洋文化の主なる内容たる佛教と儒教とを比較すれば、何れに共通點があるであらうか。勿論折衷と補綴とを能事とする我が國に於ては、古より神佛一如、儒佛一致を唱へ來た者は少くないから、儒教と佛教とを同一思想系と看做すものであらう。併しながら、儒教は元來現實的倫理的なる點に於て希臘思想と類似し、佛教は其の内容多面的なれば或者は基督教に似、或者は獨逸の思辨哲學と相通じてゐるものゝ、其の非現實的宗教的な點に於て儒教とは頗る遠距離にあ

る。されば東洋文明なる漠然たる名稱の中に儒教と佛教とを包括し、之を旗幟として西洋文明を共同の旗幟とする歐米諸國と文化的競争の新舞臺に立たんと想像するは餘りに甚だしき空想である。特に亞細亞の統一の中心たる日本が固陋なる國自慢と偏狭なる血族主義とを内容とする神道を國家道德とし、更に一部の人々に亞細亞聯盟の有力なる分子たるべしと看做さるゝ回教徒の「コーランか劍か然らずんば貢か」の折伏主義とを加ふる時は、所謂東洋文明は凡ゆる極端と極端とを内容とするものであつて、聯盟の連鎖たるどころか、寧ろ内訌の武器となるであらう。斯かる異人種の思想内に密接なる結合の成立すべきを信じ、且つ斯かる文化の實現の爲めに亞細亞各民族の政治的聯絡を信するよりも、寧ろ歐洲全體の聯邦の成立すべきを信じ、更に現今に於て空想家と看做さるゝ永久世界平和論者の如く世界聯邦の成立を信する方が空想としては優れたものであらう。されば文化的亞細亞主義の提唱の如きは、學者らしき主張の如くして實は甚だしき無學を物語り、軍國的亞細亞主義よりも實現され易きが如く見えて全然實現の不可能なるものである。斯かる主張が一部の人々の共鳴を受けたりとせば、其の主張の空漠なるが如く、空漠なる頭腦を有する人々の存在することを立證するに過ぎない。

五 日本主義としての亞細亞主義

以上各種の内容を有する亞細亞主義が成立の餘地なきものとしたならば、亞細亞主義の眞諦は自から明かである。其は決して黃白人種の大競争を受けつゝあるが爲めに此等の小弱國が互に提携して白人の侵凌を防止することを意味するでもなく、又空漠なる東洋文明の發展の爲めに全體の白人を向ふに廻して文化的競争を成す意味でもない。其はモンロー主義と同様、畢竟日本の政治的存在を確保し日本文化の發展を希求する爲めに、亞細亞に於ける歐洲諸國の壓迫を排除し日本の指導的位置を確保することに外ならない。斯のモンロー主義なるものも、歐洲諸國の勢力を打破して南北兩亞米利加人の天下たらしめんとする侵略主義でもなく、又元より南北亞米利加の特殊の文化を實現せんとする文化主義でもない。其は偏へに合衆國の安全と平和の爲めに臥榻の傍他人の鼾聲を容るべからずとの要求より、南北亞米利加に對する歐洲諸國の干渉を排除するに過ぎない。モンロー主義は侵略主義ならざること、文化主義ならざることは云ふまでもなきが、

其が又南北亞米利加の自衛主義ならざることも種々の事實に依つて證明さる。何となれば、若し其が單なる南米と北米との自衛主義ならば、彼等の勢力の増大と共に自衛の必要薄らぎ、從つてモンロー主義は廢棄せられざるべからざるに、却つて益々發展し、又合衆國は南米の小弱國が歐洲列強に侵略さるゝ場合に何等法律上の保護の義務を有せず、且つ又嘗つてパナマ會議に對して合衆國が代表者を送ることを拒絶した等の事實があるからである。さればモンロー主義は徹頭徹尾假裝せる合衆國主義である。従つて一八二三年にモンロー大統領は議會に與へたる教書にて歐洲の神聖同盟諸國が南米に反動政策を強制せんとしたるに反抗して、亞米利加の獨立國の内政に干涉すべからず、又將來亞米利加大陸に植民地を設置すべからずと警告したまであるが、其後一八九五年クリーブランド大統領に至つては英領ギニアとヴェネジュラとの境界争ひにまで容喙するに至つた。之れモンロー主義が假裝せる合衆國主義たる事を實證するものであつて、合衆國の勢力の増大と共に合衆國の自衛の要求は更に擴大の要求となつたのである。世の論者勧もすれば合衆國が近來モンロー主義を棄てゝ帝國主義に化したと攻撃すれど、モンロー主義の本體が合衆國主義である以上は、合衆國は終始一貫モンロー主義に忠實であつたのである。

されば若し「亞細人の亞細亞」をモットーとする所謂亞細亞主義に何らかの意義があるとするならば、其は精髓に於て大日本主義でなくてはならぬ。別言すれば其は日本の自由と發展とが唯一の根本主義であるがために、此の目的のために亞細亞に對する白人の專制權を排除せんとするに外ならぬ。従つて吾人は時として亞細亞の或る民族を結束せしめて歐米の或る一國を討伐することもあるべく、又黃人同盟を以て全白人に對するは痴人の舉であるから、夷を以て夷を征する流義で白人の或國と結びて白人の他の國を攻撃する必要もあるであらう。要するに「亞細亞人の亞細亞」は日本の自衛と擴大との要求よりして白人の不當なる壓迫を排除する點に於て意義あるのみで、吾人は國民の義務として人種的反感を挑發して白人の憎惡の中心となることも、又小弱國の道連れとなつて宗廟の仁を學ぶことも出來ない。唯吾人は日本の將來の膨脹の爲めに英國の既得權を如何なる程度まで尊重すべきかは疑問とせざるを得ない。惟ふに日本の將來の爲めには英の南支那に於ける商業上の優越權を、又人口問題の解決の爲めに濠洲の閉鎖を、更に日本の商業的活動を自由ならしめる爲めに印度の關稅を問題とする必要があるであらう。従つて其の結果「亞細亞人の亞細亞」が或る程度までに實現せらるゝこととなるであらうが、此の亞細亞の開放

は主として日本の實力如何と白人の勢力分割如何とに依ることであつて、徒に人種的反感を挑發するが如き攘夷的亞細亞主義に依つて期待することは出來ない。殊に大谷師の如き對米的競爭を目的とする亞細亞主義は、米國が歐洲の各人種を包容する事實に鑑みれば、黃白人種の競爭を激成するもので、日本の將來の爲めには、極めて危險である。故に吾人は亞細亞主義を提唱するに當つて、飽くまで周到なる用意を必要とするもので、斷じて鬼面小兒を嚇すが如き態度を棄てなければならぬ。(大正六年七月稿『東方時論』所載)

民 本 主 義 排 擊

吉野博士の民本主義論を評す

一 博士の所説の學理的價値を疑ふ

今日に於て我が學界の寵兒を求めたならば、吉野博士の如きは確かに第一に指を屈せらるべき者であらう。苟くも政論に幾分の興味を持つ讀書兒ならば、博士のものせる論文の何れかを見ざる者があるまいと思はれる程までに、政治學者としての博士の名は、我が國の津々浦々に響き亘つてゐる。惟ふに之には幾多の理由があらう。而して其の或物は時勢の然らしむる所であり、或物は博士の內存的價値に基づくことは、云ふまでもない。今日は政治的興味の時代である。僅か過去數年間に於て、外には支那革命、歐洲大戰亂、露國の悲劇等があり、内には大隈内閣の倒壊、反動的超然内閣の出現があつた。政體の變更、國家の興亡を歴史上の事實と思惟してゐた人々は今更ながら其の政治的興味を刺戟せられた。斯くて文藝評論家までが政治評論を試みる時代とな

つた。之れ政治學專攻者たる吉野博士をして學界の第一線に立たしめ、時代の寵兒たらしめた理由の一である。次に現代は政治の民衆化時代である。民本主義の流行期である。而して吉野博士は由來保守的思想の隠れ場たる帝國大學の教壇より降つて街頭の民衆に向つて、大學の反逆者の如く閥族の一敵國の如く旺んに民本主義を鼓吹した。博士の唱道する民本主義の學理的價値に疑を挿む者と雖も、博士の學者の良心と道德的操守とに對しては滿腔の敬意なきを得まい。況してや民本主義の内容を批判だもせず、單に其の名に心を躍らす滔々たる青年學生に至つては、遂に博士を國民的英雄とまで化しなければ止まないのは、自然の數である。博士をして學界の寵兒たらしめた理由の二は、正しく民衆の味方たらんとする博士の學者の良心である。最後に今日は専門的知識を通俗化する要求の旺盛なる時代である。種々の月刊雑誌が簇出し、博士と教授とが競つて専門的知識を民衆間に勧員しつゝある。而して吉野博士は専門的知識を平明の筆致を以て通俗化する非凡の能力を有し、又此の能力を利用すべく非凡の努力をなした。之れ博士の名が今日我が全土に響く理由の第三である。

余は元來政治學とは別種の方面の研究に從事する一學徒に過ぎないが、時勢の兒として幾分政

治的興味を刺戟せられた一人である。而して月刊雑誌を利用して吉野博士等の政治學的論文に接したことは一再ではない。之が爲めに動もすれば興味の偏り勝な余も、市民として必要なるべき一應の政治的知識を養成せらるゝに至つた如く感ぜられる。而して此の點に於ては余は吉野博士の近來の努力に對して感謝し、且つ余が吉野博士の論文を一貫する基督教的人道主義の閃きと、常に民衆の代辯者たるゝとする不羈獨立の學者の良心とを發見し得たことは、余の大なる愉快であつた。余はこゝに博士に對する感謝の念と、尊敬の意とを表出せざるを得ない。

併し乍ら余が博士の論文に依つて政治的知識を養成せられたることや、博士の學者的良心に對して敬意を表する事は、必ずしも博士の民本主義論の學問的價値を裏書する理由とはならぬ。余は博士に依つて政治的知識を養成せらるゝと共に、此養成せられたる知識を以て、博士の民本主義論の學問的價値を批判する能力をも養成せられたのである。而して批判の結果は、不幸にして余をして博士の民本主義論の學問的價値に對して、余が博士の學者の良心に對すると同一の價値を附與する能はざらしむるに至つた。斯くて余は依然博士の學者の良心に對する敬意を保持しつつ、博士の民本主義論に對する批判の自由を發揮せざるを得ざることとなつた。余の批判の結果

に依れば、余は博士の民本主義論は幾多の矛盾と曖昧と不徹底と誤謬とを含み、殊に民本主義を説明すべき基本概念其物に對して殆んど概念的規定を缺いてゐる事を認めざるを得ない。博士は豊富なる常識を利用しつゝ、極めて複雑なる問題をも常識的に取扱はんとしてゐるが、常識は常識に相應する對象を取扱ふ場合に於てこそ、常識としての價値を發揮するが、之に相應せざる複雑なる對象を取扱ふ場合には、常識は非常識としての無價値を暴露する危険がある。余は以下博士の民本主義論を批判して結局博士のボビュラリティは、時勢と博士の學者の良心とに依り、博士の唱導する學說の學問的價値に依るものではないと斷定せんとするものであるが、此は余が博士の論文を讀み行く内に生じた余自身の思想の混亂を整理せんとする努力の派生的結果であつて、余の本意は、徒らに民衆の敵となつて民本主義を批議したり、又は故に博士の名聲を傷け、博士の内在の價値を低下せんとするものではない。余は余自身の思想を整理せんとする興味に驅られた結果、余が感謝と尊敬とを拂ふ博士の民本主義論の學問的價値を否認し低下するに至るのを、不幸とさへ感ずるものである。茲に一言余の批評の動機を述べて豫め博士の御諒察を仰ぎたいと思ふ。

二 博士の法理解上の態度の不徹底

余が最近に讀んだ博士の論文は去月の『中央公論』所載の『民本主義の意義を説いて再び憲政有終の美を濟すの途を講ず』と題するものである。此の論文は博士がはしがきに於て斷つてゐる通り、博士が從來發表した論文に含まれた思想を醇正の形にして纏めたものであるとのことなれば、博士の此の論文に置く價値の重大なることは推して知らるゝから、余は批判の對象を此の論文に求め、必要に應じて博士の以前の論文をも參照することにした。

凡て或る學說の據つて立つ基本概念を科學的に決定するには、他の概念と區別する方法を利用するものが捷徑であるから、博士も亦此の目的の爲に、民本主義の概念を科學的に決定せんとして之を民主々義と區別してゐる。博士に從へば、民主々義は主權の所在に關する説明であるが、民本主義は主權の所在の問題に觸れずに、一に主權運用の方法に關する説明である。博士は此の區別に對する二個の非難を掲げてゐる。二個の非難とは、一に西洋に於ては用語上民主々義と民本主義との區別なしとの非難であり、他は民本主義が徹底すれば民主々義となるとの非難

である。第一の非難に對しては、博士は、亞米利加の如き民主國に於ては「人民の、人民に依つての、人民の爲めの政治」とのリンコルンのデモクラシイの定義に見ても、其の内に民主民本の二觀念が包含されてゐるが、日本に於ては民主民本の二觀念を分離して使用し得ない譯はない。必らずしも西洋の用語例を踏襲するに足らぬと答へてゐる。元來用語は概念を明瞭にするに便利ならば如何なる新用語例を開くも當人の隨意であるのみならず、世人から動もすれば翻譯的政治論をなすが如く非難せられる博士が必ずしも西洋用語例を追ふ必要なしと主張したのは、聊か人意を強うするに足る。然らば博士は第二の非難に對して如何なる答を與へたるかと云ふに、大正五年一月『中央公論』誌上に發表せられたる民本主義の二内容即ち政治の目的に關するものと、政策の決定に關するものを分離せしめ、夫々特別の意味を有する民本主義となし、第一を人民の自由を主張する民本主義、第二を人民の參政権を要求する民本主義と稱し、而して第一の意味の民本主義は「國家の名に於て人民の自由を拘束する主義」と並立的の相對的價値ある原則なりとし、若し之を絕對的原則なりと考ふるならば、所謂民本主義は結局民主々義に落ち行くと認め、第二の意味の民本主義は政權運用の方針を民意に基づいて決定する爲めに參政権を要求する主義

なれば、政治の目的論とは没交渉なるのみならず主権説としての民主主義とは益々没交渉であると主張してゐる。併し乍ら此の答辯は果して有效であるか。余輩は大に疑なきを得ない。惟ふに博士は大正五年一月の論文に於て政治の目的と政策の決定とに關する一内容を民本主義なる名辭にて表はしてゐたが、斯かる民本主義を主張すれば、少くとも政治の目的を人民の自由に置く民本主義の一方面が徹底すれば民主主義に陥る惧れあるを以て、主権論としての民主主義に觸れざらんことに慎重なる博士は、先に民主主義と民本主義とを峻別せる如く、今又民本主義を二分して參政権擴張主義としての民本主義に局限せられたるものを自己の主張として固執し、飽まで主権論に觸れざらんとしたものであらう。其の態度は余輩より見れば少しく滑稽にも感ぜられる。されど博士が此處こそ安全區域なりとして據る政策の決定、即ち政権運用の方針に關する民本主義は、果して政治の目的に關する民本主義を豫想せずして成立し得るやは重大なる疑問である。若し二者沒交渉なるものに非ず、互に不離の關係があるとしたならば、而して又博士の認むる如く政治の目的に關する民本主義は徹底すれば、主権論に觸るゝものなれば、結局博士の固執する參政権主義としての民本主義も主権論に觸れざるを得ないこととなるであらう。

余輩は民本主義の急先鋒たる博士が自己の安全の爲めに止むなく塹壕内に潜みつゝあるを、博士が面前に横はると想像する主権論の危險區域に、強ひて博士を引き出さうとする殘忍を敢てするものではない。余輩は唯政権運用の方針論と政治の目的論とが分離すべからざるのみならず、政治の目的論も亦決して主権論と沒交渉なるものではないと信する者であるから、博士の民主主義と民本主義との區別、乃至は目的論としての民本主義と政権運用の方針論としての民本主義の區別が極めて不精確なる所以を明かにせんとするのみである。又余輩は政治の目的論と方針論と不離のものであつても主権論を危險區域として恐怖する必要を認めないものであるから、余の議論は何等博士に累を及ぼさることは當然である。余輩は我が國に於て君主に對立せしめて人民の権利の擴大を主張してこそ、危険思想となると信するが、飽くまで國家本位に、而も「全體は部分の爲めに、部分は全體の爲めに」の公民國家の理想に立つて主張を一貫せしめたならば、而して此の目的の爲めにリンカーンの「人民の、人民に依つての、人民の爲めの政治」なる原則を「國家の、國家に依つての、國家の爲めの政治」なる原則に改造して公民國家の理想を徹底せしめたならば、爰に最も健全なる思想が成立するのみならず、之れ以外の思想こそ、夫れに伴ふ不

徹底の爲めに何等かの危險思想を包含する事となると信ぜざるを得ない。眞理は常に権威であり、徹底は必ず安全である。リンコーンは其簡単なる一成語の裡に、主權論と政治の目的論と政治の方針論とを含めてゐるが、余が變更を試みたる原則も亦同様に主權論と政治の目的論と方針論を包含することが出来る。即ち「國家の」はXXXXXを意味し、「國家に依つて」は君民同治を意味し、「國家の爲め」は國家其物を政治の目的とする事を意味する。XXXXXXと之の社會哲學と公民國家の本質に關する國家哲學とに依つてXXXXXXXとなし、天皇統治の下政府と議會を以て主權の作用を輔翼協賛する機關と認める論である。君民一如論とは政府と議會とが統治の機關を構成するとの憲法解釋に立つのみならず、政治の目的を國家に置く目的論を豫想しつゝ而も吉野博士自らも認むるが如く、政治の目的たる國家の利益（並に文化）は國家意志の構成者乃至は表現者たる君主並びに君主の輔佐機關に依つて決定されざるべからずと主張し、従つて君民同治の意義を徹底せしむる爲めに可及的人民の參政権を擴大せざるべからずとの論である。最後に國家其物を政治の目的となすとは、政治の目的が君主の利益に非ず、或る特權階級の利益に非ず、又此等と對立せる意味の一般人民の利益にも非ず、個人の利益

あるかと云へば、博士は之を「人民の自由を主張する主義」であるとして、「國家の名に於て人民の自由を拘束する主義」と相對する主義と認めてゐる。併しながら「國家の名に於て人民の自由を拘束する主義」の意味が確定しなければ、博士が之と相對的のものと見做す所謂第一の意味の民本主義の意味も不明ならざるを得ないから、先づ前者の意味を確定する必要がある。然るに「國家の名に於て人民の自由を拘束する主義」は種々の意味に解せられ得よう。即ち其は或る特權階級が、自己の特權擁護の爲に、國政を支配する有利の地位を利用して他の非特權階級を拘束する意味にも、又最大多數の最大幸福の爲に、或る少數者の我儘放恣を制限し其の誤まれる自由を合理化する意味にも、又或る特權階級が國家の渾一的永續的生存の爲めに其の特權を利用して多數個人の要求する自由を拘束する意味にも、又別に特權階級の存在せずとも、國家の渾一的永續其生存の爲めに、多數個人の不合理なる自由を拘束する意味にも解せられる。従つて「國家の名に於て人民の自由を拘束する主義」は其の内容よりせば必ずしも眞の國家主義と稱することは出來ない。例へば以上の四種の意味の内、特權階級が自己の特權の爲めに他の非特權階級を拘束するは、特權階級の利己心に基づく一種の個人主義であり、又最大多數の幸福を擁護する功利主

五五——五八負削除

あるかと云へば、博士は之を「人民の自由を主張する主義」であるとして、「國家の名に於て人民の自由を拘束する主義」と相對する主義と認めてゐる。併しながら「國家の名に於て人民の自由を拘束する主義」の意味が確定しなければ、博士が之と相對的のものと見做す所謂第一の意味の民本主義の意味も不明ならざるを得ないから、先づ前者の意味を確定する必要がある。然るに「國家の名に於て人民の自由を拘束する主義」は種々の意味に解せられ得よう。即ち其は或る特權階級が、自己の特權擁護の爲に、國政を支配する有利の地位を利用して他の非特權階級を拘束する意味にも、又最大多數の最大幸福の爲に、或る少數者の我儘放恣を制限し其の誤まれる自由を合理化する意味にも、又或る特權階級が國家の渾一的永續的生存の爲めに其の特權を利用して多數個人の要求する自由を拘束する意味にも、又別に特權階級の存在せずとも、國家の渾一的永續其生存の爲めに、多數個人の不合理なる自由を拘束する意味にも解せられる。従つて「國家の名に於て人民の自由を拘束する主義」は其の内容よりせば必ずしも眞の國家主義と稱することは出來ない。例へば以上の四種の意味の内、特權階級が自己の特權の爲めに他の非特權階級を拘束するは、特權階級の利己心に基づく一種の個人主義であり、又最大多數の幸福を擁護する功利主

義は國家原子觀に基く誤れる國家主義であり、眞の國家主義と稱すべきは、特權階級の存在するとせざるに論なく、國家の渾一的永續的生存の爲めに、換言すれば公民國家の理想を實現する爲めに、個人の誤まれる自由を拘束して、却つて眞の自由を擁護する主義である。「國家の名に於て人民の自由を拘束する主義」は少くとも以上の四つの意味を有し得るから、之と相對せしめられたる博士の所謂民本主義も亦種々の内容を有し得らることとなる。即ち其は天賦人權論の如く個人を平等視する個人主義の立場より特權階級を打破する意味にも、又公民國家の理想を實現せんが爲めに、之が障礙たる特權階級の存在を否認する意味にも、個人の自由を擁護せんが爲めに（例へばニイチエの如く）多數專政に反抗する貴族的個人主義の意味にも、又個人を以て究竟の實在なりと認むる社會觀よりして國家其物を否認せんとする無政府主義の意味にも解釋し得らるゝ。別言すれば、「人民の自由を重んずる」主義は、時には平等的個人主義を、時には貴族的個人主義を、時には公民國家主義を、又時には極端の場合には無政府主義を意味することも出来る。其の内容の複雜なる殆んど一主義と稱することが出来ない程までに矛盾した内容を得るものである。之れ蓋し個人の意味、自由の意味は、時代に依り個人に依つて幾様にも解し得らるゝ。

必然の結果である。例へば個人以外に國家なしと主張する國家原子觀に立てば、國家の利益の爲めに個人の利益を犠牲にするは個人主義に悖るであらうが、個體に階級を認めて個人と同様國家も亦高級の個體なりとせば、個人の利益の爲めに之を犠牲に供するは個人主義と背馳せずと主張することも出来る。而して自由の意味に至つても、英國のロックやミルの如く之を國家の強制力と相對的に考へ得べく、カント又はヘーゲルの如く自由と法律的強制とは不離の關係ありとの立場より、國家は却つて個人の合理的自由を擁護し發揚するものなりと考へることも出来る。故に個人の自由を尊重する主義としての民本主義を規定するに當つては、先づ個人又は自由の概念を科學的に規定しなければならぬ。然るに不幸にして吉野博士は第一の意味の民本主義を、漠然「國家の名に於て人民の自由を制限する主義」と對立せしめて、其の意味を明かにしようとしてゐる。然らば博士の所謂第一の意味の民本主義は何を内容としてゐるであらうか。博士は第一の内容として「個人自由の尊重」を指示してゐる。此の「個人自由の尊重」は一種の共等的個人主義であつて、其は主として特權階級の特權の濫用に反対する主張となる。次に博士は此の個人的自由の尊重の意味は、抽象的の境涯から具體的の境涯に引き卸せば、最大多數者の自由幸福を計る事

になるとして、民本主義に第二の内容を與へてゐる。されど此等の何れの内容も民本主義に個人主義的性質を賦與するのみで、公民國家主義の性質を與ふるに足らない。依然として國家原子觀の立脚地である。博士に従へば個人的自由の尊重主義も、最大多數の自由幸福主義も、共に特權階級に反抗する結果となつたが、此の意味の民本主義は十九世紀の半ばより現はれた國家主義に於て一種の勁敵を見出し、其の結果民本主義は國家主義と對立する相對的價値を有するのみとなつた。斯くて博士は民本主義は到底絶對的真理たる能はず、國家主義の弊害を補正すべき相對的真理であるとして例の博士獨特の二元的政治學を樹立するに至つた。博士が政治の目的に關する民本主義は相對的真理であるとなして之に固執することを避けた主なる理由は、民本主義が公民國家の理想を缺けるが爲めである。併しながら余は疑ふ、博士は何故に第一の意味の民本主義に公民國家の理想を加へ、個人の自由を國家生活内に於ける合理的自由と化せなかつたか。又最大多數の自由尊重に就いても、國家が渾一的永續體にして吾人の子孫も最大多數中の一員たらざるべきからずと考へ、國家主義と結合せしめて政治の目的としての民本主義を純化して之に固執しなかつたかと。蓋し如何に民本主義が個人の自由を尊重すると云つても、國家生活を離れては理論

上無政府主義たらざるべからず、從つて相對的真理として多大の同情を與へ得べき筈のものではない。個人の自由を尊重するは健全なる國家生活に貢獻するからではないか。殊に博士の如く個人的自由の尊重は具體化すれば最大多數の自由幸福主義となるべしと認むるに於ては、之れ個人は自己の自由を棄てゝも團體の自由幸福を維持する傾向あることを認むるもので、既に個人の社會性を是認するものである。個人の社會性を認むる以上（之を認めなければ功利主義の原理は成立しない）は、一步を進めて公民國家の理想に到達し得る筈である。而して公民國家は「全體は部分の爲め、部分は全體の爲め」を要件とするものであるから、國家主義對民本主義乃至は個人主義の對立は無意味となり、政治の目的は公民國家の理想に求めなければならぬこととなる。然るに博士は民本主義と個人主義を同一視し、國家主義に對立せしめるに、或は個人主義を以てし、或は最大多數の自由幸福主義を以てしてゐるが、民本主義の一内容たる最大多數の自由幸福主義は、眞の國家觀とは稱することは出來ないといへ、少くとも其は個人の自由幸福が多數者の自由幸福と時に兩立せざる場合に、後者の爲め前者の犠牲を要求する功利主義たるからには、其は決して純個人主義ではない。従つて此の主義を内容とする民本主義は個人主義の如く截然と國家主

義に對立せしめ得らるゝものではない。現に米國の如きは民本主義と共に國家主義をも同時に徹底せしめてゐるではないか。

實に民本主義は其の内容に於て個人主義以外に功利主義を含み更に「天下は天下の天下にして一人の天下に非す」との公民國家の理想をも幾分包含してゐるから、民本主義は一の主義としては餘りに複雑である。其は内容としては純なるものもあり、不純なるものもある。従つて民本主義は公民國家の理想に依つて之を純化せざるに於ては決して眞理たり得べき筈なく、博士の主張する如く國家主義に對して時に眞理となり、時に不眞理となるが如き性質の者ではない。寧ろ永久の誤謬である。余は以下博士が、種々の内容を含める民本主義を國家主義に對立せしめたが爲めに、如何に不合理なる結果に陥つたかを明かにしなければならぬ。

四 無意味なる民本主義の二分類

凡て主義の對立や分類は概念を明瞭ならしむるに於て始めて意義あるものであるが、不幸にして博士は一方に個人主義民本主義自由主義を、他方に國家主義強制主義統一主義と稱すべきもの

を對立せしめてゐるが、民本主義も國家主義も共に眞の合理的自由即ち自己の服従する法律の主體たらんとする意味の人格の自由を實現すべき組織を求める人類の努力の產物であるから、余輩は民本主義も國家主義も之を純化すれば充分調和し得ると認めざるを得ない。個人主義と云つても、一個人の利福に究竟の價値を置く利己主義もあれば、各人の人格價値の實現を要求する人格主義もあり、國家主義と云つても國家の實利的目的のみを絶對視する實利的國家主義もあれば、國民乃至民族の文化の實現を希求する文化國家主義もある。従つて文化國家主義は利己主義とは背馳するにせよ、人格主義とは不離の關係がある。カントが人格主義の立場より、人格が手段のみと認めらるゝことなく、合理的自由の容認せらるゝ「目的の王國」を要求したが如き、其の顯著なる實例である。又ヘーゲルも、個人の合理的自由が國家生活に於てのみ實現し得らるゝと思惟した事は、彼の「必然即自由、自由即必然」なる言葉にも明かである。されど此の點を詳論するには余の目的ではないから、余は博士の對立觀を吟味するのみに止める。

博士の對立觀は種々の方面に於て破綻を暴露してゐるが、余は之を博士の人民の自由を主張する民本主義と政治の方針の決定の爲に參政権を要求する民本主義との區別に就いて考察しよう。

博士は奇怪にも政治の目的に關する民本主義の價值は不明であるが、否政治の目的は不明であるが、政治の方針に關する民本主義の價值は絶對的であると主張してゐる。元來手段や方針の價值は目的の價值に依つて定るのが普通であるのに、目的の價值は不明であるが、方針の價值は絶對であるとは、例へば、旅行の目的地は不明であるが、我々の現に辿りつゝある途に誤りがないと主張すると同様、余輩には奇怪に響く。實に博士の誤謬は目的と目的遂行の方針とを分離して意義あるが如く考ふる點から來てゐる。然らざれば政治の目的論としての民本主義は怪しいが政治の方針論としての民本主義の價值は確定的であると主張して満足し得らるゝ筈がない。先づ博士の第二の意味の民本主義を吟味するに、博士は之を以て參政権獲得主義なりと見做し、而して參政権要求の根據に就いては、古の天賦人權説を誤認なりとして、各人が國家を經營する上に積極的責任を有するとの觀念に求めなければならぬと述べ、更に「政治の目的は何であれ、之を有效に達して國家を健全に發達せしむるには、此の意味の民本主義に據らなければならぬことは今日の定論である」と主張してゐる。先づ余輩の注意を要するは、博士が義に政治の目的が不明であると述べながら、こゝに國家を健全に發達せしむるには、第二の意味の民本主義を採用しなけれ

ばならぬと主張してゐることである。されど國家が健全に發達してゐるとは政治の目的が果されつゝある場合に外ならないから、政治の目的を不明なりと説く博士は、既に國家の健全が不健全かを論ずる資格を放棄したものである。従つて國家を健全に發達せしむるに第二の意味の民本主義を主張しなければならぬと論ずる資格もない筈である。然るに博士は政治の目的論と方針決定論とを區別するに大山郁夫氏や浮田博士の分類を利用してゐるが、大山氏はボリテカル・リバーティの根本主義を「各個人は政治上獨立の人格」であるとの人格主義の立場より、各人が政治的客體なるに甘んぜず政治の主體たらんとする要求より生ずと解し、浮田博士は民主主義を以て公民國家の理想の爲めに參政権を要求する主義と見做してゐるから、共に吉野博士の所謂政治の目的論に觸れ、殊に浮田博士に至つては民主主義を以て自由主義の一形式と見做してゐる。従つて吉野博士の第二の意味の民本主義が政治の目的論にも觸れず、又自由主義とも沒交渉なるとは頗る趣きを異にしてゐる。吉野博士は、政治の目的は不明であり、自由主義は相對的價值であるとなし、而して第二の意味の民本主義は絶對的眞理であると主張する以上、政治の目的論にも自由論にも觸れることの出來ないのは寧ろ當然であらう。

吉野博士は第一の意味の民本主義と第二の意味の民本主義とを對立せしめて「政治の目的に關しては絕對の真理の客觀的に一致せざるも、政權運用の方針に關しては今日民本主義を唱導するに何等の異論がない」と述べ、更に政治の目的に關する最高真理が解らなければ第二次の真理を實行するに依つて満足しなければならぬと主張してゐる。余は敢て真理とは何ぞや、又第一次的乃至第二次的真理とは何ぞやと云ふが如き認識論上の難問を提出して博士を禍はす意志はない。併し余は茲に博士に對して二箇の事實を指摘して博士の學識の整理乃至は常識の整理を要求し度いと思ふ。第一に博士は政權運用の方針決定を民意に置かんが爲めに、人民の參政権要求の根據を各個人が國家を共同的に經營する責任觀念に求めてゐる。而して天賦人權說よりの根據や納稅、兵役等の義務に對する代價としての參政権の要求を否認してゐる。之れ豈に博士が國家主義を無條件的に是認することを豫想するものに非ずして何であるか。國家を共同的に經營することの價值を絕對視せずして、共同經營の責任觀念より來る參政権の要求を絕對價值と見做すことは出来ない。博士は既に後者を絕對視する以上、前者をも絕對視すべきは論理の必然である。而も之に畢竟國家を絕對視するものである。従つて先に國家主義を個人主義乃至民本主義と對立せしめて

之を相對的眞理と見做すことゝは矛盾せざるを得ない。之れ博士の對立觀の破綻でなくて何であらう。第一に博士は政治の目的に就いては客觀的に一致しないが、政權運用の方針に就いては何人も一致すると稱してゐるが、之れ又無意味の立言である。何となれば政治の目的に就いても政權運用の方針に就いても、抽象的に云へば何れにも客觀的一致あり、具體的に云へば客觀的一致なしと云ひ得るからである。例へばプラトーンの如く政治の目的是「最高善」乃ち「公正」の實現にありと稱し、又カントの如く「目的の王國」の實現にありと云へば何人も異論はあるまい。唯何が公正であり、又何が「目的の王國」であるかとの問題に觸れてこそ、境遇と教養の差に依つて人々に異見を生ずるのである。之と同様政權運用の方針に就いては、今日民意尊重を絕對價值視するに何人も異論はない。併し民意尊重の意義に就いては、具體的に一致點がない。現に代議制其物に異議を挙げるサンデカリリストすらあるではないか。故に博士の政治の目的に一致點なく、政權運用の方針に一致點ありとの主張は、前者を具體的に、後者を抽象的に見た結果である。こゝに博士が無意味なる對立觀に禍せられた不徹底がある。

五 對立觀及び分類觀の幾多の破綻

余輩は以上博士の所謂第一の意味の民本主義の内容の曖昧なることを指摘し、更に第二の意味の民本主義が政治の目的を離れては無意義なることを指摘し、以て博士の分離觀乃至對立觀の破綻を暴露したが、更に博士が憲政の發達と民本主義思想の變遷を敘説する條下に至つて、其の破綻は益々顯著となるのである。博士は現代の憲政が、其の根源を個人の自覺に發してゐるとなし、從つて憲政は民本主義の要求の實現の爲めであると認めてゐる。又博士は民本主義は一般人民が特權階級の壓迫を離れて「自由の保障」を獲んとするにありと述べ、而も斯かる個人的自由を要求する民本主義が高唱せられたる佛蘭西革命期及夫れ以後に於ても所謂第二の意味の人民參政の権利と云ふ思想が全くなかつた譯ではないと述べてゐる。此は疑もなく事實である。併しながら、此の事實に關する博士の説明は不當である。蓋し之れ博士が政治の目的と政權運用の方針とを分離し、且つ自由と參政権とを全く別個の事實なるかの誤解から來る自然の結果である。博士は述べてゐる。當時に於ても「立法議會に關する規定はまた憲法の主要なる部分を成してゐたが、併

し當時の人々の之に附する價值は第一段であつて自由保障が常に第一に置かれてゐる。……立法議會は僅かに其爲めの必要機關として重んぜられたに過ぎない。されば人民の參政権が現代の政治に於て一番重いものであるとする思想は割合に新らしき發達に屬する」と。之れ誠に奇怪なる説明ではないか。人民の參政権が一番重んぜられてゐることは何を意味する。政治の目的に頗るなく、政權運用の方針の決定丈けが一番價值ありとは抑々何の意味である。勿論今日に於てはロック並びに佛蘭西革命當時の意味の個人的自由を政治の目的なりとする思想は棄却されてゐる。併しながら當時に於て政治の目的が誤り解せられたりとて、今日政治の目的の價值が第二段に置かれて政權運用の方針の決定が第一段に置かれてゐるとは誤解も亦甚だしい。如何なる時代に於ても政治の目的に關する價值が第一義である。唯今日に於てはロック一流の自由觀が棄てられ、カント並びにヘーゲル等に代表される國家主義に於て求めらる合理的自由——更に今日に於て小弱民族の對立を保證する國際主義の實現に於て求めらる合理的自由——に轉化し、各人が公民國家に於て法律の客體なると共に客體たり得べき「目的の王國」を政治の目的とするに至つたまである。別言すれば貴族の特權に反抗する個人主義の名に依る自由を目的とはせず、實に凡

ての人民が國家意志の構成者たり得べき、又反対に國家意志より云へば、各人が其の表現者たり得べき、公民國家の理想の實現を政治の目的とするが爲めに、參政權の要求さるゝ時代に變遷したのである。決して博士の誤解する如く、政治の目的を一段に置く民本主義より政權運用の方針の決定を第一段に置く民本主義への轉化ではなく、特權階級の消滅と共に、之に對立する意味にて個人的自由を主張する必要の消滅乃至は輕減に依つて、特權階級の特權に對する平民の權利を主張する爲めよりも、獨立なる人格者を内容とする公民公國の實現を目的とするが爲めに參政權を主張する時代となつたのである。民本主義の變遷の眞相は、正に之れである。

斯くの如く解釋してこそ、參政權要求の根據の變遷も亦説明し得らるゝ。即ち特權階級に對して個人主義の名を以て平民の自由を叫んだ時代には、參政權も亦個人主義的に納稅徵兵の義務の負擔に對する代價の意味に要求されたのである。されど階級的對立の消滅乃至緩和と共に個人的自由の保證の聲は消滅し、之と關聯して參政權も國家主義的に、即ち各人が國家を協同的に經營すとの責任觀念を根據として要求されるに至つたのである。されば此の變遷は所謂第一の意味の民本主義より第二の意味の民本主義への轉化ではなく、個人的自由の公民國家に於ける合理的のものである。

由への轉化であつて、而して之と共に參政も個人主義的根據がらではなく國家主義的根據から要求さるゝに至つたのである。故に此の變遷の基調は公民國家の理想の發展であつて、此は團體生活を無視又は方便視する個人主義と特權階級に有利なる國家主義とを純化する任務を果し來つたものである。

博士の誤謬は一に政治の目的論と政權運用の方針論との分離より來てゐる。博士は政治の目的たる自由と參政權要求とを沒交渉なるが如く誤解してゐるが、之れ重大なる誤解である。勿論今日の國家的協同經營の自覺より來る參政權の要求は、特權階級に對して非特權階級の叫ぶ個人的自由とは沒交渉かも知れない。さればとて參政權の要求は眞の合理的自由（常に余はカントの意味にて用ふ）と沒交渉とは云へない。余は特權階級に對する反抗も、公民國家の爲めの參政權要求も、民族の獨立を希求する爲めの國際主義も共に自由主義の發展であると思惟する。特に參政權の要求は政治的自由の最も主要なる内容であつて、而も政治的自由は一切の合理的自由の保證たるべき性質のものである。從つて政治的自由の一内容たる參政權の要求は合理的自由の一内容に外ならない。二者は對立概念に非ず、寧ろ其の價值と内容とを云へば、包含被包含關係ある二

概念である。人誰か何等かの目的を豫想せずして、參政権を要求しよう。ルーソーは平民の政治的自由の爲めに、マルクスは貧民の經濟的自由の爲めに、婦人參政権論者は婦人の自由の爲めに、參政権を求めつゝあつたのである。參政権の要求と政治の目的とを分離せしめた博士は、遂に參政権要求の動機と目的とに對して甚しき無理解に陥つてゐる。

更に博士は民本主義の參政権要求と社會主義の參政権要求を對照せしめた場合に救ふべからざる醜態を暴露してゐる。自由尊重の意味の民本主義は少數階級の頑迷なる時のみ階級の反感を來すものであつて、之れ「階級闘争其物を以て第一義とする社會主義と異なる要點である」と主張してゐる。斯かる獨斷は博士自からの良心の獨立を維持してのものであるとしたならば、政治學者としての博士の資格問題に關する重大なる誤謬である。又博士が民本主義と社會主義と同一視せらるゝの危險を慮つて殊更に社會主義を曲解し民本主義を稱へんが爲めの獨斷であるとすれば、學者の良心の問題に觸れる。併し余輩は敢て博士をディレマに陥れんとするものではない。余は寧ろ好意的に、博士が參政権の要求を其の目的より分離せんとした爲めの千慮の一失と見做さう。余はこゝに博士と共に、社會主義が經濟的特權階級の打破を叫ぶの可否を論じまい。されど社會

主義が階級闘争を第一義とするは何事ぞ。社會主義も民本主義と同様自由を目的とする。後者が政治的自由を叫ぶ如く、前者は經濟的自由を叫ぶ。而して政治的自由は結局公民國家の理想に落ち附くとは云へ、此の目的の第一步として特權階級に反抗して非特權階級の解放を叫び來つたことは歴史の示す所である。社會主義も亦、其の結局の理想を公民國家に求むるとは云へ、之が實現の第一歩として經濟的特權階級に反抗して被壓制階級の解放を叫ぶものである。今日民本主義者が反抗せず、社會主義者が之に反抗しつゝあるのは、民本主義の特權階級反抗は大部分其の目的を達し、國家は政治的には階級國家の性質を失つて公民國家の性質を具ふるに至つたのに反して、社會主義の經濟的特權階級に對する反抗は未だ其功を奏せずして依然奮闘を續くる必要があるからである。博士は民本主義は特權階級が折れて出れば階級的反感を起さないと云つてゐるが、社會主義と雖も此點に於ては同一である。されど歴史に於て見るに特權階級の自發的に折れて出た例は極めて少ない。從つて民本主義も非特權階級の特權階級反抗を第一歩とし來つて、今日漸く公民國家の理想が顯著となりつゝある。今日社會主義が運動の本隊を非特權階級たる労働者に求めつゝありとて階級闘争を第一義とすとは誤解も亦甚だしい。社會主義は決して下層階級をし

て上層階級に取り代らんとするものではない。社會主義は自由を求める、而して結局は公民國家の理想に達せんが爲めに參政権を要求することは、民本主義と何の變りはない。二者は共に同一の徑路を辿りつゝあるのである。二者共に結局は公民國家の理想の爲めに、非特權階級の參政権の擴大を叫び、此の運動の爲めに、先づ非特權階級に運動の本隊を求むるものである。

六 博士の國家主義對個人主義の説明

博士の分離觀乃至對立觀は彌々出でて彌々破綻を暴露してゐるが、博士が國家主義と個人主義とを對立せしめてゐる點に於て最も大規模に現はれてゐる。博士は云つてゐる「政治的活動に對し絕對最高の指針を與ふることは確かに政治學の主要なる任務の一である。而して斯くの如き最高指針の一あつて二あるべからざることは、亦多く云ふを俟たない。併しながら、眞理の一あつて二あるべからざるは理論上の事にして、個人々々の主觀に於ける斯かる最高眞理は、古往今來客觀的に一に歸したことはない」と。斯くて博士は二元的對立を執るのも、亦止むを得ざる數であると認め、一元的研究を政治哲學と稱し、二元的對立の許に客觀的に政治を取扱ふのは科學的

政治學であると稱してゐる。博士の眞理は一なりとの言は、眞理が各種判断の體系に於て成立する極めてプラスティックのものなるを知らない常識家の言であるが、余輩は敢て此の點を批判しない。唯余輩は博士の一元的説明は哲學的政治學であつて、二元的對立觀が科學的政治學であるとの言は如何なる根據に基づくかを怪まざるを得ぬ。哲學的説明はライブニツの説ける如く、必ずしも唯一原理を以てする必要はない。寧ろ幾多の原理を有機的作用的に結合せしめて體系化すれば、優に哲學的説明たり得る。従つて博士が一元論が哲學的立脚地であり、二元論が科學的立脚地であるが如く想像するのは重大なる誤解である。寧ろ國家主義と個人主義とを、内容の科學的規定なくして對立せしめ、一が極端となれば他を以て制すると云ふが如きは「空漠二元論」であつて、常識的立脚地に外ならぬ。國家主義にも種々あり個人主義にも種々ある。内容の規定なくしては共にイズムとして成立せぬ。博士の科學的政治學は、抽象的一原理を棄て、同じく抽象的なる二原理を以てしたに過ぎない。一と二との間には抽象と具體との性質上の差別はない。博士の大正五年秋『中央公論』に載せられた『國家中心主義個人中心主義の二思潮の對立、衝突、調和』と題する論文に於て、國家中心主義を「全體を重んずる思想」個人中心主義をば「分

子を重んずる思想」なりとし其の對立消長の實例として軍國的施設が極端となるのは、國家主義の弊、人民の休養に重きを置き過ぎるのは、個人主義の弊、言論を無理に抑壓するのは國家主義の弊、言論の自由を無制限に發揮するは個人主義の弊なりと説明し、更に歴史的事實に訴へて、「抑々十九世紀の初頭に於て、個人中心的の自由主義が起つたのも、之れ前代に於ける極端なる國家中心主義の弊害の結果」之れが唯一の原因でないとしてもである。然るに個人中心主義の極端に主張せられたる弊害も、十九世紀の後半に至つて切實に感ぜられ「國に依つて遲速の差はあれど」茲に漸く國家中心主義が再び勢を盛り返さんとしてゐる。そこで大體から觀察すれば、第十九世紀の始めから半ば過ぎまでにかけての歐洲は個人中心主義の旺盛時代と云ふことが出来、第十九世紀の末頃から最近までのところは、國家中心主義の時代と云ふことが出来やう」と觀察してゐる。之れ博士が國家主義と個人主義とを對立的に説き一を以て他を制すとの常識論と、之に基づく歴史解釋である。併しながら博士は、國家主義の概念と自由の概念とを進化的に見ずして固定的に見て二者を對立せしめてゐる爲めに、重大なる誤解に陥つてゐる。若し國家主義を進化的且つ流動的に見て公民國家の理想から解釋したならば、軍備の擴張も民力休養も言論の自由

も其の拘束も悉く國家主義から説明出來ない譯はない。博士は軍備の過大を以て國家主義の弊害なりと認めてゐるが、此は多く國民の知識の不足と軍閥の跋扈の爲めであつて國家主義其物の弊ではない。又國家が適當に言論の自由を拘束するは、個人の不合理なる自由を拘束して眞の合理的の自由や民力の休養などを無視しては一日も存立することが出来ない。公民國家は個人の合理的自由を保護發揚するが爲めであつて、決して個人の自由の無視ではない。公民國家は個人の合意が問題となり言論の自由の拘束の程度が問題となるのは、國家中心主義と個人中心主義との衝突の問題と云はんよりも、寧ろ國家の實力の制限より来る選擇の迷である。若し此の選擇に誤ある時は、國家生活は危険に陥るが、此は國家主義其物の弊害ではなく誤まれる國家主義の弊害である。従つて博士の歴史解釋も訂正を要する。博士は十九世紀の初めより前代の國家主義に代つて個人主義が現はれ、更に、十九世紀の終り頃より國家主義が勃興したと述べてゐるが、之れ皮相的解釋である。文化が一定の程度に達すれば人類は必ず國家生活を要求する。従つて十九世紀の初頭より半ば過ぎまでに至る個人主義時代は寧ろ以前の專制國家の形態を維持する能はずして新たに國家的組織を構造する過渡期である。歴史の真相は國家生活より國家生活への進歩である。

現に露國の革命も個人主義や無政府主義の爲めではなく、前代の專制的國家が新たなる國家組織に向はんとする大變動期として生じたものである。決して歴史の眞相は相反する主義の消長交替ではない。一の理想——各人の眞の自由が保證さるゝ「目的の王國」の實現の過程である。佛蘭西革命と露國の革命とは共に個人主義の極端なりしが爲めではない。餘りに固定化せし國家が新國家組織に至らんとする大激變期として當然に來るべき運命である。太陽系破壊して新星雲となり更に新たなる太陽系を發展せしむる。露國と佛國とは此の過程を經又經つゝあるものである。博士に問ふ、宇宙には星雲主義と太陽系主義とが交替しつゝありやと。歴史の眞相に就いて考ふるに自由主義は次第に發展しつゝある。其は先づ國內に於ける特權階級の專恣を打破し、更に公民國家を現出せしめて其の自由を合理化し、今日に於ては民族の自主と自由とに努力しつゝある時代である。而して民族の自由主義は世界を化して「目的の王國」とする國際主義に徹底せんとしつゝある。今日の公民國家は此の自由主義の發展過程の一顯現形式である。今日は斯かる國家に對して個人的自由を對立せしむべき時代ではない。公民國家の理想を徹底せしめ之に反逆する誤まれる個人的自由を合理化すべき時代である。博士が運動と勉強との交替を以て個人主義と國家主義との交替に比するが如き比喩の玩弄は畢竟無意味である。今日の要求は組織と自由との一體化の時代である。組織の善なるものと惡なるものとは衝突し、自由の真正なるものと誤まれるものとは衝突する。併し眞の組織と眞の自由とは常に衝突しない。歴史の眞相は組織と自由との並進の過程である。

七 政治の自治と政治の運用の方針との關係

余は思はず余の論文の主題外に走つて、博士の國家主義對個人主義の對立觀を批評したが、博士の分離觀乃至對立觀が、不幸なる結果を産みつゝある最後の一事例を指示する。博士は民本主義思想の變遷を説く條下の最後の部分に於て左の如く述べてゐる。「立憲政治であらうが、專制政治であらうが、善政を布き、人民の自由を保護するに變りはない。只此等の目的を現代に於て最も有效に達するにはどうすればいいかと云へば、予の所謂第二の意味の民本主義を採用する外はない」と。されど立憲政治と然らざるものとは善政の内容を異にせざるを得ない。人格が單に政治の客體となつて幸福利益を與へらるるのみにては、今日の自覺せる國民には善政と解せられ

ない、（現に大山氏は常に斯く主張してゐる）即ち自から參政権を得て自から政治の主體ともなり、自己並びに自國の幸福利益の選擇権を獲なければ善政と認めることが出来ないこととなつてゐるから、此の事實を認むる以上、博士は參政権を獲なければ、今日の人々の要求する眞の政治の目的は實現されないと認めなければならぬ。之れ又政治の目的と政治の方針決定権とが不離なる所以を實證するのではないか。此は「彼等は初め階級の利益を主張せんが爲めに參政権を求めた。今日は全體の利益幸福を計らんが爲めに之を主張するのである。茲に參政権といふ問題が現代憲政の根本義なりとする意義が存するのである」との博士自身の語に依つても證明されてゐる。斯くて博士は政治の目的と政權運用の方針とを分離せんとして能はざる結果となつてゐる。博士は政治の目的是知れずとも政權運用の方針の決定を民意に置ぐは當然なりとして、一の譬喻を使用して、吾人の食物が如何なる過程を経て血液となるやは知れずとも食物を攝取すると等しと説いてゐるが、此の譬喻は不當である。寧ろ政治の目的を確定せずして政權運用の方針を確定しようとすると是食物の有益か有害かを知らずして之を貪り食ふに比すべきものである。誠に危險至極なりと云はなければならぬ。

八 政治學の罪か政治學者の罪か

余は博士の所論を吟味し博士の所謂第二の意味の民本主義を批判すべき場合となつたが、不幸にして余に許されたる紙數も既に超過せんとしてゐるから、之が細評は他日に譲るが而も余は唯一事の指摘し置くべきことあるを忘れてはならぬ。博士の民本主義は極めて謙遜なるものである。其は主權論にも觸れず、又政治の目的論としての民本主義にも觸れず、單に參政権擴張主義の別名に過ぎない。政論家としての博士の據守して論陣を張る本城もまた誠に無援孤立の觀がある。而も其の本城を孤守する城主は氣常に乾坤を呑むの概がある。余は城主の氣宇の宏大なるを實證せんが爲めに左に城主自らの語を引用する。曰く「一旦認められたる參政権は、必ずや忽ちにして政治上の最高の勢力地位を望んで驕らに進むものである。參政権の機關たる議會は、制度上一個の諮詢機關に過ぎざるものであつても、事實上は必ず政界の最高權威たらすんば已まさるものである。斯くの如きは參政権なり又議會なりの固有の性質といふべきものであつて、事の是非善惡は別問題として、一旦之を認めた以上は、之を中途半端の微温的狀態に停滞せしむる事は極め

て困難である。而して余輩の所謂民本主義は、參政権を認むる結果が遂に此の極度に至るとこを是認するものたるのみならず、又斯くの如くするの勢を助長促進すべきものなりと主張するものである。之れ民本主義が民意の尊重を主張する當然の結論たるからである」と、是れ豈に實質上一種の議會主權論ではないか。先に主權論の危險區域を脱し、政治の目的に關する民本主義に對して不即不離の態度を執りて、僅かに參政権擴張主義を維持せる吉野博士も、其の志す所は誠に雄大である。余輩嘗て之を朝鮮の一學生に聞いた。或る狡猾なる一日本人が十年間の契約にて朝鮮人の宅地の草を買ふ約束をなし、此處に家を建て、定居し、朝鮮人の抗論に對しては、汝は一歩も草地に入るべからず、草は我が所有権なりとて居据りを繼續し、殆んど土地の所有権を行使したりと。余輩は吉野博士の民本主義に接して此の狡猾なる日本人を想起することを禁することを得ない。實に吉野博士は主權の所在論に對しては極端なる君主權論者にして主權の行使に就ては殆ど議會萬能論者たる觀がある。上體を衣冠にし、下體を洋裝にする一紳士に非ずして何ぞ。

要するに、博士は主權論と民本主義とを渾交渉ならしめ、更に民本主義を二分するのみで、政治の目的に關する民本主義に對しては、其の内容を解剖して之を訂正し政治の目的を確定せんと

はせず、徒らに之に對して不即不離是々非々的態度を執り、自から政權運用の方針決定に關する民本主義のみに局限して、政治の目的と政權運用の方針とを分離せしめて種々の矛盾を暴露し、科學的政治學を提唱して常識的談議に墮し、主權論を廻避すること處女の如く、參政権主義の一孤城を頑守して虎視耽々天下を志すこと奸雄の如く、官僚閥族を攻撃するや平民の味方なるが如く、社會主義を曲解するや中產階級の代辯者の如く、民本主義の一本鎗にて學界を馳驅する唯理論者の中、政界の表裏に通じ情理並び重んずる實際家の如く、變幻出沒殆んど其の實體を捉ふることが出來ない。借問す。之れ果して政治學其物の然らしむる所か、將たまた政治學者の然らしむる所か。(大正七年一月稿「中外」所載)

吉野博士の辯明の價值如何

一 余の批評の要點

余が『中外』二月號に於て、吉野博士の民本主義論に對して、平素の所信を基礎として批評を加へたことは、讀者の知る所であらうが、博士は『中央公論』四月號に於て、余の批評の大部分を虛心坦懐に承認されつゝ、而も二三の點に就いて詳細な辯明を試みられてゐる。元來余の批評は余自身の思想を整理する目的に出でたものであつて、吉野博士の民本主義論は、單に此の目的の方便に利用された丈けであるから、余は博士の絶對的眞理と見做してゐる民意尊重主義又は參政權主義の別名としての民本主義には、何等の批評を加へず、余の興味を中心として、博士の主張の理論的根據と立論の過程とに對して批評を加へたのである。而して博士は實に余の批評の大體を承認せられたのみならず、余の批評の一要點たる民本主義の二種別並びに其の關係に就いて

は、從來の所説に對して辯明と云はんよりは寧ろ別人の手に爲つたが如き改論を企ててゐるから、余は徒らに事を好んで論議を逞うする必要を感じない。併しながら民本主義は我が國民生活に對して重大なる意義を有し、而も依然として此の主義が個人主義的弊害に墮してゐる點があるから、余は茲に再び博士の考慮を煩はさざるを得ざるに至つたのである。

余が試みた批評を回顧するに其の要點とも稱すべきは、下の諸點である。(一) 博士は民本主義の主張に於ては、常に憲法の實質的解釋を主張せらるゝに拘はらず、主權論の場合には、極端なる形式的解釋を取つて、法理解釋上一貫の態度を缺くこと、(二) 主權論と政治の目的論と政權運用の方針論とを分離せしめ、從つて憲法學と國家學と政治學との關係を稀薄ならしめたること。(三) 政治の目的を論する當つて、國家主義と個人主義とを、概念の科學的規定なくして漠然對立せしめたること。(四) 國家生活と個人的自由とを對立せしめて、國家生活に於ける自由を力説せざりしこと。(五) 政治の目的に關する民本主義の內容を個人的自由の尊重と最大多數の最大幸福となし、個人主義と功利主義とが調和し得らるゝや否やを考察せざりしこと。(六) 各人が自律の能力に應じて人格者として自由と威嚴とが保證され、普遍的法則の服従者たると共

に立法者たるべき公民國家の理想を掲げて功利主義を純化せざりしこと。（七）國家主義と個人主義との對立よりも、自律的人格の完成を希求する文化主義と實利主義との對立が眞の對立なることを看過せること。（八）政權運用の方針に關する民本主義の價值は政治の目的の價值に依頼することを無視せること。（九）政治の目的を論ずるや、内容的具體的に論じて之を不明なりとし、政權運用の方針論の價值を主張するや、漫然民意尊重と抽象的形式に論ぜること。（十）政治の目的に關する國家主義の價值を相對的なりと主張しながら、參政權主義の絕對的價值を主張するや、國家主義の絕對的價值を承認する根據に立てる事。（十一）目的論としての民本主義と運用論としての民本主義との價值を本末顛倒せること。（十二）參政權の要求と自由の要求とを沒交渉なるが如く說きたること。（十三）社會主義が階級闘争を方便とし第一歩とすることを誤解し、之を終局目的とし第一義となすものなりと見做せること。（十四）社會主義も民本主義も其の目的は經濟的と政治的との差あれ、二者の參政權要求の運動が同一徑路を辿ることを無視せること。（十五）哲學は一元論にして科學は二元論なるが如く誤解し、「空漠なる二元論」が常識的立脚點なることを意識せざること。（十六）科學的政治學は現實の國家をして理想的國家

八九一九二頁削除

任務となし、（二）現實の國家と之を其理想に導く爲めの必要なる手段方法を研究するを以て科學的政治學の任務となしてゐるのは至當であるが、余は博士の所謂科學的政治學の内容に就いては、異論なきを得ない。されど此の點を明かにするに先だつて、博士の余の言に對する誤解を辯明する必要がある。博士は「公民國家の理想に立てば、特權階級の特權の濫用をも亦必要の場合には特權階級の絶滅をも主張し得べく、參政權の擴張をも要求し得べく、個人の不合理の自由をも拘束し得べく、低劣なる多數者の功利的精神に反抗することも得べく、君主の特權を無視せんとする平等主義にも、憲法を停止して君主の權力を無規定絶大ならしめんとする復古的革命主義に反抗することが出来る」との余の言を誤解して、「個人的自由の極端なる主張も、又國家的拘束の極端なる要求も、其の本質に於ては決して相悖るものではない」との主張の意味に解し、之を以てゾルレンの方面的説明であると評されてゐる。されど余の以上の言は公民國家の理想に立つてこそ、國家の現實的弊害を矯正すべき種々の政策を取り得ることを意味するものであつて、現實の國家に種々の弊害ありたりとて、博士の如く自由尊重の個人主義や最大多數の最大幸福を主張する功利主義を掲げて、國家主義其物に反抗するは謬見であると攻撃したに外ならぬ。別言

すれば、余は國家の理想を掲げて現實の國家を指導すべしと要求したものである。博士にして科學的政治學の任務が、ザインをしてゾルレンに至らしめる方法手段の研究であると認める以上、余の主義を攻撃することは、畢竟博士自らを攻撃することとなるのである。余は普遍的法則の主體たることに依つて得らるゝ自律的人格の自由が、單に個人の利福のみを目的とせず、自律的人格の完成を目的とする公民國家と調和し得ることとなるのである。余は普遍的法則の「極端なる個人的自由」、「極端なる國家的拘束」とが本質に於て一致すとは、一言も述べたことなく、一刹那も信じたことはない。余は博士が現實の國家と國家主義とを混同し、淺薄なる個人主義と功利主義とを内容とする反國家的民本主義を主張する事に反対したままである。又博士は余の所謂合理的自由に就いて異議を挿まれてゐるが、元來合理的自由の概念はストア哲學より發し、スピノザを経て、カント及びヘーゲルに至つて完成に近づいた倫理學上國家學上の最も重要な概念であつて、其は國家生活に於て普遍的妥當性を有する法則に對して、各人が單に客體たり服従者たるのみならず、之が主體とも立法者ともなつて、客觀的法則を自己の内在的法則の客體化と感じ得らることを意味するものである。然るに博士は「立言者は最初に證明の義務を有す」との倫理學上の

規定に背いて、余の所謂合理的自由に異議を挿みつゝ、何等の概念的規定なくして、自由なる名辭を用ひたのは、余は博士の科學的政治の運命の爲めに惜まさるを得ない。

余は今や進んで個人主義と國家主義とを對立せしむる博士の所謂科學的政治學の内容を吟味するに、余は依然博士の主張に不満を感じる。博士は先づ全體と部分との矛盾を將來に亘つて調和せしむべき具體的標準なしと考へ、「古來斯くの如き所謂合理線は發見せられたかと云ふに、事實は之を否認する」と述べて、結局個人主義と國家主義とを並立せしむるの外なしと主張してゐる。されど余は博士の對立觀其物に重大の破綻があることを認めざるを得ない。博士は時に國家主義と個人主義とを對立せしめ、時に、國家主義に對立せしむるに個人主義と功利主義とを内容とする民本主義を以てしてゐるから、嚴密には博士は、或は二主義を對立せしめ、或は三主義を鼎立せしめてゐる。今此の點を論究せずとも、部分と全體との衝突の場合、果して一元的標準を掲げて其の調和を試みる必要がないであらうか。吾人と雖も國家内に作用する勢力は極めて多様のものなることは認める。されど多様の勢力の對立と杆格とがあればこそ、之を調和する一元的標準を必要とするのである。博士は國家内に對立する二勢力を認めて、之を調和せんが爲めに二個の

主義を立てゝゐるが、此は重大なる誤謬である。吾人は、個々の欲望が全性格と衝突する場合には、性格の向上其物に依つて調和を求むるが如く、國家の場合に於ても、全體と部分との衝突の調和は、國家其物の進化に依つて求むるの外はない。全體と部分との衝突に際して、其の調和を計る唯一の方法は、ヨリ善き全體を豫想することである。之れ倫理學上グリーンの自我實現說の強味であり、政治學上國家本位說の強味でなくてはならぬ。蓋し凡て價值決定に就いて、二個の標準を掲ぐることは、何等の標準をも掲げないと同様なるからである。

要するに博士の所謂科學的政治學は國家主義と個人主義とを概念的規定なくして對立せしめてゐるから「空漠なる二元論」である。而して博士は此の名稱を甘受すると稱せられるが、パウルゼンの述べた如く、「空漠なる二元論」は常識的立脚地であるから、科學的政治學と此の名稱とは兩立しない。又博士は余の批評が餘りにゾルレンに重きを置き空論に近いと述べられてゐるが、博士の二大政黨論も、我が國の實際の事情よりせば餘りにゾルレンを重視したのではなからうか。過去に於ても現在に於ても、我が國には二大政黨以外、官僚の勢力があつて、三勢力鼎立をなしてゐる。従つて現實を基礎とするならば、二大政黨論も成立しない。誰か我が國の政界の事情を

説明するに國家主義と個人主義との消長を以てするものがあらう。従つて博士も、ゾルレンを論することは、余と相去る遠きものではない。加之、國家内の反對的勢力の實際的調和が、政治家の知見並びに手腕の問題なるに拘はらず、博士は之を科學的政治學の任務とし、政治學其物の性質を不純ならしめてゐるやの嫌がある。

其の外博士が科學的政治學と哲學的政治學との關係を疎遠ならしめてゐる點にも缺點がある。博士は國家の理想的狀態が具體的に決定されないとの理由から「國家の本質は如何、國家の究竟目的の如何は、暫らく之を他の學問の研究に譲り、差當り科學的政治學は國家も強め個人も充實するといふ見地から發途して然るべきである」と主張してゐるが、國家の本質と目的との豫想を離れて、果して國家を強め個人を充實する方針が確立するであらうか。之れ博士が人生の目的を豫定せずして精神の修養を説かんとする誤謬と同様の根據から來るものであるまい。余は博士が結合の爲めの分類なることを忘れて、分類の爲めに分類するに非ずやと危惧せざるを得ない。されど博士は眞に科學的政治學の任務は、現實の國家を理想化する手段方法の研究なりと述べてゐる以上、ゾルレンを豫想せずして科學的政治學の成立の餘地なきことは明瞭ではないか。

四 民本主義及び社會主義に就いて

第三に博士の民本主義の二區別に就いては、余は嘗て最も詳細なる批評を加へたが、博士は徒らに分類することに急であつて、二者の關係交渉を説くことを閑却してゐた。然るに博士の此度の辯明に就ては、此の點を意識されて、從來の所説に多大の變更を試みられたことは、「中央公論」一月號と四月號とを對照すれば何人にも看取されるであらう。余は博士の改論を慶賀するものであるが、余は博士に對して更に一段の徹底を要求したいと思ふ。博士は參政權擴張主義の意味の民本主義を主張せらるゝや、其が國家に利益ありとの根據に立つてゐるからであるから、政權運用の方針に就いてのみならず、政治の目的に就いても、國家主義で一貫すべきではなからうか。參政權主義の絶對的眞理の主張の爲めに國家主義を絶對視する以上、政治の目的に就いても、國家主義を絶對視するは、寧ろ當然である。斯くても、個人の自由や利益の如きは、健全なる國家の一内容として主張し得らるゝ筈である。軍備の充實を以て國家主義の致す所となし、民力休養を以て個人主義の致す所となすは、今日の國家が軍國主義の實行と社會政策の實施とに依つて、

其の存在を保ち得る所以を閑却した議論である。勿論現實の國家をして理想的狀態に至らしめるには、種々の政策を實行する必要あり、其進路は一直線を以て表はし得らるゝものではないが、さればとて、此等の政策に一々個人主義的名稱と、國家主義的名稱とを附する事は不可能でもあり、不要でもある。政治は國家の一機能である。従つて、政治は國家を豫想し、國家主義を豫想せざるを得ない。博士が反國家主義的民本主義的に同情するのは、ソルレンとしての國家主義と、ザインとしての國家と、官僚閥族のために唱ふる國家主義とを混同せる結果である。

最後に余は博士の社會主義に關する所説の辯明の價値を絶對に否認せざるを得ない。博士は社會主義は階級闘争を第一義となすとなして、民本主義の參政權獲得の運動と社會主義の夫れとを異なると主張せるに對して、余は之を以て學者の良心の問題が、學者としての資格問題に關する重大なる誤解なりと評したが、博士は之に反撃を試みられてゐる。博士の民本主義論に對する余の幾多の批評は政治史の専攻者たる博士の専門以外の問題に觸れてゐる點が多いから、博士の説明に不充分な點ありとて深く咎むるに足らないと信するが、社會主義の階級闘争説に關する所見は、事實の問題なる以上、余は飽くまで博士の謬見を訂す必要を感じる。博士は余の「社會主義

は民本主義と同様自由を目的とする。後者が政治的自由を叫ぶ如く、前者は經濟的自由を叫ぶ」との言を是認し、更に余の「社會主義も亦……之が實現の第一歩として經濟的特權階級に反抗して被壓制階級の解放を叫ぶものである」との言をも是認しながら、「博士は民本主義は特權階級が折れて出れば階級的反感を起さないと云つて居るが、社會主義と雖も此の點に於ては同一である」との余の主張と「今日社會主義が運動の本體を非特權階級（經濟的）たる労働者に求めつゝありとて、階級闘争を第一義とするとは誤解も亦甚だしい。社會主義は決して下層階級をして上層階級に取代らしめんとするのではない」との理義最も明白なる主張に對して、大なる異議ありと稱せらるゝのは、余は博士の觀察の意外なるに驚かざるを得ない。余は此處に社會主義の價值を博士と共に論争せんとするのではない。社會主義を一の客觀的事實として其の性質を論定せんとするのである。而して余の觀察する所に依れば、社會主義の終局目的とする所は、生産機關の公有と生産物の社會的分配とを希求するものであつて、此の目的の達成の爲めに、非特權階級の特權階級に對する階級闘争を利用せんとするに外ならない。即ち社會主義の終局目的とし第一義とする所は、經濟的特權階級の消失にあつて、階級闘争は之が手段たり第一歩たるに外ならない。さ

れば特權階級が折れて出て、其の經濟的特權を放棄するならば、社會主義は如何にして階級的反感を挑發し階級闘争を呼び得ようか。經濟的階級が儼然として存在する間、社會主義は階級闘争を當面の問題とはすれ、決して之を終局の目的とするものではない。博士は最近其の所説を變更したが、民本主義の二種別に就いて、現在參政権獲得の運動が民本主義の當面の問題たるより、其の手段たる價值を忘れて、目的論としての民本主義が廢れて、運用論としての民本主義が代り起つたと誤解したが、此の誤解が社會主義の運動に對しても表白されてゐる。既に共產黨宣言に於て明白なる如く、社會主義は一切の歴史を階級闘争の歴史（希臘の自由民と奴隸、羅馬の貴族と平民、中世の領主と農奴、同業組合員と被雇労働者との闘争の歴史）なりと認め、此の闘争の熟する所、新社會の建設は來ると考へ、而して現在資本家と労働者との階級闘争を利用して、經濟的共等の新社會の誕生を來しめんと努力しつゝあるのであり、博士が余の「社會主義は決して下層階級をして上層階級に取代らしめんとするものではない」との言を否認せらるゝが、博士は社會主義が労働者をして新社會の特權階級たらしむるものと想像せらるゝかと問はざるを得ない。余は常に博士の政治史の知識の豊富なるに敬服し、且つ博士の對支政策論や對露出兵反對論

等に就いては多大の共鳴を感するものであるが、博士が社會主義に關する余の言を否認するのは、遺憾ながら博士の此の方面的知識の不正確を表するものと信ぜざるを得ない。

(大正七年四月稿『中外』所載)

社會主義 排撃

河上博士邦譯『資本論』の検討

輓近我が國に於て所謂社會科學に對する興味が非常な勢ひを以て高まつて來、此の學の中心たるマルクス學は殊に注意の焦點となつた觀がある。之が爲めにマルクスの主著『資本論』も高昌素之氏及河上博士の二人に依つて邦譯せられ、一般讀者は、今や獨逸原書に據らずとも、邦譯書を通じて、マルクス學の内容に通ずることを得るに至つたのは、之に伴ふ種々の弊害を度外視すれば、正しく學界の慶事といはざるを得まい。

余は素よりマルクス學の研究を以て専門とする者ではなく、余の専門とする哲學の研究の餘暇、從來多少マルクスの諸著や其の他の社會科學關係の著作を讀んだことがあるといふだけの者である。けれども時間と精力とが許せば、現代の流行科學たる社會科學關係の書物を益々讀んで見なければ、正しく學界の慶事といはざるを得まい。

いと考へて居るので、此の夏先づ河上博士譯の『資本論』を一讀して見た。讀後の感想からすれば、此の種の譯書としては、譯者の忠實な努力が示されて居り、忠實性と兩立し得る限り、可解性といふ點に於て、可なりに高い程度に於いての成功率を持つて居るといへよう。併しながら、河上博士の邦譯書が「譯文を出來うるかぎり通俗化し」、更に「原著者の遺志を最高度に尊重せんことを期し」、高畠氏の「譯本のすでに廣く行はれてゐるに拘らず、別にこの新譯を敢てするゆゑん」が充分に示されて居るかに就いては多大の疑問なき能はざるものがあらう。顧みればもう半歳以上にもならう。余は高畠譯『資本論』と河上譯『資本論』の優劣論が三木、石川、福田諸氏に依つて戰はされたことを記憶して居る。専門外の余は後れ馳せに此の論争に加はり、此の論争に何等かの決定を與へようとの考へなどは、毛頭持つてゐない。唯河上博士は多年日本に於けるマルクス研究の權威者を以て知られ、京都帝大教授として時間の上にも經濟の上にも恵まれた地位にあつた學者であるから此の學者がマルクスの「遺志を最高度に尊重」して譯された『資本論』は、いはゞ浪人學者の高畠君の夫れよりも一層余の注意を惹き、先づ博士の邦譯書が余の一讀を要求したといふだけである。

河上譯の『資本論』一讀後の感想は既に紙上に述べたが、「譯文を出來得る限り通俗化せんとする博士の目的は凡ての場合に於て奏功したといふことは出來ないやうに感ぜられる。否、時には「通俗化」の正反対に走つて居る個所も見當り、又遺憾ながら、明かに誤譯とさへ思はれる個所もないではない。勿論何人の邦語譯でも、時間と注意力との制限の爲めに誤譯、惡譯、拙譯は免れ得ない。従つて所謂誤譯指摘の如きは、其の対象が甚だしき程度に於て、誤譯、惡譯、拙譯を繰り返して居る場合でもなければ、指摘者の傷害辯 Schadenfrende を實證するのみである。斯くの如きは余の進んで避けんとするところであらねばならぬ。余は河上譯『資本論』を一讀した際、意義不明な個所を獨原書又は英譯書と對照して見た結果を、聊か博士に御注意願ひたいと考へるだけである。殊に博士は『資本論』を以て「吾々を取りまく實在の研究と理解とにとつて、今もなほ底知れぬ泉として役立ちつゝある、酌めども渴きぬ知識の寶」と認め、更に故今北洪川老師の儒禪一致を説いた名著『禪海一瀾』中の評語を援用して「けだし聖者の辭を屬するや、製作天地に參し、意匠おのづから陰陽運行の氣象に則つて藻を擒る、太だ斷味すべし矣」など、『資本論』に頌辭を寄せ、儒禪一致論を提唱し兼ねマジキ脱

線氣味の禮讃ぶりであるから、余の博士の邦譯書に關する指摘が幾分博士の御参考になる點があるならば、他日博士の邦譯書改版に際して御利用されることを希望する。余は繰り返しいふ。誤譯指摘等の考へは持たない。従つて『邦譯資本論の檢討』などゝいふ標題すら少々不穩であるに相違ない。併し雑誌も或る意味に於て賣物である以上、博士の御注意のみならず、一般讀者の注意を惹く必要があるから、特に上の標題を選んだのみである。

因に余が河上譯の『資本論』と照し合せた獨原書は主として Otto Meissner 出版（ハンブルク、一八七二年）の第二版であつて、時にはカヴァッキーの民衆版（ストットガルト、一九一九年）と英譯書（Chicago, Charles H. Kerr & Company 一九一八年）も利用したが、エンゲルス版の第七版（?）は余が伯林滞在中伯林大學の某講師に貸したまゝになつて居る爲めに利用することが出来ない。高昌譯『資本論』は今度余が筆を取る少し前に古本で求めたから、照合の爲めに時々利用するであらう。

先づ『資本論』第一版の原著者の序文の河上譯から検討する。此の譯文は河上譯書第九頁から十六頁に至つて居るが、譯文全體を通じて如何にも譯文らしい生硬さが可なり露骨に現はれてゐる。そこには何等「通俗化」の用意がなく、寧ろ譯臭紛々鼻を衝くものがある。「通俗化」は「併し」を「けれども」とし、「されば」を「だから」とし、「然るに」を「ところで」とし、「勿論」を「もちろん」と書き代へたゞけで事足るものではない。こんなことで譯文の「通俗化」が出来たならば、世に翻譯ほど容易なまた割のいゝ仕事はなからう。余は長々しい前置きを抜きにして短刀直入河上譯のいかゞはしい部分を指摘して見よう。

譯書の第九頁五行及び六行には、「あの以前の著作の内容はこの巻の第一章に總括せられてある。それはたゞ連絡と完備とのためのみにさうしたのではない」とある。「それは……さうした」といふような文句は一體日本語として完全であるといふるか。原文（第一頁六、七、八行、以下凡て一八七一年版に據る）には

Der Inhalt jener früheren Schrift ist resümiert in ersten Kapitel dieses Bandes. Es geschah diess nicht nur des Zusammenhangs und der Vollständigkeit wegen.

とある。今之を直譯すれば、

「あの以前の著作の内容はこの巻の第一章に總括せられてゐる。このことは連絡と完備との爲めのみに起つたのではない。」

となる。之を「通俗化」の目的で譯し直して見ると、

「斯く概説せらるゝに至つたのは連絡と完備との爲め許りではない。」

とか、或は

「此の概説は連絡と完備とのためのみに爲されたのではない。」

となるであらう。此の場合 diess は「概説せられてゐる」事實を受けて居るのであるから、邦譯には成るべくはつきり現はさなければならぬ。元來獨逸語の代名詞には性、數、格が示されてゐるから、代名詞はどの名詞を受けてゐるか比較的解り易いが、邦語の代名詞は斯様に重寶でないから、出来るだけ名詞に書き直さないと「それは」「それが」「それを」「それの」で何事を指すか一向解らぬものになる。英語の代名詞すら獨逸語の如く重寶でないから、獨原書の英譯に於ては代名詞の代はりに屢々名詞が用ひられてゐる。獨逸語の代名詞を以て譯することは邦語に忠實な

らさるは勿論獨逸語の代名詞の特色に氣附かざるものである。今問題となつて居る場合は代名詞でも先だつ名詞を受けて來たのでなく、寧ろ事柄全體を受けて來たのであるから、河上譯でも必ずしも不當ではないが、河上博士の獨逸の代名詞に對する不用意は以下續々と出て来る。こゝでは「それは……そうしたのではない」など、支那留學生のような日本語は「通俗化」どころではないといふまでである。

次に河上博士は同じ頁七行に於て entwickeln を「展開し」と譯して居るが、「多くの點を……展開し」では日本語ではおかしいから、寧ろ高畠君のように「説明し」とすべきであらう。又、「すべて端初は困難である、といふことは、あらゆる科學に妥當する」の譯もいかゞはしい。寧ろ平たく「……あらゆる科學に於て真である」「あらゆる科學に於ていひ得られる」とすべきである。獨逸語 gelten は「妥當する」と譯しなければならぬ場合もあるが、獨逸の下宿屋の婆々でも日常用ひる場合の gelten ならば、「妥當する」などといふ硬い譯は場所柄ではない。いはゞ妥當しない。余はこゝに至つて余の滞獨中の一佳話を想ひ出す。今某大學の教授となつて居る某君が同じく滞獨中余を訪ねて來て「獨逸人はえらい、下宿屋のお神でもへーゲルの哲學に通じて居る

らしく an und für sich なゞゝ盛に用ゐる」といつて三嘆する有様があつた。余戯言して曰く、「へーゲルだつて女から生れたから、女の言葉を用ひるのさ、下宿のお神がへーゲルから學んだのではないさ」と。如何にマルクスが面倒だといつて、餘り堅くなつては、見合の時の娘さんが未來の婿君の顔を見届けずには歸るような結果になりはしないか。譯書十頁七行の ersetzen を「代替」すると譯する如きも、此の一例ではなからうか。併し此等は河上博士に限らず、所謂「忠實を期する」多くの青年學徒の譯文に見るところであるから、こゝに河上博士の青年學徒らしい若さを見るのみで、別に誤譯でもないから、斯様な詮議立ては以後差し控へることゝし、もつと重要な點に觸れて見よう。

博士は原書三頁一三行 natürlich を「自然の成行で」(譯書九ノ八)と譯されて居るが、之は次行の jedoch (けれども)と對して、「勿論」と譯すべきである。此等の二語は zwar と aber との如く必ずしも對をなすものではないが、『資本論』第一卷第一章に『經濟學批判』の内容が、(前後)の連絡と完備との爲めに總括せられ、且つ序説も改善せられてゐるのに、價值理論及び貨幣理論の歴史に關する諸節が全然除去されて了つたのであるから、マルクスが之を一寸辯明的

に述べてゐるのである。従つて *näher* では *natürlich* は「勿論」と譯しなければならぬ。英譯書 (一) (一六) *as of course* となつて居る。現に河上博士も原書四頁一七行の *natürlich* を、(譯書一〇頁二三) を「*あがらん*」と譯されて居るが、此の *natürlich* と先の *natürlich* には別に意義上の相違はない筈である。

次に譯書一〇頁一、二行の「價值の實體と價值の大きさとの分析に比較的直接に關係してゐる部分については……」の比較的直接に之の譯語が不當であると思ふ。原文では (三) (一九、二〇) Was nun näher die Analyse der Werthsubstanz und der Werthgrösse betrifft, so habe ich.... とあるが、此の場合の *näher* は英語の *closely* に當り、簡単に「密接に」と譯すべきである。日本語で比較的直接になどと譯すると「やゝ直接に」の意味となる、又比較的には「ゆいと」「一層」の意味があると強辯しても、單に直接に關係する事柄が先に示されてゐなくては、突然「ゆいと」とか「一層」とかいつても日本語では何のことか通じない。獨逸語で比較級の形の副詞だけ日本語で必ずしも比較級に譯しなければならぬことはない。例へば、mit ihm näher bekannt werden せ「彼を深く知れば」と譯すべきで、之を「一層深く」と譯すれば、日本語では既

に相當深く知つてゐることを豫想しなければならぬが、獨逸語の *näher* には普通そんな豫想が含まれてゐない。「遠く」に對して「深く」の意味に用ゐらるゝ場合が多い。之を比較的直接になどと譯するが如きは、要するに素人らしく、青年學徒の卒業論文内に見受けらるゝが如き譯語であるとはねばならぬ。

次に譯書一〇頁三——五行に「それだのに人間の精神は（中略）無駄な試を續けてきた、しかるに他方に於ては（中略）近似的には成功してゐる。」とあるが、文章の眼目は簡単のものゝ究明には失敗し、複雑のものゝ分析には却つて成功に近きを述べんとするにある。譯文としては之を日本の讀者にはつきりさせなくてはならぬ。原文には（四）（一四）

Dennoch hat der Menschengeist sie seit mehr als 2000 Jahren vergeblich zu ergründen gesucht, während anderseits die Analyse viel inhaltsvollerer und komplizierterer Formen wenigstens annähernd gelang. ゆゑに。試みに之を譯して、

「やれだのに人間は二千年以上ものかた、之を究明せんと求めて無効であつた。しかるに他方に於いて、遙かに内容に富み複雑なる諸形態の分析は、少くとも殆んど成功してゐる。」とで

もせば一層「通俗化」の目的に適うであらう。

譯書一〇頁七行の「代位せねばならぬ」は既に述べた如く生硬である。高畠譯の如く「代用せねばならぬ」とするか、「取り代はらねばならぬ」とすべきである。

次に譯書一一頁六、七行に「しかし若しドイツの讀者が、パリザイ派的にイギリスの工業労働者および農業労働者の狀態について肩をすくめるか、或は樂觀的に……」とあるが、「肩をすくめる」の譯語が甚だしくおかしいではないか。勿論高畠譯にも「肩を聳かし」とあるから河上博士許りを咎めるわけには参らぬが、如何に獨逸書に die Achseln zucken (四ノ末行) とあり、英譯書に shrugs his shoulders. とあつても、元來輕蔑の意、嫌厭の念、不興の氣分を現はす表情であつて、此の場合は verachtlich の意味に取り邦譯としては、「眉をひそめる」とでも譯すべきである。「肩を聳かし」では日本人としては意氣軒昂の表情となり、「肩をすくめる」では日本的一般讀者には何のことか合點が行かぬ。西洋物の映畫ファンにでもなつて西洋人の表情でも研究してからぬと、河上譯の眞意に通することは出來ない。「通俗化」が目的ならば、博士特有の六號活字の説明がほしい。「パリザイ派的に」も此の場合六號活字の註でも附けなければ一般

の日本の讀者は勿論、普通の經濟學徒にも解り兼ねよう。何となれ所謂「パリザイ派的」は場合に應じて色々の意味を持つからである。此の場合は普通の偽君子的、偽善者的の意味よりも hochmutig の意味に取るべきであらう。従つて「威張りくさつて」とでも註を附けるか、或は思ひ切つて始めから「パリザイ派的」の代りに右の譯を用ひて差間なからう。

譯書一二頁五行目の「工場法の對抗」は「……の對抗力」の誤植であらう。

同項の終りの「……それらの統計は纔かに面紗を外して、そこに怪女メヅーゼ（……）の頭を感付かしむるに正に充分である」の譯も決して痛切ではない。文意は英國以外の獨逸及び其の他の歐羅巴諸國の社會統計は不充分ながらも社會の窮迫狀態（危險狀態）を察知せしむるに足るといふにあるから、纔に面紗を外してとは少々こまる。怪女の面相を察知せしめるのが要點であつて、面紗を餘計外づすか僅か外づすかは論外である。面相が解りさへすればいい。従つて「それらの國々の統計は怪女メヅーゼの面相を察知せしめるに足るだけは面紗を外づして居る」と譯すべきである。「頭」も高畠譯の如く面相とした方が通りがいゝ。原語も kopf でなくて、Haupt である。頭の頂上ではなく、眼鼻口をくるめた首全體である。一體ヴェールは頭のテッペンだけ

隠くす爲めのものではない。従つてヴェールといへば面相に關係せしめる方が名譯であらう。高畠譯には亂暴なところも見當るが大膽な名譯もある。Hauptを面相などと譯することなどは所謂忠實を期する青年學徒では想ひも寄らぬ。

次に譯書一四頁末行の「最も狭量な」は明かに誤譯である。原書（七ノ九）には kleinlichsten とあるが、獨逸語の Kleinlich は英語では英譯書にある通り mean に當り、「下劣な」又は「下賤な」と譯すべきである。「狭量な」に當る獨逸語は ungerzig である。

譯書一五頁二行「到るところに行はれるやうになつた」は treten auf die Tagesordnung の譯としては忠實ではない。「日程に上つてゐる」又は「日々に行はれてゐる」と譯すべきである。即ち各地に行はれてゐるのではなく、續々と行はれるに至つたのである。

又一行次の「紺の袍衣」は「紫の袍衣」たるべきである。先譯の高畠譯に折角「紫」となつてゐるのは、如何に他人の譯書を無視するにしても、正しいものを不正のものに代へるのは改悪である。Purpur は紫であつて、紺ではない。（昭和三年九月稿『祖國』所載）

三

余は創刊號に於て、河上博士譯『資本論』の第一版序文を批判して、そこに意想外の誤譯、惡譯、拙譯を發見したのであるが、第二版への跋文の譯文は、之に比して出來榮えがいゝ。其の理由は第一版の序文には、單なる經濟學的知識の所有だけでは及ばない獨逸語としては多少難解なところもあつたのであるが、第二版の跋文は文章としては極めて平凡で、多少の經濟學的知識さえあれば、獨逸語の素養が不充分でも、大過なく翻譯し得られるからである。従つて跋文の検討はあつさりと切り上げることにして、讀過の際氣附いた數ヶ所を指摘することにする。因に第一回の検討に於ては基本を『資本論』第二版としたが、日本の讀者には不便があるとの聲を聽くから、カウッキーの民衆版を主として利用する。

先づ譯書二十六頁（一一三行）に

「例へばパリの『實證主義評論』は私を非難して、一方においては私が經濟學を形而上學に取り扱つたと云ひ、他方においては——まあきゝ給へ——私が所與を單に批判的に分析するだけ

に止まつて、將來の簡易食堂に對し調理法（コント的の？）を書かないと、困つたる。

コント的といふ譯語は明かに誤謬である。原書には（カウッキー版 XLV + 1 [註]）comtistische とあり、英譯書（110頁十七行）にも Comtistones とある。コント的ではなく、コント主義的又はコント學徒的でなければならぬ。コントは人道教を唱へ、一種のユートピアを描き、Soziokratie を要求し、生前リットレイ始め多くの學徒を有してゐた。彼の生涯の終りには學徒の類は減じたが、彼の學徒はフランス、イギリススウェーデン及びアメリカ等に、所々に團體を作り、禮拜場を持つてゐた。此等の事實を河上博士が知つてゐたならば comtistische をコント的と譯する筈はあるまい。何も高畠君を自分等と同様浪人仲間として持ち上げる譯ではないが、同君はチャーンとコント主義的（高畠譯書110頁）と先譯して居る。前車の轍を履む勿れとの教訓は、前者の誤りを繰り返すといふ意味であつて、前者の辿つた正道から強いて脱線しろといふ意味ではありません。

河上譯三十頁（八行以下）には

「あらん叙述の仕方は、形式的には、研究の仕方と區別されねばならない。研究は材料を詳とあるが、原文（カウッキー版 XLVII）とは

Allerdings muss sich die Darstellungswese formell von der Forschungswise unterscheiden. Die Forschung hat den Stoff sich im Detail anzueignen, seine verschiedenen Entwicklungsformen zu analysieren und deren inneres Band aufzuspüren. Erst nachdem diese Arbeit vollbracht, kann die wirkliche Bewegung entsprechend dargestellt werden. かかるが、まあ何といふ堅苦しい譯やるむ。福本和夫も何かの論文や、詳細に占有しをやがせしくねつてゐたが、微細な點に至るまで我が物としむつた位の意味に過ぎない。之をやがましくいふが如きは、マルクスがヘーゲルの辯證法の神祕化的性質を攻撃したと同様、マルクスを神祕化することを攻撃されねばなるま。ヘーゲルを合理化したマルクスを更に神祕化する意味に於て、福本同様、河上博士も一種の反動家であらねばならぬ。又 entsprechend を適應的になど譯することも素人くわづ。實際此の場合の獨逸語は一寸適當の邦語に移しがたることは翻譯に苦しんだものは何人

も経験する。此の場合には、軽く「それに應じて」と譯するか／或は英譯の adequately を其儘に高昌君の如く適當に譯するもよし。適應的に云は何のことか却つて解らぬ。

次に河上譯書三十一頁（六行）の

「かの勇敢なるモーゼス・メンデルゾーンがレッシングの時代にスピノーザを取扱つたように」

は

„Wie der brave Moses Mendelssohn zu Lessings Zeit den Spinoza behandelt hat.“ (カウツキー版 XVIII) の譯文であるが、brav を勇敢と譯するは、マルクスの本意を遠ざかるものである。寧ろ「好漢モーゼス・メンデルゾーンとか、けなげなモーゼス……、又はあつぱれなモーゼス……」と譯すべきである。いふまでもなく、レッシングの死後間もなく、ヤコビは、メンデルスゾーンに寄せた書簡 (『スピノーザの學説に關する書翰』 Briefe über die Lehre des Spinoza, 1785) に於て、レッシングはスピノーザの學徒たることを告白したのであると斷言して、大に世人を驚愕させた。スピノーザは啓蒙派の哲學者に取つては尙ほ生粹な無神論者と認められたから、ヤコビの斷言は實に世人の驚愕の念を惹起したのみならず、レッシングの友人の或者、殊にメン

デルスゾーンに苦悶と憤怒とを惹起したのは當然である。マルクスはこの事實を回顧して、メンデルスゾーンがスピノーザに關して無理解であつて、書物まで書いてレッシングを辯護しようとしたのを、少々皮肉に brav としたのである。獨逸語に brav は斯様な意味が含まれてゐる場合が多い。併し修辭には構ひなしに、けなげも、あつぱれも勇敢も同じことだとつて文句をへば、余は文句はない。因に Mendelssohn には Mendelssohn an die Freunde Lessing, 1786 (gegen Jacobis Behauptung des „Spinozi mus“ Lessing) がある。

河上譯書三十一頁（末行より二行目）

「辯證法は、その神祕化された形態においてはドイツの流行となつた、それは現存事物を聖化するかに思つたからである」

とあるが、„verklären“を聖化すると譯するのは少々過ぎて居る、美化するが一番當つて居る。聖化するに當る獨逸語は heiligen である。

跋文の譯文の批評は以上で切り上げて、愈本文の譯の出來榮えの程を拜見しよう。

先づ eine „ungeheure Waren Sammlung“ (カ氏版第一頁二行) を「恐ろしく龐大な商品の集大

成」(河上譯書二七頁)と譯してゐるが、何ひとも念入りに捏ね上げた譯であらう。ungeheureなれば英語の enormous, immense, vast, colossal に當るか、恐しきとか、巨大なとか、宏大とか譯すれば澤山である。又 Sammlung は英語の collection, accumulation, gathering に當り、集積の一語で澤山である。集大成などとも譯語は當て日本の某哲學者が Encyclopädie を誤譯した際の未熟の譯語である。何を苦しんでこんな場合に引き出す必要がある。哲學青年らしさが見えて少々閉口する。高畠君は既に「宏大な集積」と譯してゐるのではないか。印紙を集めても、昆虫を集めても、普通 Sammlung を用ひる。ungeliebte もとも譯が先だつたと云う ungähnlicher 譯語は素人嚇しの禁物でもいねばならぬ。

次に河上博士は Bedürfnis を欲望(四頁終りより三行及び二行)と譯してゐるが、之れではマルクスが英文を引用して脚註とした精神を無視するも甚だしき。此の英文の脚註はマルクスの 11 版(九頁)にも英譯書(四)11 頁にも載つてゐる。手數を顧みず引用しなければならぬ。

“Desire implies want. it is the *appetite* of the mind, and as *natural* as hunger to the body……the greatest number (of things) have their value from supplying the wants of the

mind.”

カウッキー版の獨譯には、

“Das Verlangen s. tzt das Bedürfnis voraus; es ist der *Appetit* des Geistes, diesem ebenso nützlich, wie der Hunger dem Körper.……Die meisten Dinge erhalten ihren Wert dadurch, dass sie die Bedürfnisse des Geistes befriedigen.”

とある。

即ち desire は實現のが Verlangen であり、want に當るものが Bedürfnis である。従つてマルクスが Bedürfnis を他の場合如何に用ひよつゝ、即ち demand も desire の意味に用ひようとして此の場合は本文に於ても脚註に於ても同一の意味で want を意味する。然るに河上博士は、マルクスの折角の引用を無視して、本文では Bedürfnis を欲望と譯し、脚註に於ては、缺乏と譯し、脚註の desire (Verlangen) を欲望と譯して居る。之れでは翻譯は何の爲めにやるのか、理由を知るに苦しむ。勿論 Bedürfnis を want に當るとして欲するのみ譯すると、下に至り得んとする場合が出來て来る。かく爲めに高畠君は始めから Bedürfnis を欲望と譯し、Ver-

langen (desire) を願望と譯して居る。譯語の當否は別として、Bedürfnis の譯語を欲望として本文、脚註共に一貫せしめて居る用意は買つてやらなくてはならぬ。余は Bedürfnis の譯語は後に必要の場合變更しても、此の場合には、必要とも譯して Verlangen (desire) を欲望とも譯したらどうかと考ぐる。Bedürfnis (必要) を満たすのが有用 nützlich だとするが辻褄が合ふではないか。又 appetite (獨逸語 Appetit) は此の場合食慾では滑稽である。須らく嗜慾と譯すべきである。心の食慾では意義を爲さぬ。アリストランの四德の説明に明て、英語の倫理書では Wisdom (智慧) は Reason (理性) の德、Courage (勇氣) は Spirit (氣概) の德、Temperance (節制) は Appetite (嗜慾) (又は物慾) の德、Justice (公正) は以上三つとの德の調和狀態 (Harmonie) に於て成立すとして、appetite は食慾だけに限つてはゐない。更に nützlich は此の場合英語の natural の譯としては不當であるし、意味をもなさぬから、自然的と譯すべきである。英文が原文である場合には、獨文の拙譯は宜しく無視すべしである、丁度河上譯の不當の個所を我々が無視しなければならぬ如く。

河上譯書三十九頁(六一七行)には、使用價値は、たゞ使用あるひは利用においてのみ實現せ

られる。とあるが、之はカウッキー版に依るゆうのぢやない。併し、原書の一版(十頁)には

Der Gebrauchswert verwirklicht sich nur im Gebrauch oder der Konsumtion.

とあり、又英譯書(四一頁)にも

Use-values become a reality only by use or consumption.

とある。カウッキー版の Nutzung を用ひてゐるのは不適當と思はれるが、譯者は何故に之を選んだか、専門家ならざる讀者に對して一言あつて然るべきんじへ思ふ。或は經濟學の末梢知識の「龐大な集積」を誇りとする福田博士の獨り壇上として放任する積りなのか。

直ぐ次いで、河上譯書には、

「使用價値は、富の社會的形態が如何ようであらうとも、富の物材的內容をなす、吾々の茲に考察せんとする社會形態においては、使用價値は同時に交換價値の物材的な擔ひ手として現はれる」とある。

ところが原文の stofflicher Inhalt を物材的內容と譯し、stoffliche Träger を物材的擔ひ手と譯するが如きは、生硬も程があるではないか。第一章。第一節の標題に明かなるが如く、使用價

値は價值の實體 (Wertsubstanz) であり、交換價値は價值の大さ (Wertgrösse) である。従つて物材的內容などは必ず實質的內容又は實體的內容と譯し、物材的擔ひ手の代はりに、實體的擔有者、又は實質的擔有者とも譯すべきである。英譯 (四三頁) には stofflicher Inhalt は substance と譯し、stoffliche Träger は material depositaries と譯してゐる。

河上譯三九頁の脚註には、

「吾々は、十七世紀においても、まだ屢々、イギリスの著作家たちが——直接の事物をゲルマン的に、反省された事物をローマ的に表現するを好む國語の精神に全く適合して——使用價値のひとをねうか (worth) と呼び、交換價値のひとを價值 (value) と呼んでゐたことを發見する」とあるが、unmittelbare Sache と reflektierte Sache とは、勿論ゲルマン的用語であつて、彼は an sich (即自) のものを unmittelbar と呼び、fur sich (向自) のものを reflektiert と呼ぶを常とした。従つて、此の場合反省されたよりも、反映された、又は反射されたと譯する方が、一層ゲルマン的用語に忠實である。河上譯三十頁十一頁に、「今や材料の生命が觀念的に反映することになれば……」我々はあるが、其の sich spiegela のんぢやある。此の點に於ても、高畠譯

の「主觀に反射された」の方が適切である。Sache も事物もより、物又はものの方がじよ。そんなことよりも、マルクスが英語にゲルマン語系の worth メラン語系の value の二つがあるひとを述べる際、河上博士が前者をねうち、後者を價値と譯するなどは、少々常識はづれである、ねうちが大和言葉、價値が漢語であるから、前者がゲルマン語系に相當し、後者がラテン語系に相當するとでも考へたのであらうか。こんな場合には、獨逸語にすら區別して譯することが出來ないのだから、いたづらにも、日本語で譯し分けなどすべきではない。哲學書などに Fescheinung oder Phomen など能く出るが、この場合の語系が違つてゐるのに、どうして日本語で譯し分けるひとが出来るか。又譯し分けたところで何の役に立つか。譯者は翻譯に際して一定の原則意識を缺いてゐるから、行きあたりばつたりをやる。それや natural worth を自然的ねうち (譯書三九頁の註) など、中華民國の留學生然たる譯語が飛び出す。worth や value も皆價値と譯してよい筈である。而も譯者は三八頁の註 (iii) に於て intrinsic virtue を内在的價値と思ひ切つて譯して居るではないか。

譯書四三頁と四四頁とに出る「抽象性に於ける、たゞの人間勞働」 (abstracte, schlechtin

menschliche Arbeit) 及び「抽象性に於ける人間勞働」(abstract menschliche Arbeit) は、福田博士が『改造』誌上かで指摘してゐたかに記憶するから、こゝには摘要しなし。「抽象的人間の勞働」と譯すべきこと餘りに明白である。併し獨逸語の初步を學んだ者でも abstract menschliche Arbeit と abstract, menschliche Arbeitとの區別の附く筈であるのに、副詞と形容詞との區別さも解らず、方法論上に重大な意義があるなどといひ出すから、世間噪がせになる。此等の區別は譯者は時として不注意に無視することもあるが、あれまでに意識しつゝ、あんな強辯をやるとなると君子の過は日月の蝕の如しとでも考へて引下る外はない。併し、河上博士は嘗て他動詞形の eingehen を自動詞形に這入り込むと譯して問題を起したことがあるから、誤譯も時には宣傳上の戰術と見做してよからう。實際、人は眞理を語るよりも、誤謬を語ることに依つて、より強き印象を與へる運命のものゝようである。

譯書四四頁四行の「抽象性における人間勞働がそのなかに對象化され又は物質化されてゐるから」も、實質化とするのが當然である。materialisieren は必ずしも常に物質化ではない、多くの場合實質化と譯すべきである。(昭和三年十一月稿(祖國所載))

唯物史觀の誤謬一二三

一

余は殊に此の數年來マルキシズムの根抵を爲す唯物史觀に興味を懷き、之を檢討すべき機會を求めてゐたが、他の早急に解決すべき仕事に追はれて、其の機會を得ることが出來なかつた。然るに昨今に至つて余は多少の閑暇を見出すことが出來たから、唯物史觀に就いての檢討を始めようと思ふ。此の檢討は、今後どんな形になつて現はれるか、今日余自からも殆んど豫定することは出來ないが、恐らく數回又は數十回繼續するであらう。此の檢討が近く組織的に順序を追ふて爲されるに先だち、文獻を利用するに不便なる旅行先きの病中の思索の一三を纏めて見ようと思ふ。

いふまでもなく、マルクスの『經濟學批判』及びマルクス、エンゲルスの『共產黨宣言』以來

唯物史觀に關する著作は汗牛充棟も啻ならざるものがある。そうして、唯物史觀なるものの内容もまた極めて多趣多様であつて、或は（河上博士の『唯物史觀研究』の如く）單なる經濟史觀と見做すべきものもあり或は（アーリンの『唯物史觀』の如く）辨證法的唯物論として一個の哲學的世界觀の背景に立たうとするものもある。加之唯物史觀は、如何なる形態の下に現はされても、一の嚴密なる組織體といはんよりは、フツサルの所謂「自然的の見方」，*naturliche Einstellung* の搔き集めに過ぎないものであるから、檢討の對象としては、單數的よりも尋る復數的であるといはねばならぬ。このことは、一學者に就いてもいはることであつて河上博士の一九二一年の『唯物史觀研究』と一九二五年の『唯物史觀と因果關係』とは、一學說の發展といはんよりは、相異つた二個の學說の駢列に外ならない。勿論博士自からは一より他への推移にも辨證法的發展があると考へられるかも知れないが、「恰も或る個人が自分自身の事を何う考へてゐるかによつて其の人を判断せんとすると同じに、啻に得るところがない」と、既にマルクスが『經濟批判』の公式の一節に述べて居る。

斯くの如く、唯物史觀が一個の纏つた體系でないならば、之に對する檢討もまた從つて一の體

系を形つくることが出來ない。臆見 *Meinung* や先入見 *Vorurteil* の雜然たる複合に對しては、致命的の檢討はあり得ない。蚯蚓の如き下等動物には一個の致命傷の代はりに、數個の打撲傷を與あるか、然らずんば、之を寸斷するの外はない。余の唯物史觀の檢討が、それに包藏せられたといはんよりは、寧ろそれの土臺石となつて居る個々の臆見や先入見の檢討に始まるのも、對象其物の要求の然らしめるところである。

二

余は先づ唯物史觀の根本的先入見の一として因果に關する見解を檢討しなければならぬ。唯物史觀論者の因果觀が如何に通俗的、前哲學的のものであるかは、河上博士が、エルンスト・マツハの「經驗批判論」の信者となつて、「原因なる概念に尙ほ固執する所の偶像禮拜の痕跡をば絶對に排除して了ふのが一番正しい」と考へ、社會の經濟的構造と法制的、政治的上層建築並びに社會的意識形態との關係を因果關係と見ずして、之を相關關係と見るに至つた一事に依つても明かである。何となれば、博士のマツハへの突然の歸依は、唯物史觀論者の因果觀乃至は決定論が、

常識的又は自然科學的水準を一步も踏み出でなかつたが爲めに外ならぬ。唯物史觀論者の因果觀乃至は決定論が前カント的の幼稚のものであることはボリシェヴィスト中最大の理論家といはるムブハーリンの前掲著作を見ても明瞭である。ブハーリンは辨證法的唯物論を以てヘーゲル哲學の發展であると考へ、從來の一切の觀念論や舊式唯物論と截然異なる所以を力説するが、其の所論の没批判的なることは、儘かに前カント的である。

何が故に斯く斷定するか。唯物史觀論者は自然界の因果關係を社會の歴史にも認められると考へて居るが、此の見解には二個の誤謬が包藏されてゐる。第一に此の見解は自然界の因果關係を純客觀のものと解することに於て前カント的誤謬に陥り、第二に、此の見解は因果關係を一色的のものと考へ、自然の夫れと精神の夫れとの區別を無視することに於て、ヴァントが發想し、ベルグソンが完成し、因果の二種別に盲目なることに於て誤謬に陥つて居る。従つて此の見解は、前カント的なる點に於て、十七世紀的であり、ヴァント及びベルグソンの不朽の功績を閑却することに於て、十九世紀前期的である。勿論河上博士の如く、一九二一年の「唯物史觀研究」に於て前カント的因果觀を唱道しながら、一九二五年の「唯物史觀と因果關係」に於ては、カントやヘ

ーゲルを素通りして、マツハの「經驗批判論」の立場に移つて因果の客觀的必然性から因果の偶像觀に飛躍し、更に本年の『改造』連載の『第二貧乏物語』が實證する如く、露國の過激派論客間に流行を極める俗流哲學たる辨證法的唯物論の勇敢なる信奉者たるが如き變說改論に際しては、如何なる検討者も、其の對象の廻轉自在なるに眩惑して、どこに前カント的見解が潜み、どこに新カント的思想の一發展が宿り、またどこに哲學排除的要求が藏されて居るか、全く辨別することができない。検討者は實在と觀念との相應乃至模寫關係をマルキシストと共に一應は承認しても、河上博士に於けるが如き觀念の廻轉に對して、其の眞の土臺たるべき社會の客觀的狀勢を指摘せんとすることは絶望を結果すべき企圖たらねばならぬ。

餘談は切り上げて、余は唯物史觀論者の因果觀に歸つて來やう。唯物史觀論者は自然的因果の客觀的必然性を獨斷して之を社會の歴史にも適用せんと主張する。之を社會の歴史に適用せんとする可否は後に研究するとするが自然界には果して因果の必然性が存在するであらうか。之を經驗的に實證せんとすることの不可能はヒュームの結論であつたことはいふまでもない。我々が自然的立場に立つ限り、經驗は事實がしかくであつたとの事實を定立するだけであつて、事實が

しかくであらねばならぬとの必然性を確立することは出来ない。逆説的に響くが自然法の必然性は決して自然的に立證することが出来ない。ヒュームの認識論の結論は之に外ならない。経験説が自然律の必然性を定立するに足らないとの斷定は、凡ての経験論者も、批判論者のカントも、現象論者のフツサルも、差別なく承認して居る。唯此の断定を起點として種々の立場が分れ、経験論者は経験的法則の普遍必然性を否定し、従つて普遍必然性を有すと想定せらるゝ因果律の必然性をも否定せんとする。カントは因果律の客觀的必然性を承認し能はずと認めたから、之を悟性の範疇に於て認め、必然性は主觀に宿るものと思想した。フツサルもまた経験からは法則の必然性が歸納出來ないと思维して、所謂「範疇的直觀」に於て、必然性の根據を求めた。實際經驗説の立場からは、ヒュームと共に因果の客觀的必然性を否認するか、更にマツハの如く経験の批判に依つて、因果の概念其物を偶像と認めて、之を排除し、説明科學を擬人的のものとし、記述科學を以て科學の純粹なる形態と認める外はない。

然るに、唯物史觀論者は、前カント的といはんよりも、前ヒューム的に、経験の基礎よりして、河上博士の『唯物史觀研究』に於ける如く、又ブハーリンの『唯物史觀』に於ける如く、因果の

客觀的必然性を獨斷し之を一切の議論の出發點とする。斯くの如く先天的要素を離れ、本質認識を開却して必然性を立てんとすることは、フツサルのいへる如く科學者の立場といはんよりは寧ろ一個の獨斷的自然哲學者の立場である。嘗て十七世紀に於て、ホップスは哲學を規定して一般的因果の學となし、哲學を一般的力學の形式に於て成立せしめようと考へたが、唯物史觀論者の因果に關する先入見は明かにホップス的である。彼等は自然科學者として物言はず、自然哲學者として物言ひつゝある。ブハーリンは辨證法的唯物論をば舊式の唯物論に對照せしめつゝあるが、彼の通俗哲學的辨明にも拘はらず、彼が因果の客觀的必然性を経験的に立證し得ると信ずる限り、從つて經驗的と必然的とが對照的概念たることを知り得ざる限り、前カント的であり、前ヒューム的である。

殊に、唯物史觀論者が人間の歴史にまでも彼等の獨斷的想定たる因果觀を擴大し、歴史上の決定論を主張するに至つては、自然に對する歴史の特異性を無視するものといはねばならぬ。斯かる無視、斯かる開却は、ベルグソンの所謂ガリレイ型の力學を以て凡ての科學の標本と見做す獨斷に陥れる爲めであつて、ベルグソンのいへる如く、力學、物理學、生物學、心理學と進むに從

つて、學が益々象徴的となることを知らざるが爲めである。ベルグソンは其の代表作『創造的進化』に於て、目的原因に對立する所謂機械原因に就いても、三種類を分つた。第一は甲の球が運動して乙の球を動かす場合の如きもので、我々は乙球の質量を知り、更に甲球の質量、運動の速度、方向等を知れば、乙球の運動の状態を豫知し得るものであつて、此の場合二つの球の因果關係は純然たる分量關係である。

次に第二の場合は我々が蓄音機のハンドルを廻はして蓄音機の音を聞く場合の如きものであつて、ハンドルを廻す時間と蓄音機の音の繼續時間との因果關係には、一定の分量關係が成立するが、ハンドルを廻す時間の分量に依つて、我々は蓄音機の音の性質を豫知することが出來ない。即ち、ハンドルを廻す時間と音の性質との間には分量的因果關係が成立しないから、前者を以て後者を知ることは出來ない。結局我々はハンドルの廻轉と蓄音機の音との因果關係に就いては分量的方面を推知し得るが、性質的方面に就いては、原因の知識は結果の知識に何物をも加へない。

第三の場合は、マツチの點火が原因となつて爆裂弾が爆發する場合の如きもので、爆裂弾の破

片の飛び散る方向如何は主として爆裂弾其の物に内在する性質に依つて決定せらるゝものであつて、マツチの點火が爆裂の原因であるにしても、此の原因に關する知識は、爆裂弾の爆裂狀態の分量や性質に就いて何物をも知らしめない。

要するに、等しく因果關係といつても、原因と結果との關係は決して一樣のものではなく、從つて原因是結果を規定するといひ、又は條件附けるといつても、原因の知識は必ずしも結果を推知せしむるに充分ではない。而して人間の歴史に於ける因果關係は以上に例示された三種の因果關係中第三の場合に相當するものが多い。セルビアの一愛國者の墮匈帝國の皇太子に對する狙撃と全歐洲の禍亂との關係の如きは、正しく第三の場合に相當する。ハックスレイは、若し人知さへ完全であるならば、第何世紀かの後、某月某日に、英國の某地に、某の植物が發生することを豫知し得る筈であるといつたが、斯様な豫知は、果して歴史上の出來事に對して可能であるであらうか。

我々は必ずしも、ブートルーと共に、自然に於ける偶然性を主張するに及ばない。又リツケルトと共に、歴史現象の一回性を固執する必要もない。併しながら我々は自然因果性の客觀的必然

性を獨斷し、更に此の獨斷を擴大して、生命の世界、精神の世界、歴史の世界に及ぼすべき權利を有するであらうか。外界よりの物理的刺戟と、此の刺戟の知覺神經を経ての傳達と、中樞部の興奮と、運動神經を経ての反應と、知覺の心理作用と、意欲の心理作用とを、如何にして一系の自然因果律を以て繋ぎ得よう。生理現象と知覺といふ心理現象との關係だけに限つて考察しても、何人も容易に、前者の後者に對する一方的因果關係を律することは出來ない。フエヒネルやパウルゼンやミュンスターべルヒやは寧ろ二者の並行關係を主張して居る。加之、ミュンスターべルヒの『一般的及び應用的心理學』は、物理的乃至生理的刺戟の增加が連續的なるに對して、知覺の發展は寧ろ断續的であつて、前者が直線を以て示し得るならば、後者は點線を以て示し得ると主張して居る。果して然ならば、直線と點線とを、一方的因果觀を以て如何に結び得よう。物理的刺戟、知覺神經の興奮、知覺、知覺中樞の興奮、運動中樞への傳達、意欲、運動神經の興奮、外界の變化。——此等の凡てが、一個の因果關係に依つて繋がるとは、心理學上乃至哲學上の革命的所說である。唯物史觀論者が、自然的因果の客觀的必然性を精神の世界、歴史の世界にまでも擴大せんとすることは、出發點に於て、一個の革命的所說を獨斷するものといはねばならぬ。

三

既に述べた如く、唯物史觀論者は第一に自然的因果の客觀的必然性を獨斷し、更に此の獨斷を精神の世界、歴史の世界に擴大し得ると獨斷し、斯くして二重の獨斷を重ねつゝあることは、ベルグソンの以上の原因結果の三種の關係の例示に依つて明かであるが、我々は更に、ヴァント及びベルグソンの因果の二種別に就いて考察しなければならぬ、ヴァントは其の『心理學概論』の結尾に於て、因果律を二種に分ち、第一を勢力保存の法則とし、第二を勢力増加の法則とした。ヴァントが兩者に於て等しく勢力といふ分量的名辭を用ひた缺點は暫らく措き、彼は第一に依つて分量的因果關係を、第二に依つて性質的因果關係を現はさうと試みたことは注目に値する。彼は第一の場合を説明していふ。分量の見地からすれば、原因と結果とは完全に相應する。換言すれば二者の間には等量關係が成立する。結果に於ては、原因の分量は少しの増減なく保守される。此は還元し得べき現象に就いて實驗的に證明せられると。然ならば、彼は第二の場合を如何に説明するかといふに、性質の見地からすれば、現象は過去を保存しつゝ新たなものを創造することが出來

る。今 a 、 b 、 c の三個の異なる感覚が融合して、新性質 m を作り出す場合には a 、 b 、 c の各々等の諸感覺の性質は毫も喪はれずして保存される。我々の精神現象の發達は、要素の個々の性質が保存されつゝ、而も其等の諸要素の合成の結果新性質が生じることに依つてのみ可能である。各個人の社會的關係に於ても、同様に新性質の產出が認められる。三人寄れば文殊の知慧とは蓋し此の意味である。精神現象と社會現象とに於て、舊き要素が喪はれずして、而も新性質の誕生の可能なる點に於て、個人が心的要素の單なる數學的總和でなく、社會が、同様に個人の單なる數學的總和でないといふ事實が成立するのである。

ベルグソンの創造的進化は實に以上のヴァントの發想を、無意識的に、發展し行つた結果である。創造的進化が可能なるのは、生命と精神とが、沒個性的、沒我的なる物質と異なつて、無限の性質的變化を遂げ行く點にある。而して此の性質的變化は、物質の單なる地位の移動と異なつて、過去の上に現在を保ち、更に未來を蓄積し行く點に特色を有する。物質に於ては、永久に現在があるのみで過去はない。物質の現在は過去の否定を條件とする。之れ時間が物質に於て意義をなさず、物質に適用せられた時間とは、畢竟空間に過ぎない。空間には過去はない。之に反して、

生命と精神とに於ては現在は過去が未來に進み行く尖端であつて、過去の否定を條件とせず、過去の肯定の上に新たなる現在を築き行く點に特色がある。生命と精神との場合に於ては、不斷に新性質を創造し行くから、現在を以て未來を推知することが出來ない。此等の世界には、古きを温ねて新しきを知る可能性はあり得ない。斯くの如きが生命と精神との特色であるならば、如何にして此等の世界に自然必然の法則を適用し、生産力や生産關係が法律上政治上の諸形態を一方的に規定し、更に道德、宗教、藝術等の觀念的形態を規定するものと思惟し得らるゝ筈はない。河上博士が一九二五年の『唯物史觀と因果關係』に於て、因果概念の偶像を棄却し始めたのは、唯物史觀の根抵たる自然的必然の法則の適用に依る決定論が維持し難きを告白するものといはねばならぬ。

四

唯物史觀論者が因果律の客觀的必然性に關し前ヒューム、前ガント的獨斷を有し、且つヴァントやベルグソンの因果律の二種別に關する創見を無視する點に於て、哲學上の反動主義たるのみな

らず、彼等が觀念と實在との關係に就いても幼稚なる哲學的思想に立脚するは争ふべからざる事實である。彼等が「社會の經濟的構造」と、「法則上及び政治上の上層構造」と「社會意識」との關係に對する見解の如き、一に此の幼稚なる哲學的思想に基礎を有する。彼等は社會の經濟的構造を社會の現實の土臺と考へるが、所謂社會の土臺の土臺たるものは併の幼稚なる哲學思想である、否前哲學的思想である。

唯物史觀論は實在を觀念の基礎となし、觀念在其の反映となすが、實在と反映との關係は如何なる意味に解すべきであるか。實在と觀念との間には一方的因果が存するのであるか。或は實在は他の實在に影響すると共に、二重の結果として觀念を發生せしめるのであるか。それとも觀念は實在に伴生する一の副現象に過ぎないものであるか。又實在には客觀的と主觀的との對立があつて、觀念は客觀的實在が主觀的實在の鏡に寫る一の現像に過ぎないものであるか。實在を基礎とし觀念を其の副生乃至派生と見る見解は唯物史觀論者に共通するところであるが、此の見解の眞の意味は以上の解釋中何れを探るべきであるか。余は唯物史觀論者の種々の著作を讀んだが、此の點に就いて何等明瞭なる判定に接しない。

河上博士の如きは觀念を反映と見ながらも夫れが隠つて生產力乃至經濟關係に影響すと見るからには、所謂反映も主觀的實在の鏡面に浮べる現像と見ることは出來まい。ブハーリンの如きは、福本和夫氏と同様に、實在たる社會の經濟的構造が一定の人間の意志を誘發し、此の意志が介在して、新なる實在たる新なる經濟的構造を造り出すことを認めて居るが、意志を以て、實在以外のイデオロギーの一要素と見る限り、凡てのイデオロギーを單なる反映と認め能はざることは明瞭である。斯く解釋する場合に於て、所謂反映も實在の如く原因性を有すると認めなければならぬ。勿論福本氏の如きは一定の意志活動も社會の經濟的構造の結果だと強辯せんとするが、意志活動の一定の形態が經濟的構造に規定さること、意志の活動性其物が經濟的構造の產物であることとは全く異なつた二つの事實である。ベルグソンの指摘した如く、生命の各種の形態が環境に影響さるゝ事實よりして直ちに生命其物が環境の產物と見做す能はざることは、恰も東京より京都への途の一高一低が地形に順應しながらも、途の方向其物が地形の產物であると見做すことが出來ないと同様である。

我々はこゝに至つて、一般に實在と觀念、殊に經濟關係と觀念的諸形態との關係に就いて、規

定する條件の意味を考察する必要に迫られて居る。唯物史觀論者は必要にして缺くべからざる條件を以て、直ちに必要にして充分なる條件と混同する誤りに陥つてはゐないか。若し此の誤りに陥いらすとしたならば、彼等は如何にして實在の觀念に對し又は經濟關係の觀念的諸形態に對する一方的因果を主張し得よう。宗教、哲學、藝術の觀念的諸形態が經濟關係に依つて規定されることは事實であるが、或る一定の社會に於て、一定の宗教を生み、一定の哲學を產出することに對し、一定の經濟關係が必要にして充分なる條件なりと認めらるべきであるか。一定の經濟的關係がなくしては、一定の宗教と一定の哲學は成立し得ないことは事實であつても、之を理由となつて、前者があれば後者が成立すると論することは甚だしき不合理であらねばならぬ。勿論必要な條件であつても、夫れが變化すれば、所謂上層建築の變化を促がすことは事實であるが、之を理由として前者の關係は後者の關係を可能ならしめるとはいへない。二者の間に因果關係があつても、其の關係は甲球の運動と乙球の運動との關係の如き純乎たる分量關係でない以上、前者の認識根據は後者の認識を完成するものではない。バウルゼンは愛といふ心理作用の發動には一定の心臓の鼓脈一定の血液の運行が條件となつて居るが、心臓の鼓動や血液の運動の認識は決して

愛の心理作用を明瞭ならしめるものではないといつて居る。ベルグソンもまた壁上に掛けられた帽子は懸釘の落下と共に落下するが、前者と後者との間には並行關係はないといつて居るが、此の場合尙ほ更ら一方の認識が他方の認識を完全ならしめるものではない。前者の認識が後者の認識に貢獻する程度は甚だしく限定されて居る。

元來宗教や哲學の觀念的諸形態は一定の經濟關係を成立の條件とするとも、宗教内部の觀念の發展、哲學内部の觀念の發展は、物理的法則とは異なる心理的法則に従つて可能なるものであり、而して其の發展の法則は分量的ではなく性質的であるから、觀念の幼稚なる階段よりして觀念の高度の階段を豫知することが既に不可能である。況んや觀念の全發展を觀念的形態ならざる經濟關係より豫知せんとする事は甚だしき無謀である。而して此の豫知の不可能は人知の制限に基づくよりも寧ろ對象其物の性質の然らしめるところであつて、此は一は性質的因果關係の然らしむるところであり、一は經濟關係は必要なる條件であつても、必要にして充分なる條件ではないからである。實在と觀念、經濟關係の觀念的形態との間には、何等から因果關係があつても、それは決して分量的因果關係ではなく何等かの規定被規定の關係があつても、そは決して必要にして

充分なる條件を豫想する規定被規定の關係ではない。

五

唯物論者は以上の如く、實在と觀念との關係に就いて幼稚なる模寫説を執り、經濟的基礎工事を政治、法制、其の他の觀念的諸形態の上層建築との關係に就いて、規定被規定の意義を誤解するが爲めに、極めて非科學的な獨斷説に陥りつゝあるが、此の獨斷説の維持し得べからざることは、彼等の意識するところなきに拘はらず、彼等の主張其物の裡に示されて居る。此は種々の點に於て證明し得られるが其の最も著しき事例に就いて明かにすることが出来る。

唯物史觀論者は、河上博士の諸著が實例たる如く、生産力及び經濟關係と上層建築との動もすれば起り得る不調和に就いて語り、更にまた相矛盾する階級の對立が、次の階段に進み行きて件の對立の止揚の可能と、對立する階級の滅亡及び社會の崩壊の可能に就いて語るを常とする。併しながら、彼等と雖も、生産力と法制との矛盾、延いて生産力の激退の打開の途は人間の觀察力如何と、改造の意力如何にあることを認めて居る。加之彼等は階級的對立を止揚して社會の一段

の進歩を促がすか、對立する二階級の滅亡と社會の崩壊を來すかは、一にかゝりて、人間の聰明と意力とに存することを認め、現代に於てプロレタリアートの自覺の必要を力説して居る。之れ明かに唯物史觀の根抵的先入見に裏切るものでなくて何であらう。生産力と法制との不調和の除去、社會を崩壊に導くことの代りに、一段の進歩を來さしめ、社會の無限の進化と可能とが、人間の知力と德力とにかくとの承認は唯物史觀の決定論からは、正しく瓢箪から出る駒である。人間の知力と德力とは、社會進化の或る階段に於ては、アルキメデスの點の如く、社會を廻轉せしむる威力の所在點である。觀念は實在の結果乃至反映に過ぎざるに、人間のイデオロギイが、或る危機に於て、社會を活殺する契機たることは、決定論に對する清算に外ならない。唯物史觀論者は自からの辨證法に依つて自己矛盾を立證して居る。實在は內的に矛盾せず、臆見と先入見とのみが内在に矛盾するのみである。

國家社會主義を排撃す

一 國際社會主義と一國社會主義

從來日本の社會主義者は多く國際的性質を有してゐた。幸徳秋水、安部磯雄、片山潛、堺枯川等が社會黨を結成した當時は、日露戰爭の進行中にも拘はらず、公然として日露戰爭に反対し、黨代表者片山潛は露國の社會主義者ブレハノフと國際會議の席上握手し滿場の拍手裡に戰爭反対の意志を表明した。濱口内閣成立當時、無產黨華やかなりし頃、勞農黨、社民黨、日勞黨の三派が鼎立してゐたが、日勞黨に幾分日本の色彩があつたのみで、勞農黨は明かに第三インター・ナショナルの一支部と認むべきであり、社民黨は第二インター・ナショナルの色彩が濃厚であつた。彼等は、異口同音に、軍備の徹底的縮小、植民地解放、帝國主義戰爭反對を呼號した。

然るに、此の數年來彼等は國際社會主義より一國社會主義へと轉向し始めた。之には種々の理

由がある。第一は昭和六年秋の滿洲事變の突發であつて、此の事變は日本を國際的に孤立せしめ、國民をして祖國意識に眼醒めしめた。第二は世界を通じての國民主義の擡頭であつて、國際軍縮會議の失敗、國際經濟會議の破綻、プロック經濟戰の尖銳化は、世界の國際主義を清算した。第三はソヴェート・ロシヤの國際共產主義の轉向であつて、世界革命を目指すトロツキーは失脚して、一國社會主義を以て満足するスターリン主義が凱歌を奏した。第四はイタリー及びドイツに於けるファシズムの奏功であつて、ファシズムを國家社會主義と同一視する我が國の識慮淺薄なる左右兩傾の尖銳分子は滔々として國家社會主義の陣營に走つた。以上の四個の事實は互ひに因となり果となつて、國家社會主義を優勢ならしめた。一君萬民の標語を惡平等主義に曲解し、產業奉還のモットーを掲げて私有財産制を否認せんとする和製ボルシェビズムは、今や國家社會主義の美名の下に、妖怪の如く、全日本を徘徊しつゝある。此の假裝ボルシェビズムは純真なる農村青年を侵し、多血なる青年學徒を誘ひ、更に少壯軍人の間にまで潜入せんとしつゝある。

回顧するに、我が國の國家社會主義は、滿洲事變以前に於ては、決して優勢ではなかつた。理論的にも、實踐的にも、一國社會主義は國際社會主義に壓せられてゐた。日本に於て國家社會主

義の先駆者たる者は、幼稚粗莽ながら「尊王社會主義」を標榜した故山路愛山であり、國家社會主義を理論的に完成した者は、明治三十九年に公にせられ直ちに發賣配付を禁ぜられた龐大な「國體論及び純正社會主義」の著者北一輝である。次いでマルキシズムの陣營に育ちながら、幾分之を離脱して、國家社會主義を理論的に組織し、宣傳した者に故高畠素之がある。現在に於ては、北一輝は素より高畠素之に比する思索力を示す國家社會主義者は存在しないが、早稻田大學教授林癸未夫はファシズム流行の浪に乗つて國家社會主義を宣傳して、一部の軍人までが其の所説に傾倒し、石川準一郎は高畠の衣鉢を繼いで此の方面の團將たるを失はない。北一輝は「社會改造法案」に於て、處女作『國體論及び純正社會主義』に現はれた國家社會主義より幾分離脱し、自から「革命的帝國主義」と稱する立場を執り、一種の日本ファシズムを獨創し、五・一五事件の被告等に深甚の影響を及ぼした。大川周明、満川龜太郎の二氏また大體に於て此の傾向に屬するといふべく、此の日本ファシズムは一定限定の、私有財産と私人企業を認めるが、イタリー、ドイツのファシズムに比して甚だしく國家社會主義的色彩を有し、少壯軍人其他の國民層に根強く植え付けられて居る。しかしながら、今日國家的對立が如何に尖鋭化してゐても、

また國家社會主義的傾向の人々が如何に實行力に富んでゐても、日本の社會主義者は多くは其の底意に於て國際社會主義的ならんとするることは疑はれない。

たゞ國際社會主義は國家社會主義に比して理論的に一層優勢であり、また數的に多くの信奉者を集め得ても、そは平時に限らることであつて、一度帝國主義的な國際戰爭が起ると、大多數の社會主義者は愛國的熱情に動かされて容易に轉向して、國家主義的色彩を帶び、時には軍國主義的色調さへも加へて来る。此は第一インター・ナショナルが普佛戰爭に於て終りを告げ、戰後再生せる第二インター・ナショナルが去る世界大戰に於て中絶し、モスクワ中心の第三インター・ナショナルが成立した後、漸くに復活し得たる事實に依つて立證されてゐる。今日第二インター・ナショナルと第三インター・ナショナルとが並存して居るが、ロシヤは國際的に孤立して、第三インター・ナショナルの勢力はロシヤ以外は支那の一部に實勢力を有するのみであり、第二インター・ナショナルは其の主要支持團體たりしドイツの社會民主黨がヒットラー政權の爲めに大彈壓を受けて土崩瓦解すると共に、殆んど國際的性質を喪失するに至つた。殊に最近の如く世界の國家的對立が尖鋭化し、アジアにヨーロッパに戦雲濃く時、國際社會主義は益々其の重要さを喪ひつゝある。

國際社會主義者連が平時に「プロレタリアは祖國を有せず、萬國の労働者よ團結せよ」など、決議をして見ても、其の戰線統一は觀兵式のやうなもので、一朝國家有事の際には支離滅裂になることは、從來の幾多の實例が之を實證して居る。故に戰時を中心にして考へれば、多くの國際社會主義者は國家社會主義者であるとさへもいへやう。現に去る大戰中飽くまで戰爭に反対した獨逸の社會主義者は他の大多數の戰爭是認の社會主義者ことを「ゾチアール、パトリオーテン」（社會愛國黨）とか、「ゾチアール、ショーヴィニスティン」（社會排外主義者）とかいつた。また戰爭直後ハングルグ中心のボルシェヴィスト等には「ナチヨーナル、ボルシェヴィキ」（國粹過激派）といふ名稱さへ與へられた。日本の國際共產主義者も佐野、鍋山等に見る如く、滿洲事變を契機として、一國共產主義に轉向した。若し將來日米戰爭でも起れば、クーノやレンシュやエーヴェルトやシャイデマンのやうな變説改論はやり兼ねまい。斯く考へると、日本の第三インターンの連中を確定不動のものと看做することは出來まい。

日本の國際社會主義者の最近の國家社會主義への轉向、更に將來の可能的轉向を理解するに當つて、去る大戰當初に於けるドイツの國際社會主義者の轉向理論を一顧することは、有益なる參

考であらう。彼等は、彼等が戰前資本主義的、帝國主義的戰爭と稱したものと如何にして是認し、擁護したか。

戰前には修正派の一人として知名であり、戰時中は戰爭の責任に關する専門の研究者であったエドワアルト・ダヴィツドは、戰爭開始後間もなく、戰爭がドイツに取つて全然防禦であるに反して、聯合國政府は包圍政策、侵略慾、掠奪慾を露骨に暴露してゐたことを述べ、露國は「盜み太りの巨像」であり、英國は「世界市場の專政君主」、聯合國は「世界分割シンヂカート」であると罵つた。過去二十年來カウッキーと共に、社會黨の機關紙「フォルウェルツ」に、又學術雑誌「新時代」に、軍國主義と帝國主義とに對して戰ひ來つた、ハイリンリヒ・クーノは、八月の初めには「フォルウェルツ」の編輯部の依頼を受けて戰費協賛に抗議したにも拘はらず、ドイツ軍がベルギー及び北フランスに侵入すると共に、心機一轉して、一小冊子を著はして左の如く論じた。我が黨の戰争反對の左派は、我が黨が戰費に協賛を與へたるが爲めに、獨逸社會民主黨は崩壊したと主張する。併し我が黨は崩壊しない。崩壊したのは其の謬れる政治學説のみである。獨逸社會民主黨は八月四日（一九一四年）までは各國の帝國主義的戰爭を防止しなければならぬ

と信じた。しかし世界史の實際の力は一層強かつた。そうして戦争に依る世界政治的勢力分割の解決は事實となつた。我々は此の世界史の進行を罪し、之を過誤なりと宣言すべきであるか。否、その反対こそ正當である。單なる理念に對すれば歴史は常に正當である。そうして社會主義的理論家及び政治家は歴史の現實の進行に従つて其の見解を訂正する必要がある。今や我々は帝國主義をも、最近の事件の教訓に従つて、避け難き資本主義的經過階梯と看做さなければならぬ。更に民族自決権の如きも小ブルジョア的民主主義的な理窟に過ぎないと。

戰前に於ては社會民主黨の最左翼に屬し、かのリープクネヒト、ローザ・ルクセンブルク及びレデブルーと共に、「四つのL」の一人として有名であつた、パウル・レンシュもまたクーノと同様の心機一轉者であるが、彼はクーノの沈黙せる事項についても臆面なく公言した。レンシュ君は此の戰争に於て、ドイツは「革命」をやると主張したが、此の革命は、彼に於ては、プロレタリア的社會主義的革命を意味しない。彼に取つては、戰争、ドイツの勝利、此の勝利に依る世界の經濟的、政治的新組織がドイツ革命の全體であつた。彼の「獨逸革命の先頭にペートマン・ホルウェッヒが立つてゐる」との語は明かに之を裏書きする。彼はまた「ナポレオンは英國の

世界的支配を動搖せしめることは出來なかつた。ペートマン・ホルウェッヒはこれを果すことが出来た」と叫んだ。彼に依れば、獨逸は英國に對して一層進歩せる社會的原理を代表せるものであつたから、勞働階級が個人主義的であつて、未だ進歩しない英國に對する獨逸の勝利は、新時代、新社會的理想、即ち社會主義化せる社會の發生を將來することとなり、従つて彼は「民主主義と社會主義とは獨逸の運命と密接に結合する」と論じた。佐野學の轉向よりも及ばぬ鮮やかな轉向であるといはねばならぬ。

マルキストの理論家が既に以上の如く轉向した。實際家の轉向は一層簡單明瞭である。シャイデマンは戰争勃發の年八月廿一日紐育の一新聞に寄せて書いた。曰く「今次戦争の主なる責任はロシヤにある」、「フランス、共和國的フランスがロシヤの絕對專政主義と生死を共にして同盟せるは、全く不可解の事實である」、「我々ドイツ人はツァール主義に對して、我々を防衛すべき義務がある。露國に依る危險なる隸屬に對して、最も發達せる社會民主主義の國家を防衛すべき事業を果さなければならぬ」と。以て如何にシャイデマンが、去る大戰の原因を露國の軍國主義に認め、自國をくるめて全世界の文明諸國の資本主義的制度其物が、戦争の原因をなすとの

マルキシズムの理論を一擲したかを知るべしである。

戦時に於て國家社會主義者が容易に國家社會主義者に轉向することが事實であるならば、今日我が國に於て國家社會主義が純正マルキストから相手にされず、また正統日本主義者から危険視されたからとて、國家社會主義は無力であるとはいへない。國際戰爭の場合には、國際社會主義者は國家社會主義者に急轉するといふ一事に依つても、前者は後者ほど現實味を持つてゐないことが明瞭である。ドイツに於ても、フランスに於ても、戰時中はマルキストは所謂「國內平和」を唱へて階級闘争を中止し、または之を無期延期して國際戰に獻身した。民族的、國家的闘争が階級闘争よりも如何に有力なものであるかは、之に依つて實證せられる。英國で労働黨が天下を取つても、印度を解放して自國の労働者の生活程度を低下することは思ひもよらなかつた。米國の労働者は、自己の高き生活標準を維持せんが爲めには、飽くまで日本人を排斥し續けるであらう。米國內に於て社會主義が實現さるゝ可能性と、米国人と日本人とが平等に待遇せられる可能性と、何れがより高いかといへば、勿論前者であると答へねばならぬ。國內に於ける經濟的平等の可能性は國際的平等の可能性より一層大である。

しかし一國社會主義が國際社會主義よりも現實味を持つて居るといふことは、前者が後者よりも一層眞理であることを意味するよりは、寧ろ前者が後者よりも、より少なく誤謬であることを意味する。何故であるか。前者も後者も到底實現し得べからざる、また實現せしむべからざる主張なるからである。勿論今日の自由主義的社會機構は種々の缺陷に満ちて居る。社會的正義の見地からも、社會的利益の觀點からも、誠に遺憾の點が多い。資本の労働に對する獅子の分け前もあり、エンゲルスの所謂生産の無政府狀態もあり、產業豫備軍の大量生産もあり、帝國主義戰争の可能もある。しかし、此等の理由に依つて土地と資本との一切を國有にすべしとの主張は成立する筈はない。國有の可能が既に問題であるが、國有の利益は更に問題になる。我々は此等の點を明かにせんが爲めに、ナチスと國家社會主義との關係を究明しようと思ふ。蓋しナチスは國家社會主義を標榜する世界最大の政黨であり、政権であるからである。

二 ナチスの綱領と國家社會主義

ナチスは讀んで字の如く、*Der Nationalsozialismus* の略であるから、ヒットラー黨が國家社會主義を標榜す

社會主義又は國民社會主義を遵奉することは疑を容れない。しかしながら、獨逸に於て、社會主義の語は、時に濫用に近きまでに、種々の場合に用ひられる。マルキシズムと同義に解せらるゝ社會主義ならば、土地、資本の一切を國有とし、生産、交換、分配の諸過程が政府の官憲に依つて掌らるべきことを意味する。しかし、社會主義なる語が廣義に用ひらるゝ時は、治善、公益、厚生又は社會的正義を目的とする主義を意味する。従つて、此等の目的を實現する方便として、私有財產制を一掃することを要件とするものではない。社會主義なる語が單に目的に關して用ひらるゝ時は、厚生主義、治善主義、國家全體主義を意味する。

哲學的斐ヒテは人格の平等權を主張し、且つ人格の發展には物的基礎を要し、従つて各人は財產權を有せざるべからざるを力説したが、此の人格平等權の爲めの各人に對する財產權擁護の主張をば、有名なる經濟學者シニモーラーは社會主義と稱し、斐ヒテを以て獨逸最初の社會主義者と稱した。新カント派の一派マールブルヒ學派の諸學者はマルクスのカント化を以て、別言すれば必然としての社會主義を當爲としての社會主義と化したことをして知られて居るが、ナートルブの「社會的理想的主義」の立場の如きは治善と社會的正義を力説するのみで、個人主義に

對して全體主義を標榜したのみで、マルキシズムとしての社會主義とは頗る縁遠いものである。

此はヒットラー黨の國粹社會主義又は國家社會主義に就いても同様である。ヒットラー黨の綱領、殊に其の實踐は、決して資本主義を正面から否定し、土地、資本の一切を公有化せんとするものではなく、公益を私益の前に置く國家全體主義と看做すべきもので、一面斐ヒテの理想主義に通じ、他面イタリーのファシズムに似通ふものである。従つてヒットラー黨はマルキシズムより國際主義の一面を除き去つて生ぜる一國社會主義乃至國家社會主義とは、共通點よりもより多き相違點を有して居る。されば、ヒットラー黨の優勝を見て、所謂國家社會主義の勝利なりと錯覺して、財權奉還、產業奉還などと絶叫することは、識らず知らず、和製ボルシェヴィズムの陳腐に投する結果となり、自から愛護すると稱する祖國の傳統に反逆することとなる。皇道主義經濟などゝ美はしき標榜をなしつゝ、自からスターリン學徒たることを自覺せざるもの多きは、日本國民として耻づべきことである。

我々は以下ヒットラー黨の綱領と、其の實踐とを考察して、其の國粹社會主義なるものが、日本にて流布せらるゝ國家社會主義乃至一國社會主義と、如何に異なるかを明かにせねばならぬ。

ヒットラー主義は資本主義と社會主義との何れにも偏せざる統制經濟主義乃至はファシズムであり、後者はマルキシズムの一國內に於ける適用に外ならない。

先づナチスの綱領を見るに、此の綱領は、黨の經濟學的知囊フェーダーの起草に成る廿五ヶ條であつて、一九二〇年二月廿四日、黨幹部に依つて討議票決せられ、翌二十五日にミンヘンの「ホーフブロイハウス」の集會に於て公表せられ、更に一九二六年五月二十二日幹部大會に於て再検討の結果、綱領は變更すべからずと決議せられたものである。以上の綱領は經濟問題、民族問題、領土問題、條約問題、政治問題、教育問題、國防問題等の幾多の重要な問題につきて、黨の根本方針を規定して居るが、經濟問題に關する條項は、第十一、第十三、第十四、第十六、第十七及び第十八條の六ヶ條に及んで居る。左に之を引用する。

十一、前條の原則に基き我等は不勞所得の廢止及び資本利子奴隸制度の打破を要求す。

十三、我等は既に社會化せる企業の國有化を要求す。

十四、我等は大企業の利益配當を要求す。

十六、我等は健全なる中產階級の建設維持と、大百貨店の即時の自治體有化及び此等の小營業

店への廉價販與と、國家、州又は自治體への供給に於て凡ての小營業者に對する綿密なる顧慮とを要求す。

十七、我等は我等の國民的需要に適する土地改革と、公益の目的上土地の無償收用に對する法律の制定と、地代の廢止と、一切の土地投機の禁止を要求す。

十八、我等は其の行動に依つて公益を害する人々の容赦なき戰闘を要求す。陋劣なる國民的犯害者、高利貸、不正商人等は、宗教人種の如何を問はず死刑に處すべきものとす。

以上の内、第十一條は資本利子奴隸制の打破を主張し、第十三條は社會化せる企業の國有化を主張し、第十四條は大企業に對する利益配當を要求し、第十六條は大百貨店の自治體有化と中小商工業者の保護を要求し、第十七條は公益の爲めの土地無償收用と土地投機の禁止を規定し、第十八條は不當利得者の死刑を主張してゐる。

以上の諸條項中社會化せる企業の國有の一項のみが國家社會主義の色彩を示すものであつて、他の條項は中小商工業者及び農民を保護せんが爲めに統制經濟の原則を適用せんとするものである。元來ナチスの經濟論は偏狭にして側面的なるイデオロギーに過ぎざるマルキシズムを一國に

適用せんとするものではなく、敗戦とヴェルサイユ條約と十一月革命との結果に對應せんとする常識的、現實的のものに外ならない。而して所謂「社會化せる企業」とは獨占的性質を有する企業及び公益に直接關係ある企業を意味するものであつて、日本の鐵道官營の如きは社會化せる企業の國有の一例と看做すべきものである。

元來獨逸に於いては社會民主黨すら、鐵道國有（此は戰後實行せられた）カリ、石炭、水力の國有を主張するのみで、土地國有問題の如き、黨員の自由問題と看做されてゐた。従つて、マルキシズムを排撃するヒットラー黨が、マルキシズムのスローガンたる土地と企業の國有を主張する筈がないことは、辯を待たない。されば、第十七條に於て、公益の爲めの土地無償收用と土地投機の禁止とを規定したに拘はらず、ヒットラー黨員の重要な部分を占むる自作農の疑惑を招き、且つ反對黨の批難攻撃の材料とされたが爲めに、一九二八年四月十三日ヒットラーは次の聲明書を發した。曰く、

「綱領の第十七條に對する我黨の敵の側からの曲解に對して、次の如く確言することの必要に迫られる。國粹社會主義獨逸労働黨は、私有財產制を支持するものなるが故に、かの無償收用なる

文句は、單に不法に獲れたり、或は全國の利福なる觀點に反して管理されつゝある土地を、必要に應じて收用する法律上の可能性の設定のみに關してゐる、といふことは自から明瞭である。従つて、之は第一に猶太人の土地投機業者に對して向けらるゝものである」と。

要するに、ナチスの經濟政策の二大要點ともいふべきは、「公益は私利の前に」と「資本利子制の打破」とである。従つて、ナチスは公益を害する私益を統制禁止せんと欲するが、一切の營利主義を排撃せんとするものではなく、又或る企業の國有又は國家監理を主張するのみであつて、決して私有財産を禁止せんとしたり、制限せんとしたりするものではない。而して利子奴隸制の打破といふも不勞所得に依る搾取に反對し、主として金融資本閥の中心をなす猶太人排撃を意味するものである。ヒットラーがナチスの前身たる獨逸労働黨に加入したのは、フェーダーが資本を掠奪資本と生産資本とに分ち、前者を排撃して後者を擁護する講演を聽きて之に共鳴せるが爲めであつて、社會主義者の如く資本主義を全的に排撃せざることが、ヒットラーを動かしたのである。ヒットラーは斯く產業資本を承認し且つ之を保護せんとしたが爲めに、ヒットラー黨は多くの有力なる產業資本家の支持を受け、之が爲めに、ヒットラーは產業資本家の傀儡なりとまで

反対黨、殊に共産黨の攻撃を受け來つたのである。事實、昨年一月末ヒットラーとバーベンとが聯立して内閣を組織し得たのは、一月四日、ラインラント地方の産業家が中介者となつて、ケルン市の一銀行家宅に、ヒットラーとバーベンとが密會して握手せるが爲めである。

さればナチスの綱領に就いて攻究するに、ヒットラー主義はマルキシズムの一變形たる國家社會主義とは何等の關係なきものである。彼等が黨旗に赤地を用ひて革命を象徴し、黨名を國粹社會黨と稱するは、マルキシズムの陣營より幾多の分子を奪取せんが爲めに外ならぬもので、獨逸に於て有效なる戰術たるを喪はない。しかし、日本に於て社會主義といへば、或は幸徳秋水を聯想せしめ、或は難波大助を想起せしめる懸念があるに、強ひて國家社會主義を標榜するは、土地錯誤も甚だしく、大衆の共鳴を得るよりも、寧ろ反感を挑發する結果となるに相違ない。況んや一面財糧奉還、產業奉還などと唱へて、土地資本の國有主義を封建日本の紛飾しつゝ、而も他面、マルキシズムを聯想せしむる國家社會主義を標榜することは、日本と西洋的の兩頭の怪物なりと稱せざるを得ない。斯かる人々は日本的ならざるは勿論のこと、更にムッソリニ的、ヒトラー的よりも、寧ろスターリン的であり、和製ボルシェヴィキたることは疑ひを容れない。

我々は以上に於て、ナチスの綱領に就いて、其が如何に一國社會主義と異なるかを説明し來つたが、以上、ナチス政權樹立以後の彼等の實踐が、如何に一國社會主義と異なるかを明瞭にしようと思ふ。

三 ナチスの實踐と國家社會主義

ナチスの綱領が國家社會主義と縁遠きものなることは以上に依つて明かであるが、綱領が理想に走り易きに反して、實踐は極めて現實的なるを常とするから、ナチスの實踐が尙更ら國家社會主義と没交渉ることは、決して想像に困難ではない。

ヒットラーはバーベンと協調して昨年一月末内閣を組織したが、ナチス獨裁の傾向は益々著しくなつたに拘はらず、今日までの経過を見ると、先づマルキシズムを標榜した共産黨、社會黨を弾壓し、民主黨、國權黨、中央黨を解消せしめて、一國一黨の形勢を打成し、議會を有名無實のものたらしめ、各聯邦の権力を縮小して、中央集權の實を擧げ、猶太人を壓迫して、獨逸在住の五十萬餘の猶太人の約一割を國外に避難せしめるほどに深刻を極め、マルキシズム文獻と遊蕩文

學書を焼棄し、外に向つて對外硬を力説して、獨壇關係を緊張せしめ、遂には國際聯盟と軍縮會議を脱退して、四面楚歌の裡に自主獨立を覺悟して居る。然るにナチスの經濟政策に至つては、極めて、常識的、現實的であつて、失業對策と農村對策とに主力を注ぎ、產業に對して政府の統制力を増大せんとするのみで、國家社會主義の空想を實現せんとする狂態の認むべきものがない。先づナチスの產業政策を大觀すると、ヒットラーは產業經營には飽くまで専門家、經濟家をして其の衝に當らしめんとして居る。其の最も著しき實例は左の事實である。即ちヒットラー政權樹立の際、ヒットラー、バーベンと共に三頭政治の一人とまでいはれた舊國權黨の首領フレーゲンペルグが辭職すると共に、ヒットラーは閣員の移動を行つたが、彼は保險業の大家にして政黨的色彩のなきクルト・シミッドを採用して經濟大臣の椅子に附かしめ、黨の經濟學的知養であり、或る意味に於てヒットラーの指導者であつた、ナチス綱領の起草者ゴッドフリード・フェーダを經濟次官に任命し、而して、國立銀行の總裁にはルッテルと共に金融界の二大大立物の一人なるシーハト博士を任命したことである。ヒットラー政權の樹立以前には、世人は彼を單なる煽動家であり、危險人物であると危惧してゐたが、彼が經濟政策乃至財政々策の中心的地位に、世間に定

評ある信頼すべき人物を當てたことは、彼が健全なる常識の所有者たることを示すものである。ムッソリーニもケマルもヒットラーも、共に健全なる常識に對する偉大なる信念を有することに近代的英雄としての特色を有するものであつて、講壇經濟學者や、街頭の漫談經濟家の非常時に對して無能力なると選を異にするといはねばならぬ。

勿論ヒットラーは自由主義的資本主義的經濟機構の缺陷を認めて居るから、全國の產業に對して嚴密なる統制を及ぼさんと努めて居る。されば彼はフーベンベルヒの在職中にも拘はらず、主管大臣と評議せずして、經濟機構の變革を監視すべき國家經濟委員を任命し、また獨逸最大の產業團體たる「獨逸產業聯盟」の理事等に壓力を加へて、書記長を罷免してナチス黨員の書記長を以て代へ、此の手段は農業、商業、銀行業、鑄山業にも適用せられた。しかしながら、ヒットラーは經濟機構に對する政府の管理の徹底は内亂なくして行はるべきとなし、技術はヒットラー黨員よりも大切であるとの語氣を漏らして居る。

ヒットラーはナチスの革命は既に終りを告げ、自黨内の無規律な過激な政治狂の第二革命はあり得べからざるものとの見解を有する。昨年七月一日の三時間に亘る大演説に於て、彼は「我々

の革命的具体的目的是外部に向つての権力の發展の爲めの第一條件として黨内の規律を保つことにある。余は現秩序を轉覆せんとする反動派又は他の方面からの凡ゆる企てを残酷に、無遠慮に破壊せんと欲する。余は所謂第二革命に對しても等しく無遠慮に對抗せんと欲す、何となれば其は混沌たる結果を生ずるだらうからである」と。

其の後の十日間の演説と命令とに於て、彼はナチスの産業への干渉は止まねばならぬと說いた。彼は工場や商館に於けるナチス細胞の陋劣な探偵を攻撃した。蓋し斯かる行爲が事業を破滅せしめた場合があるからである。彼はいつた「斯かる輕侮すべき行爲は必ずしも罪人と正義の法廷に立たしむるものと信するを得ない。利己心と私情が餘りに屢々 勵機を爲す」と。彼はまたいつた「實業家がナチス黨員ならざるを理由として、事業の何たるかを知らざる黨員をして代はらしめんが爲めに、之を退かしむることがあつてはならぬ。能力のみが實業に於て決定的のものである」而して獨逸の重工業者と國防軍の有志は國防大臣ブロンベルグを通じて、ナチスの官憲が動もすれば、突撃隊の末輩に動かされて、無計劃な思ひ附きで産業を公有化せんとすることをヒットラーに警告したことは天下公知の事實である。ヒットラーの黨員に對する警告は斯かる事情から生じた。

ヒットラー黨内には急激な分子がある。ヒットラー黨の綱領の起草者であり、「利子奴隸制」の主張者であるフェーダー及び、伯林に於てヒットラー黨を擴大強化した宣傳大臣ゲッペルスの如き其の有力者であつて、此等を背景とする突撃隊の反亂分子は國立銀行總裁シャハト博士が金本位制を維持するは銀行家資本家の利益の爲めに革命に裏切つたものだとして、竊かに之を逮捕せんと企てた。ヒットラーは黨の右翼の代表者プロシヤ内相ゲーリングと共にプロシヤの祕密警察を用ひて、之を彈壓した。ゲーリングはチッセンの娘と婚約あり、重工業者に好意を寄すとなして、ゲッペルスは憎惡して止まないが、ゲーリングはナチス黨第一の鐵腕家として知らるゝを以て、過激分子の策動は奏功しない。要するに、此等の事實に依つても、ナチスは責任の地位に立つと共に、飽くまで専門家の意見を重視して、輕舉を避けて居る。

「ファシズムの經濟組織」の著者ボール・アインチッヒはムツソリーニは統制經濟を實施せんが爲めの方便として、政治的獨裁を完成したが、政治的獨裁は短時日に完成し得ても、統制經濟は徐々に進行し、ファシショ政權十年餘を経て統制經濟は端緒にありと述べて居る。獨裁政治は

クーデターに依つて一氣に成立し得ても、經濟機構の改革は自然發成の亂雑なる都市の區劃整理の如く徐々として進行すべきもので、無責任なる漫談經濟家の、銀行國有、土地國有、產業奉還、不換紙幣濫發等のスローガンを以て一朝にして成就し得べきものではない。國民生活の維持安定が、此等のスローガンで成就し得るならば、英、米、獨、佛の諸國が世界的不況に悲鳴を揚げつゝ過去數年間を空費する筈はない。國家社會主義の實現はいふに及ばず、統制經濟すらも、國民の思想と生活の全的統制をなし得る如き政權に依つて、生活統制の一端として經濟統制が爲し得らるゝに過ぎない。漫談經濟家の漫談とサーベルの力との合作を以て一氣に敢行すべく、經濟機構は複雜至極のものなることは、イタリイとドイツの實踐に依つて學び知らねばならぬ。ドイツの經濟大臣シミツドはヒットラーの意を受けて、銀行重役の月俸を三千馬克に制限せしめたが此の命令はアメリカの禁酒令の如く徹底せず、重役等は年俸八萬馬克乃至十一萬馬克を收得することのことである。六王畢つて四海一なる概あるヒットラーにして既に然り。統制經濟の徹底する如何に困難なるかを示して餘りがある。況んや、財糧奉還などいふスローガンの實現に於てをや。

ナチスの統制經濟主義の產業への適用は大體の方向が認められるだけであるが、失業對策と農業對策に於ては、政權樹立後一年に過ぎざるも、相當の效果を示して居る。而も此等の二者は就いても方向は決して一國社會主義的ではなく、社會政策的である。

獨逸政府は昨年八月中に失業問題に對する改善の跡を公にして居る。之に依れば、八月の前半に失業者數十三萬名を減じて居る。八月十五日には失業者四百三十三萬四千餘であり、一九三二年の同月同日に比して、百萬の低下を示し、一月三十日ヒットラーの政權把握後より百六十六萬七千名を減じて居る。

獨逸政府の失業對策は種々の政策を並用して居る。第一に雇主をして必要以上の使用人を使用せしめることである。之が爲めに、ルール地方の工業は必要以上三萬名を使用して居る。第二は労働時間の短縮であつて、一週四十時間制を採用せしめて居る。第三は一種の強制労働であつて十六歳より二十五歳のものは職を離れて「勤労キャンプ」に送られて居る。之を拒否する者は失業しても失業名簿に登録せしめず、之に赴く者は從業者と看做される。第四は婦人労働の制限と猶太人の排斥であつて、之が爲めに純獨逸人たる男子は就職の機會を與へられる。例へば、ハン

ブルグ市に於ては百八十一名の婦人教師（此等は多くは有夫の婦人である）が解職せられて居る。以上の四個の対策に比して一層生産的なる失業対策は、都市の労働者の多くを農場に送ることであつて、此等に對して農業經營者は宿所と食事とを供給し、政府は小額の貸銀を拂つて居る。東プロシヤの總督エーリッヒ・コツホは地方に於ける失業者數を激減せしめるに大功があつた。ユンカー等も、ブリューニング、バルベン、シュライヘル等の歴代の宰相に對して、大農場の開放に就いて反対し來つたが、遂にナチスに讓歩して、東プロシヤに小農場を設くることを承認した。八月二十四日、彼等は決議に依つて、其の所有地を分割することに賛成した。曰く「古き傳統と彼等の義務とは、其の血と財産とを以て彼等の王に仕へた如く、今日彼等はヒットラー宰相の匡救事業に自分等を任せる」と。次いで、ボンメルンのユンカーもまた各其の所有の一十パーセントを政府の處置に委せた。

一時六百萬を算した失業者に對する対策はナチス政権の運命を決すとまでいはれたが、失業対策は決して國家社會主義的ではなく、極めて常識的なる諸政策の並用である。若し夫れナチス政権の農村対策に至つては、私有財産制を否認せんとする國家社會主義とは正反対であつて、飽く

まで自作農を保護し、農民の土地私有を認めることより一步を進めて、耕作地を家族の世襲財産となし、之を抵當に金融を求め、又は之を賣却することを禁止せんとするものである、以下、ナチスの農業対策の實踐を一瞥しよう。

ナチスの農村対策の基調は、農村が營利主義の立場から、採算不利の場合に土地を荒廢せしむるに反対して、國民食料の自給自足の爲めに厚生主義を採つて、農業を奨励せんとするにある。此の根本基調に立つて、ナチス政権は農村負債の整理を企て、耕作地を安定せしめ、農村シンジカートを設置し、主要農産物の價格を公定せんとする。我が國の農村対策としても、負債の整理、公課の輕減、肥料統制、主要農産物の價格公定（殊に米の專賣）、産業組合制の擴大強化等の諸政策を並用するの外ないが、ナチス政権の企つるところも、以下の諸対策に外ならない。

ナチスの農村負債整理は地方負債百十三億馬克中二十億を政府の肩代りとなし、年六分乃至八分の高利子を四分以下の低利に切り下げる、農村の窮乏を救はんとするのである。勿論之れだけでは不徹底であるから、公課公租を輕減し、地方費の一部を國庫負擔たらしめんとして居る。

土地安定法は、獨逸の農民も我が國の農民と同様、負債の爲めに土地を失ふ者、又は他の有利

の事業に轉用せんが爲めに、土地を賣却する者多く、何れも農村疲弊の根柢をなすを以て、農村各戸の爲めに、負債を整理して、世襲耕作地を設定せんとするものである。大地主にして負債に苦しむものに對しても、國家は之に代つて負債を整理し、自作農を設定せんとする。

農村シンヂカートの設定は、農業の組織が充分近代化せず、作物の生産分配に統制を缺くが爲めに、ナチスは農産物の生産者、取引業者、加工者を協同せしめ、一面農業者に對する中間搾取を不可能ならしめ、他面農産物の價格を維持せんとするにある。統制の農村組合と農會とである。主要農産物の價格の公定は、小麦、裸麥に限られ、作付反別も此の二者に就いて制限を要求されて居る。

以上を概観する時は、ヒットラーの農村對策は自由放任主義に反対すると共に、土地私有を否認する國家社會主義にも反対し、土地私有を熱望する農民の心理に忠實に、土地を農村各戸の世襲財産たらしめ、農業は農民の營利の爲めよりも、全國民の生活を安全ならしむるに重要であるとの農本主義を基調として、飽くまで農民の保護に努力せんとするものである。

フランスの政治學者ジーグフリードは英國のプロレタリアは私有財産の觀念なく、ひたすら高

賃銀と短労働時を求めて止まざるが、フランスの農民は土地所有の觀念旺盛であり、土地の愛着が愛國心の基礎となつて居るとなし、プロレタリアと人口の主要素とする英人氣質と、農民を人口の主要素とする佛人氣質との間に、根本的差異ありと述べて居るが、ヒットラーも愛國心の基礎は農民にあり思惟して居る。

我が國民の一部がナチスの標榜する國家社會主義の眞意を解せず、マルキシズムより國際主義的一面を引き去りたるに過ぎざる國家社會主義を迷信し、土地國有、銀行國有、財權奉還などゝ絶叫して、愛國行動なりと錯解し、甚だしきは之を以て皇道主義經濟なりといふに至つては、我が國の健全なる發達を阻害し、祖國を馳りて赤露の亞流たらしめんとするものである。純正日本主義を率ずる者は此等の偽似日本主義者の宣傳と盲動とに對して警戒と監視とを怠つてはならぬ。

不戰條約文排擊

不戦條約調印問題

政友會内閣は成立以來田中大將を首相とし、皇室中心主義の本尊鈴木氏と國粹主義の頭目小川氏とを兩翼とし、民政黨の議會中心政治を以て赤化思想となし、自から國體擁護、皇室尊崇の一手販賣を以て任じて來た。而も田中首相の輕率と無頓着と不謹慎との諸惡徳は合體して、皇室問題、國體問題につきて幾多か忌はしき事件を頻出したのは、皮肉といへば一大皮肉である。水野前文相の所謂優謹問題にからんで田中首相の奏請が不謹慎極まるものとして貴族院議員の決議となり、美濃部、新渡戸諸博士の聲明となり、田中首相が皇室の尊嚴を冒瀆する惧れあることは、確かに一部の輿論となつた。次いで久邇宮殿下に加へられんとした不退行爲に對する責任を負ひて上山前總督が首相を通じて捧呈せんとした辭職願ひが、首相に依つて政略的に取り扱はれたる疑ひを生じ、所謂聖旨不傳達問題を生じた。其の他既に述べた如く久邇宮殿下に對する不退行爲、頻々として發生せる直訴事件、共産黨大陰謀後の餘震の如き共産黨分子の各地に於ける騒動

等と數へれば、皇室中心主義の現内閣としては實に面目次第もない筈である。

加之、日本代表内田伯がはるゝ歐洲まで乗り出して調印せる米國提案の不戦條約調印問題は、現内閣としては不心得千萬の舉動である。黨名を民政とし、政綱を議會中心政治とする民政黨ならば、條約締結者たる日本の天皇が『人民の名に於て』其の意志を發表するゝも必ずしも辯護が合はぬとはいへない。併しながら、議會中心政治は官僚政治、軍閥政治、超然内閣主義に對する政黨内閣主義を意味するとの民政黨の辯明をも聽き容れず、議會中心政治は皇室中心主義の正面の敵なりとして攻撃しつゝある政友會内閣が、畏くも日本の天皇を、前身は馬の骨とも牛の骨とも知れぬ米國や佛國の大統領同様に考へて、『人民の名の下に』に條約締結の主體たらしむることは、單なる手續の問題又は便宜の問題として之を看過することは出來ない。元來宣戰、媾和、條約の締結等は天皇の大権事項の重要な内容をなすものであつて、日本としては如何なる場合に於ても、「天皇の御名に於て」爲さるべき筈のものである。現内閣諸公は民政黨攻撃の際には、自から皇室中心主義者の立場に立ち、自家の失態を辯明する際には、民本主義者に早變りしつゝある。其の皇室に對する嚴肅なる觀念の缺乏は正に唾棄すべきものがあるではないか。

勿論英語の *in the names of their respective peoples* の「ピープルズ」は必ずしも、主権者に對立する意味の「人民」ではない。時には「民族」とか「國民」とかを意味し、此の場合に於ても英語の *nations* に當るといつても差間へはない。併しながら、君主國と共和國と相集つて共同の條約を締結する場合には、少くとも *nations* 又は *countries* といふ言葉を用ひるが當然であらう。若しさなくして強いて *peoples* の語を用ひるならば、「君主の名又は人民の名に於て」と修正を要求すべきである。日本に於ては人民主権は問題にならず、國家主権に就いてすら故の穂積博士對美濃部博士間に烈しき論争があつたのであるから、右の「ピープルズ」は「ネーションズ」の意味であるとしても、國家主権の思想が示されることとなり、日本に取つては條約文としては不穩當である。

併し外務省が「ピープルズ」は「國民」の意味であつて「人民」の意味でないと頑張り通しさへすればまだしもあるが、自から「ピープルズ」を「人民」と解したが爲めに、「の名に於て」に強引附會の解釋を施こし、「人民の名に於て」は「人民の爲めに」であるとか、「人民を代表して」であるとか辯解し、甚だしきは、米國に交渉したところが、「人民の爲めに」と解釋し、差

問へなしとの承諾を受けたなどと低脳振りを發揮し、米國よりの御宣托を以て全國民を瞞着し去らうとした。而して民政黨が米國との交渉文を公表せよと迫つても沈黙を以て答へ、此の問題ならば議會に發表すべしと主張し、自から攻撃して止まざる民政黨の議會中心政治に墮することを顧みない。吾人の攻撃せざるを得ないのは、平素男性的態度を誇りとする政友會内閣の女性的卑怯なる言動である。

之に關聯して醜態を曝露した學者がある。即ち東京帝國大學政治學部助教授蠟山政道君が「イン、ゼ、ネームス、オブ」を「……の名に於て」と譯するのは直譯であつて、「……の爲めに」と譯すべきであると無學の大膽さを發揮したことである。同教授が反動内閣といはるゝ現内閣に於て、土方教授等と共に司法官の講習會の講師に選ばれた爲めに、如何に知遇に感じたとはいへ平素の桃色的立場を閑却して、内閣側の、否外務省の屬吏側の見解に追隨して、中學生のやうな英語解釋の無能力振りを發揮したことは、學力の缺乏か、學的良心の皆無かの何れか其の一に當らなければならぬ筈である。歐米に於ては勿論此頃は日本に於ても「天皇の名に於て」とか「神の名に於て」とか、「正義の名に於て」とかいふ語法は日常に用ひられる。どこが直譯であるか、

「の名に於て」が直譯ならば、「の名義にて」と變へれば宜しい。「の爲めに」とか「に代はりて」とかいふ譯は瓢箪から出る駒である。直譯が悪いからとて、誤譯を爲す権利は如何に學問の自由の保證される官立大學でも自由の濫用ではないか。借問す同教授等は *in the name of God*などを「神の爲めに」とか「神に代つて」と譯しようといふのか。

此の際一二教授の御用振りは問題にしない。平素口癖の如く皇室中心主義を鼓吹し議會中心政治を呪ふ現内閣の失態は此の儘に看過し難い。民政黨は此の問題に就いては政友會内閣の自己矛盾を指摘する資格はあつても、自黨の立場より攻撃すべき資格はあるまい。併しながら、唯一の野黨たる民政黨の此の問題に對する無資格は、必ずしも不戰條約調印問題の無事通過を許容することにはならぬ。此の問題は明かに國民的大問題である。筆者は在野の國士的諸團體が此の問題に對して沈黙を守るを既に不審とする一人である。如何に政友會が浪人團體の操縦に巧妙であるとしても、此の問題に對して浪人諸團體の沈黙は國家の爲めに憂ふべきである。されば吾人は唯一の望みを樞密院に繋がざるを得ない。樞密院は憲法擁護の最高責任機關である。従つて吾人は樞密院が内閣に對して對米交渉の顛末の公表を迫り、且つ一定の保留を要求するか、進んで條約

文の修正を要求すべきを主張する。米國の上院は條約批准の権利を有するが爲め、先年ワイルソン大統領が提案者であつたヴェルサイユ條約附帶の國際聯盟の規定を拒否して憚るところはなかつた。之れ米國上院の權能の發揮である。日本に於ても、日本政府の提案でなく、米國の提案たる不戰條約に對して、樞密院は内閣の希望等は頓着するところなく、其の當然の權能を發揮して修正なり保留なりを爲すべきである。吾人は此の問題を政治問題化することを欲するものではないが、若し政府が樞密院の修正に應じないとしたならば、こゝに問題は轉換して重大なる政治問題と化するであらう。(昭和三年十月稿『祖國』所載)

不戦條約と田中内閣

御大典以前は全國民の誠心誠意の奉祝の爲めに、政権俄鬼の政黨員も盲動を慎み、政海暫らく波静かであつた。併し御大典後は不戦條約問題を中心として政海の狂瀾怒濤は今日より決して豫測するに難くはない。不戦條約調印問題は、現内閣が如何に之を輕視せんと努めて、また桃色教授等が平素の民主主義的思潮より如何に默殺に終始しても、字引を繰ること以外に何等専門的知識なき老齢學者が其の筋の指し金で諧謔を列べ立てゝも、國體の根本義に關する重大問題なる以上、現内閣は滿身創痍最も悲惨なる斷末魔の苦しみの後倒壊すべきは既定の命數である。余が耳にするところに依れば、從來現内閣の對支策を擁護し來つた浪人團の巨頭連は此の問題に就いて完全なる了解なり、床次氏等の去就不明なる政界の巨頭連も、政友會内の不平組の巨頭鈴木氏一派も此の問題に就いて活潑權を把握せんとし、更に樞密顧問官の重鎮伊東巳代治伯は憲法擁護の大處より現内閣の不臣を糾弾すべく、平沼駿一郎男も國本社の立看板の手前默視せざるべく、

政友會の別格院外團金子子も日頃の政府への忠勤を擧んでざるべく、現内閣が如何に反間苦肉の陋策を以て衆議院に多數を制するも、民間志士と樞密院の強骨漢との挾撃に遇ふて、一たまりもなく倒壊することは火を見るよりも明かである。若し現内閣が此の曠古の重大案件に對して往生際悪き時は、皇祖皇宗の威烈と天人の憤りに觸れて、單に内閣倒壊を以て終る能はざる重大事を招來するに相違ない。

勿論「人民の名に於て」は條約原文に照して外務屬僚の誤譯たることは、今日に至つては何人も疑ふものなく、正當には、「國民の名に於て」と譯すべきである。「名に於て」が直譯であるなどゝの一帝大助教授の諧謔は、「名に於て」が帝國憲法の條款中に保存する明文である以上、青二才教授の低脳内に去來するに過ぎない。若し夫れ某老齢學者が *in the names of their respective people* を「各自國家を代表して」と譯するが如きは彼が嘗て、同じ長州生れの蹟みをして寺内伯の提灯持となりたると同巧異曲のからくりにして、政府當局の悲鳴に哀調を加ふるに過ぎない。元來 *in the name* は或る主體が宣明し宣誓する時に、自己以上の權威者を援用し來るか、自己の資格を分明ならしむが爲めに用ふる語句にして、「代表する」などゝいふ意味はない。

in the name of justice, in the name of liberty, in the name of God 「正義の名に於て」、「自由の名に於て」、「神の名に於て」等は何れも自己以上の権威者を借り來りて宣言する際に用ふる語句である。或る個人又は或る團體が、「正義の名に於て」誓ふことは、當該個人又は團體の偏見や私利に依るのでなく、一層權威あるものゝ名に於て誓ふことを意味する。殊に「神の名に於て」誓ふ場合の如きは、不完全なる人間の常識や理性や信仰を離れて、人間よりも遙かに權威ある「神の名に於て」誓ふことに外ならない。

更に或る個人が或る職務又は地位を明確にして宣誓する場合にも、「名に於て」の語句が用ひられる。例へば田中義一氏が「政友會總裁の名に於て」又は「日本帝國の總理大臣の名に於て」誓ふが如き即ち之である。此の場合「名に於て」を「代表して」と譯すべしとするならば、田中義一氏は「政友會總裁を代表して」又は「日本帝國の總理大臣を代表して」と譯すべきこととなり、天下豈に斯くの如き滑稽事あらんや、又我が帝國の元首たる天皇が其の御資格を明瞭にして、We solemnly declare in the name of the Emperor of Japan……「朕は日本天皇の名に於て嚴肅に宣明す」といふが如き場合もあり得るが、此の際には「名に於て」を代表しと譯し得べしとするか。

爲めにするところありて斯かる國家の重大問題に關しても舞文曲筆する一老廢學者の如きは、「國民の名に於て」が誤りであつて、正當には「國家を代表して」であると主張し、而かも條約文中の The high contracting parties を外務省が「條約國」と譯せるに就いて何等の訂正を加へてゐないから、彼は此の外務省の譯語を承認するものといふべく、さすれば「條約國は各自の國家を代表し」となり、老廢學者に非ずんば理解し難き一大謎語となり了るであらう。勿論 The high contracting parties は前に各共和國の大統領、各王國の王、各帝國の帝を列記するを以て、正當には「條約締結の當事者」と譯すべきであり、さすれば、「各自の國家を代表し」と續けても意味は通するが、老廢學者は此の一點すら闇却して居る。

要するに、in the names of their respective peoples は「各自國民の名に於て」が唯一不二の正當なる譯語たることは一點の疑ひなきところである。果して然らば、こゝに憲法上の重大問題が發生する。こは、「ピープルズ」を人民と譯するも、國民と譯するも、譯し方の問題ではない。帝國憲法第十三條には「天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス」と儀乎として規定しあ

in the name of justice, in the name of liberty, in the name of God 「正義の名に於て」、「自由の名に於て」、「神の名に於て」等は何れも自己以上の権威者を借り來りて宣言する際に用ふる語句である。或る個人又は或る團體が、「正義の名に於て」誓ふことは、當該個人又は團體の偏見や私利に依るのではなく、一層權威あるものゝ名に於て誓ふことを意味する。殊に「神の名に於て」誓ふ場合の如きは、不完全なる人間の常識や理性や信仰を離れて、人間よりも遙かに權威ある「神の名に於て」誓ふことに外ならぬ。

更に或る個人が或る職務又は地位を明確にして宣誓する場合にも、「名に於て」の語句が用ひられる。例へば田中義一氏が「政友會總裁の名に於て」又は「日本帝國の總理大臣の名に於て」誓ふが如き即ち之れである。此の場合「名に於て」を「代表して」と譯すべしとするならば、田中義一氏は「政友會總裁を代表して」又は「日本帝國の總理大臣を代表して」と譯すべきこととなり、天下豈に斯くの如き滑稽事あらんや、又我が帝國の元首たる天皇が其の御資格を明瞭にして、We solemnly declare in the name of the Emperor of Japan……「朕は日本天皇の名に於て嚴肅に宣明す」といふが如き場合もあり得るが、此の際には「名に於て」を代表しと譯し得べしとするか。

爲めにするところありて斯かる國家の重大問題に關しても舞文曲筆する一老齋學者の如きは、「國民の名に於て」が誤りであつて、正當には「國家を代表して」であると主張し、而かも條約文中の The high contracting parties を外務省が「條約國」と譯せるに就いて何等の訂正を加へてゐないから、彼は此の外務省の譯語を承認するものといふべく、さすれば「條約國は各自の國家を代表し」となり、老齋學者に非ずんば理解し難き一大謎語となり丁度あらう。勿論 The high contracting parties は前に各共和國の大統領、各王國の王、各帝國の帝を列記する所以、正當には「條約締結の當事者」と譯すべきであり、さすれば、「各自の國家を代表し」と續けても意味は通するが、老齋學者は此の一點すら闇却して居る。

要するに、in the names of their respective peoples は「各自國民の名に於て」が唯一不二の正當なる譯語たることは一點の疑ひなきところである。果して然らば、こゝに憲法上の重大問題が發生する。これは、「ピープルズ」を人民と譯するも、國民と譯するも、譯し方の問題ではない。帝國憲法第十三條には「天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス」と儀乎として規定しあ

り、こゝに帝國憲法の一特色が示されてゐる。然るに、天皇が條約の締結に於て天皇の御名に於てする代りに、「國民の名に於て」することは、大權事項を不明ならしめる由々しき結果となり、條約の締結が議會の協賛を要する英米獨佛諸國と日本帝國とを同一水準に立たしむることとなる。加之、若し條約の締結が形式的なりと「國民の名に於て」なさることならば、條約の締結には事實上も國民の參與を要すと主張する者をも生ずべく、遂には宣戰、媾和、條約締結の大權事項は議會に妥讓されねばならぬとの主張をも生むかも知れない。

田中首相兼外相が、内田伯を佛蘭西に派して不戰條約に調印せしめたることは、實質上日本の憲法の精神と規定とを獨斷的に變更せんとするが如き不臣の行爲なることは一點の疑ひを容れない。疊に御批准書紛失したる畠内某をお伴としての花の都たる巴里に使ひせる内田伯は誠に勇將の下に弱卒なしと評せらるべきである。

翻つて思ふ。個人にしても其の天職とし根本の信念とするものが傷けらるゝ時は、三十年の親友も一朝にして不俱戴天の仇となる。國家に於ても、其の國格の最も微妙にして言辭を以て盡しがたき急所を傷害する時は、一代の英雄と雖も没落は其の運命である。南北正論論に觸れたる故

桂公の運命を見よ。××××××××××××××××××に異議を挟みたる故山縣公の運命を見よ。果して然らば、日本の國格の根本義を傷けたる田中首相とその黨の末路は火の文字を以て鮮明に畫かれて居るとはいはねばならぬ。渺たる一中村啓次郎君對一向軍治君との對戦ではない。問題は遙かに重大、遙かに深刻、鬼氣人に迫るものがあるではないか。(昭和三年十一月稿『祖國』所載)

不戦條約問題

筆者が本誌（祖國）十一月號及び十二月號に於て豫断せし如く、不戦條約問題は政黨的所屬と政策的異見とを超越する國家的大問題たらんとしつゝある。民政黨は其の標榜する政綱の立前上、此の問題を深刻に取り扱ふこと能はず、殊に西園寺老公の御聲ありたるとかにて、濱口民政黨總裁は成るべく消極的态度を以て、此の問題に觸れざらんとして居る。

然るに、浪人の巨頭たる頭山、内田の二氏を始めとして、常ならば政友會の共産黨彈壓と對支強硬策とに共鳴し、何れかといへば政友系と見做さるゝ各種浪人團は、從來の情誼を一擲して、不戦條約御批准奏請反対同盟を作り、更に之に止まる能はざる血氣の諸團體は進んで倒閣聯盟を結成し、其の運動輕視すべからざるものがある。殊に官僚出身としては氣骨稜々たる前獨逸大使本多熊太郎氏は講演に文書に堂々の意見を發表して世論に訴へ、浪人團の意氣益々揚らんとする勢ひである。斯かる問題に關して無關心なるべく豫想されてゐた尾崎行雄、鶴見祐輔二氏まで意

外にも此の問題を提げて立ち、内閣の牙城に迫らんとせるは世人を一驚せしめた。『東朝』、『東日』の如き大新聞は、此の問題發生の當初に於て、比較的冷淡であつたのみならず、寧ろ斯かる問題を問題とすることは時代錯誤であるといふが如き筆致を弄してゐたに拘はらず、今日此の問題が在野の志士と樞密院の硬派分子の問題となるに至つて、俄然其の態度を變じ、此の問題を正面より冷笑することを止めたるは勿論、不戦條約反対の氣勢を重要なニースとして取り扱ふに至つた。

此の問題の勃發當時、新聞紙に意見を發表せる一二の學者は其の無學と低脳を公開して今や沈黙の域に葬られた。例へば東大政治學教授蠟山政道氏の如き「の名に於て」が直譯であり、意譯すれば「の爲め」であるなど、愚論を吐いたが、憲法の明文もあり、英佛二語の幾多の用語例もあり、何人も認めざるに至つたが爲めに顧みて他をいふに至つた。殊に向軍治氏の如きは「世界に恥を曝らす不戦條約文論争」と題するバンフレットを發表して、問題の „in the names of their respective peoples” を「國家を代表して」と譯すべしなど、論じ立てたが、爲めにするところありての曲解として識者の指弾を買ひ、此の論争から落伍した。此の譯文が不當至極なるこ

とは、余は本誌十一月號に於て既に遺憾なく指摘した。

然るに、最近英語に得意なるを以て有名なる東大英法の主任教授高柳賢三氏が、其の意見を「東朝」に發表した。氏は問題の文句を以つて「人民の名に於て」と譯すより外に譯し様なしと斷定し、外務當局が、之を「人民の爲めに」とか、「國家の爲めに」とか「國家を代表して」とか譯することの不當を述べ、而も氏は「人民の名に於て」は「天皇の名に於て」と同一視すべきものでなく、即ち攝政が「天皇の名に於て」大政を代行するような場合と異なり、寧ろ「神の名に於て」の場合の如く、語勢を強める修飾語なりと説き、此の文句あるが爲めに不戰條約に反対すべきに非ずと結論して居る。

余は高柳君とは相識の間であり、氏の法律以上に得意がる英語の問題に就いて、氏と論駁するは聊か忍びないけれども、先の蠟山政道君といひ、今の高柳賢三君といひ、國家が高祿を以て生活を保證しつゝある學者で、暇に任せて自由に研究し得らるゝ身分であるに拘はらず、斯かる先人未踏の愚論を公にして顧みざるは、驚嘆するの外はない。余は友情を無視し、この機會を利用して、高柳君に一擊を加へざるを得ない。

先づ高柳君は問題の文句を「人民の名に於て」と譯する外はないといふが、「名に於て」といふ譯は余も同君に與する。併し peoples の譯が「人民」でなければならないとの主張に至つては、余は多少の異論なきを得ない。勿論 people を國內的に使用する場合に於ては、「人民」と譯して宜しい。殊に日本の場合に於ては、天皇が people と仰せらるゝ時は「人民」の意味である。併し、問題の „in the names of their respective peoples“ の場合に於ては、the French people, the people of the United-States of America, the Japanese people 等を合して peoples とするものであつて、主權者を抜きにした各國の人民等だけではない。日本が君主國であるとか、佛蘭西が共和國であるとかいふことは關はりなく、日本人全體、佛蘭西人全體、合衆國人全體を各 a people と見做し、總括して respective peoples としたのである。従つて、the Japanese people は主權者を抜きにした「人民」ではなく、日本國人全體を指せるものである。用語例は他にもあるが、余は有名なるルソーの『社會契約論』から左の 1 節を引用する。

„Cette personne publique, qui se forme ainsi par l'union de toutes les autres, prenait autrefois le nom de *cité*, et prend maintenant celui de *république* ou de *corps politique*,